

目 次

第 1 号(9月18日)

議 事 日 程	1
出 席 議 員	1
欠 席 議 員	1
地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
議会事務局出席職員	1
開会宣告・開議宣告	2
諸 般 の 報 告	2
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
日程第 2 会期決定の件	2
日程第 3 行 政 報 告	3
日程第 4 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告の件	6
日程第 5 報告第 2号 議員派遣結果報告(議会広報特別委員会)の件	7
日程第 6 報告第 3号 議員派遣結果報告(全道議員研修会ほか)の件	8
日程第 7 報告第 4号 平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率報告の件	9
日程第 8 選挙第 1号 上川南部消防事務組合議会議員補欠選挙の件	9
日程第 9 選挙第 2号 富良野広域連合議会議員選挙の件	10
日程第10 選挙第 3号 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の件	10
日程第11 町の一般行政について質問	11
2番 村 上 和 子 君	11
1 冬の生活物資購入支援制度導入を	
2 国保ヘルスアップ事業3年間の事業評価の検証と町独自の生活習慣病の予防対策と町民への啓蒙を	
3 上富良野町のスポーツ振興をはかるための総合型地域スポーツクラブの設置について	
6番 今 村 辰 義 君	17
1 観光客増加のさらなる努力を	
2 国歌「君が代」の教育状況は	
5番 米 沢 義 英 君	23
1 耐震改修計画について	
2 原油高騰に対する対応について	
3 福祉灯油の実施について	
4 介護保険について	
5 日中一時支援について	
6 公営住宅の環境整備について	
4番 谷 忠 君	31
1 日の出公園臨時駐車場の今日までの不適切な使用について	
9番 中 村 有 秀 君	39
1 高齢者等に対する生活支援事業(福祉灯油等)の実施について	
2 日の出公園臨時駐車場について	
3 特定医師関与の聴覚障害者手帳疑惑について	
10番 和 田 昭 彦 君	47
1 組織機構改革について	
2 上富良野高校の存続問題について	
散 会 宣 告	52

目 次

第 2 号 (9 月 1 9 日)

議 事 日 程	5 5
出 席 議 員	5 5
欠 席 議 員	5 5
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	5 5
議会事務局出席職員	5 5
開 議 宣 告	5 6
諸 般 の 報 告	5 6
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	5 6
日程第 2 議案第 3 号 平成 1 9 年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	5 6
日程第 3 議案第 4 号 平成 1 9 年度上富良野町企業会計決算認定の件	5 6
日程第 4 議案第 1 号 平成 2 0 年度上富良野町一般会計補正予算 (第 6 号)	6 2
日程第 5 議案第 2 号 平成 2 0 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	6 9
日程第 6 議案第 5 号 ラベンダーの里かみふらのふるさと応援寄附条例	7 0
日程第 7 議案第 6 号 上富良野町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例	7 3
日程第 8 議案第 7 号 上富良野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	7 4
日程第 9 議案第 8 号 上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例 ...	7 4
日程第 1 0 議案第 9 号 上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更の件	7 5
日程第 1 1 議案第 1 0 号 北海道市町村備荒資金組合格約の変更の件	7 7
日程第 1 2 議案第 1 1 号 財産取得の件 (塵芥収集車)	7 8
日程第 1 3 議案第 1 2 号 教育委員会委員の任命の件	7 8
日程第 1 4 議案第 1 3 号 教育委員会委員の任命の件	7 9
日程第 1 5 発議案第 1 号 町内行政調査実施に関する決議	7 9
日程第 1 6 発議案第 2 号 議員派遣の件	8 0
日程第 1 7 発議案第 3 号 上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則	8 0
日程第 1 8 発議案第 4 号 北海道の活性化を図るための地方分権改革の推進に関する意見の件	8 1
日程第 1 9 発議案第 5 号 農業用生産資材高騰等に関する意見の件	8 2
日程第 2 0 発議案第 6 号 原油価格高騰による住民生活に関する意見の件	8 3
日程第 2 1 閉会中の継続調査申出の件	8 4
町長あいさつ	8 4
教育長あいさつ	8 6
閉 会 宣 告	8 7

第 3 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成20年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)	9月19日	原 案 可 決
2	平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	9月19日	原 案 可 決
3	平成19年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	9月19日	決 算 特 別 委 員 会 付 託
4	平成19年度上富良野町企業会計決算認定の件	9月19日	決 算 特 別 委 員 会 付 託
5	ラベンダーの里かみふらのふるさと応援寄附条例	9月19日	原 案 可 決
6	上富良野町認可地緑団体印鑑条例の一部を改正する条例	9月19日	原 案 可 決
7	上富良野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	9月19日	原 案 可 決
8	上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例	9月19日	原 案 可 決
9	上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更の件	9月19日	原 案 可 決
10	北海道市町村備荒資金組合格約の変更の件	9月19日	原 案 可 決
11	財産取得の件(塵芥収集車)	9月19日	原 案 可 決
12	教育委員会委員の任命の件	9月19日	同 意 可 決
13	教育委員会委員の任命の件	9月19日	同 意 可 決
	行政報告	9月18日	
	町の一般行政について質問	9月18日	
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告の件	9月18日	報 告
2	議員派遣結果報告(議会広報特別委員会)の件	9月18日	報 告

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
3	議員派遣結果報告（全道議員研修会ほか）の件	9月18日	報 告
4	平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率報告の件	9月18日	報 告
	選 挙		
1	上川南部消防事務組合議会議員補欠選挙の件	9月18日	選 挙
2	富良野広域連合議会議員選挙の件	9月18日	選 挙
3	北海道後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の件	9月18日	選 挙
	発 議		
1	町内行政調査実施に関する決議	9月19日	原 案 可 決
2	議員派遣の件	9月19日	原 案 可 決
3	上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則	9月19日	原 案 可 決
4	北海道の活性化を図るための地方分権改革の推進に関する意見の件	9月19日	原 案 可 決
5	農業用生産資材高騰等に関する意見の件	9月19日	原 案 可 決
6	原油価格高騰による住民生活に関する意見の件	9月19日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出の件	9月19日	原 案 可 決

平成20年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成20年9月18日（木曜日）

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 会期決定の件 9月18日～19日 2日間
- 第 3 行政報告 町長尾岸孝雄君
- 第 4 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告の件
代表監査委員 高口 勤 君
- 第 5 報告第 2号 議員派遣結果報告（議会広報特別委員会）の件
- 第 6 報告第 3号 議員派遣結果報告（全道議員研修会ほか）の件
- 第 7 報告第 4号 平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率報告の件
- 第 8 選挙第 1号 上川南部消防事務組合議会議員補欠選挙の件
- 第 9 選挙第 2号 富良野広域連合議会議員選挙の件
- 第10 選挙第 3号 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の件
- 第11 町の一般行政について質問

出席議員（13名）

2番	村上和子君	3番	岩田浩志君
4番	谷 忠君	5番	米沢義英君
6番	今村辰義君	7番	金子益三君
8番	岩崎治男君	9番	中村有秀君
10番	和田昭彦君	11番	渡部洋己君
12番	佐川典子君	13番	長谷川徳行君
14番	西村昭教君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾岸孝雄君	副 町 長	田浦孝道君
教 育 長	中澤良隆君	代表監査委員	高口 勤 君
教育委員会委員長	増田修一君	農業委員会会長	松藤良則君
会計管理者	新井久己君	総務課長	北川雅一君
産業振興課長	伊藤芳昭君	保健福祉課長	岡崎光良君
農業委員会事務局長		町民生活課長	田中利幸君
健康づくり担当課長	岡崎智子君	技術審査担当課長	松本隆二君
建設水道課長	北向一博君	ラベンダーハイツ所長	菊地昭男君
教育振興課長	前田満君		
町立病院事務長	大場富蔵君		

議会議務局出席職員

局 長	中田繁利君	主 査	深山 悟 君
主 任	中島美佐子君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 13名)

開会宣告・開議宣告

議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は13名であります。

これより、平成20年第3回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

8月25日に、向山議員から、一身上の都合により議員を辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第126条及び会議規則第99条の規定により、同日、議長がこれを許可いたしました。

議会運営委員が欠員となったことから、9月5日開催の総務産建常任委員会において、米沢義英議員が後任の議会運営委員に選出され、閉会中のため、議長が指名して選任いたしました。

9月10日開催の議会運営委員会において、議会運営委員長に金子益三議員、副委員長に岩田浩志議員が選任されました。

今期定例会は、9月12日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

今期定例会の運営について、8月29日、9月10日、11日に議会運営委員会を開き、会期、日程等を審議し、その内容は、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案が、議案第1号ないし議案第13号までの13件と報告第4号の1件であります。

なお、人事案件の議案第12号及び第13号につきましては、あす配付いたしますので、御了承賜りたいと存じます。

議員からの提出案件は、発議案第1号ないし発議案第6号の6件であります。

議会広報特別委員長及び議会運営委員長から、議員派遣結果についての報告がありました。

議会構成として提出されている案件は、選挙第1号ないし第2号の2件、北海道後期高齢者医療広域

連合議会議員選挙長からの町村議会議員区分による補欠選挙の提出の案件は、選挙第3号の1件であります。

監査委員から、例月現金出納検査の結果報告がありました。

町長から、今期定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出がありました。その資料として行政報告(平成20年9月定例町議会)と、平成20年度建設工事発注状況をお配りいたしましたので、参考としていただきますようお願い申し上げます。

町の一般行政について、村上和子議員外5名の議員から一般質問の通告がありました。その要旨は本日お手元にお配りいたしましたとおりであり、あらかじめ執行機関に質問の要旨を通告いたしております。

なお、質問の順序は、通告を受理した順となっておりますので、御了承賜りたいと存じます。

8月29日までに受理いたしました陳情・要望の件数は7件であり、その内容は、さきにお配りしたとおりであります。

今期定例会までの議会の主要な行事は、別紙配付のとおりであります。

本定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしております。

以上であります。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

8番 岩崎治男君

9番 中村有秀君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(西村昭教君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの2日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月19日までの2日間と決しました。

日程第3 行政報告

議長（西村昭教君） 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長より報告がありますので、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第3回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る6月定例議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、多くの町民の皆様方に不安を与えました血糖検査用微量採血器具の不適切な使用についての経過報告であります。

不適切使用の問題を把握以降、町広報誌への掲載、対象者の把握及び本人への謝罪とあわせて、対策を講じてきたところであります。

その結果、保健福祉課関係の11名につきましては、全員に肝炎ウイルス検査を実施し、全員が異常なしでありました。

また、町立病院関係では、対象者128名のうち、検査希望あり62名、また、不適切使用に関係せず希望なしが59名、確認中が7名となっております。検査を実施した62名のうち、54名が異常なしで、本人への通知が済んでおります。現在、3名が検査の結果待ちであり、数値の高い5名の方については、いずれも町立病院に通院されておりますので、御本人の来院時に主治医から直接説明を行っているところであります。

また、現時点において、検査意思等の確認がとれていない方が7名おりますので、最後の一人まで検査意思等の確認を行い、万全を期するとともに、このようなことが再発しないよう徹底してまいりたいと存じます。

次に、富良野広域連合設置の関係につきましては、9月1日に5市町村長と関係市町村議会議長の御臨席を賜り、北海道知事から設立許可書を受領し、正式に特別地方公共団体である富良野広域連合を立ち上げることができました。

同日、広域連合長選挙において、能登富良野市長が広域連合長に選出され、その後、設立時に必要な条例案と暫定予算案など、正副連合長会議において決定し、同日、広域連合長において専決処分されたところであります。

今後につきましても、必要な手続に伴う数多くの協議の機会などがありますので、議員各位、町民の皆様方の御支援と御協力を切にお願い申し上げます。

次に、町有財産有効活用事業の実施状況についてであります。公売を予定していた遊休町有地について、公売準備が整った物件から町広報誌を通じて購入希望者を募集しているところであります。

現段階では、町内からの購入希望者がいないことから、時期を見て募集範囲を町外の方にも拡大し、町有財産の有効活用が図れるよう取り組んでまいります。

また、旭町教員住宅の1棟2戸が新たに普通財産に移管されましたので、利用目的を移住準備住宅として入居希望者の募集を行い、既に1戸の入居者を決定したところであります。残りの1戸についても、移住対策の一環として入居希望者の募集を進めてまいります。

次に、本年1月1日から、寄附を対象として始められるふるさと納税制度についてであります。当町もこれを好機ととらえ、町を応援したいという方々が安心して御寄附いただけるよう、ラベンダー発祥の地として、ラベンダーを核としてまちづくり事業を中心としたラベンダーの里かみふらのふるさと応援寄附条例の原案をまとめ、今定例町議会に上程しておりますので、御審議賜りたいと存じます。

次に、自衛隊関係であります。7月13日、旭川地方協力本部及び上富良野駐屯地の第3地对艦ミサイル連隊、8月10日、千歳航空祭、8月31日、第1特科団の記念行事に出席してまいりました。

また、8月24日は、静岡県東富士演習場で行われた富士総合火力演習を見学し、その後に開催のレセプションにも出席し、翌25日には、防衛省の異動に伴う幹部の方々や関係者にごあいさつを行ってまいりました。

要望関係では、9月10日、富良野地方自衛隊協力会を構成する各市町村長とともに、上富良野駐屯地の現状規模堅持及び上富良野演習場拡張整備に関する要望を、上富良野駐屯地及び第2師団に行ってまいりました。

次に、基地対策として、6月23日、24日、北海道基地協議会の要望運動に参加し、北海道防衛局並びに防衛省、総務省、財務省に対して防衛施設周辺整備事業に関する要望を行いました。

翌25日には、上富良野町基地対策協議会の役員とともに、防衛省において、当町の防衛施設周辺整備の事業要望を行ってまいりました。

次に、特定健診・特定保健指導の実施についてであります。対象者となる40歳から74歳までの

町国保加入者に対しまして、6月、7月に集団健診、8月に個別健診を実施いたしました。

その結果、男性1,172名のうち651名、女性1,392名のうち872名の方々が特定健診を受診され、現時点で受診率は59.4%となったところであります。

受診された方々には、個々の健診結果を理解し、生活習慣改善への取り組みを図るために、750人を対象に個別相談の案内を行い、相談に来られなかった方には訪問指導等を実施いたしました。

今後、未健診者には、健診の機会を設け受診を推進するとともに、特定保健指導の充実に努め、町民の方々の健康づくりに最大限努めてまいります。

次に、麻疹発生と予防接種状況についてであります。町内での散発的に麻疹患者が発生したことから、児童生徒の麻疹罹患蔓延防止を目的に、現行の5カ年計画を前倒しし、任意接種費用助成を実施いたしました。

この結果、93.8%の方が任意接種を受け、大きな成果を得たところであります。

次に、自治基本条例制定に向けた取り組み状況についてであります。条例案をまとめた以降、町広報誌への特集記事を掲載したほか、まちづくりトーク、説明会、出前講座を開催し、町民の皆様へ周知と意見交換を進めてきております。

これまでの説明会等の実施状況としては、出前講座3団体、住民会長と町内会長への説明会、生活安全推進協議会の説明会、教育委員会関係や農業委員の研修を実施したほか、議員の皆様方にも説明をさせていただきました。

また、8月下旬には、まちづくりトークを町内3カ所で開催し、延べ29名の参加をいただき、意見交換をしたところであります。

また、パブリックコメントを8月15日から9月16日までの間実施した結果、6名の方から22項目の御意見をいただきました。

自治基本条例の制定に当たっては、町民、議会、行政が一体となった取り組みが重要でありますことから、今後におきましても町民の皆様への十分な周知と条例案への意見反映を図るとともに、議員各位との連携した協議を重ね、12月議会への上程を目指しております。

次に、町税等の収納対策であります。平成20年度上半期の町税等の徴収状況については、4月から8月にかけて所得税還付金3件の差し押さえを実施し、9万9,000円の換価収納をいたしました。

また、管理職全員による滞納プロジェクトを1回実施し、延べ116名の臨戸訪問徴収により、町税

等117万4,000円を徴収いたしました。

さらに、国民健康保険税の滞納者39世帯92名に対しては、国民健康保険証の短期交付をして、納税勧奨をしたところであります。

また、8月末現在の資格証明書交付世帯は、12世帯21名となっているところであります。

次に、水道料金の滞納対策については、有効な手法として給水停止処分があり、過去においては、極めて悪質なものについてのみ限定して実施してまいりましたが、昨年度から処分手続を改め、納入誓約の不履行者など、誠実な対応が見られない方へも範囲を広げるなど、納付勧奨してきたところであります。

今後も、町税、公共料金等の収納向上に向けて、適切な対応に努めてまいります。

次に、交通安全対策についてであります。道内の交通死亡事故は、9月1日現在、死者数は137人と前年より56人減少している中、上川支庁管内におきましては、死者が27人で、前年に比べ20%増加という憂慮すべき事態にあります。

このような状況の中、本町の交通死亡事故ゼロの継続は、9月1日現在、1421日に達し、交通死亡事故ゼロ継続日数の全道ランキングでは、全体で31位、人口1万人以上の市町村の中では全道1位となっているところであり、その後もさらに継続しております。

これもひとえに、町民一丸となり交通安全の取り組みを進めている結果であり、関係機関の御協力に感謝申し上げます。

今後におきましても、町民総ぐるみで交通安全に取り組み、これからも2000日を目指し、推進を図ってまいります。

次に、農業関係であります。本年は融雪期が早く、好天に恵まれる中、5月上旬には一次降霜が見られる低温時期と、5月下旬から7月上旬の間は周期的な気温変化が見られましたが、8月中旬まではおおむね平年並みの気候で推移いたしました。

その後は、一時期、最低気温が摂氏10度を下回るなどの低温期もありましたが、各作物の生育はおおむね良好に経過しております。

今後においては、収穫作業が順調に進み、豊稔の秋を迎えることができるよう願っているところであります。

次に、JAグループ北海道が、道内農業関係団体との共催により、生産資材価格高騰にかかわる全道農業危機突破総決起大会を8月21日に、札幌市中島公園を会場に開催いたしました。

本大会では、経済団体、消費者団体、行政、議会などが後援し、オール北海道の取り組みとして全道

各地から約5,300人が結集し、集会とデモ行進が行われ、JAふらの上富良野支所からは44名が参加し、北海道農業の危機的窮状を訴え、国に対して早急に抜本的な対策を講ずるよう求めたところでもあります。

次に、上富良野町水田農業推進協議会主催の献穀米御抜穂祭が9月15日に、関係の皆様のご御臨席をいただき、厳かにとり行われました。

収穫された「ななつぼし」は、10月下旬には耕作者平吹俊一氏により天皇陛下に献上され、11月23日に皇居で催されます新嘗祭に奉納されることとなっております。

次に、観光関係であります。まず、日の出公園のラベンダー一部刈り取りと、第5回花と炎の四季彩まつりについてであります。

日の出公園のラベンダー一部刈り取りにつきましては、映画撮影の候補地として、映画会社からシーズン中のラベンダー一部刈り取りの申し入れがあったことによるものであります。

この申し入れに対しまして、ラベンダーの最盛期を迎える時期であり、また、花と炎の四季彩まつりを間近にしていたことから、町が単独で判断すべきではないと考え、四季彩まつり運営委員会及び観光協会に協議を申し上げたところではありますが、次年度以降に大きな宣伝効果が得られるということで、一部刈り取りに協力したものであることを報告させていただきます。

こうした中、7月27日に第5回花と炎の四季彩まつりを開催いたしました。昨年から1日間の開催となったところではありますが、天候にも恵まれ、運営委員会を初め、関係の方々の御尽力によりまして、町内外より約1万2,000人の来園者をお迎えし、ステージショー、あんどん行列、花火等の行事を予定どおり実施して、無事終えることができました。

四季彩まつりの開催に向けて、早くからあんどんの制作を初め、イベント準備、整備などに御苦労をいただきました関係者の皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、次年度の開催に向けて、関係者の皆様のより一層の連携をお願いし、地域振興につながるイベントとなるよう努めてまいります。

次に、8月2日のかみふらのビアガーデンについてであります。

これは、商工会、観光協会、農協、町で構成する地産地消推進協議会が、サッポロビール株式会社に製造依頼した上富良野産の大麦とホップで醸造したかみふらのプレミアム生ビールによるビアガーデンであります。

当日はあいにくの雨模様となりましたが、会場で

は、商工会、まちづくり委員会に御協力をいただき、地元農畜産物を食材とした多くの料理の販売もあり、神社まつりの夕刻、地産地消の推進と住民間の交流が図られ、盛況のうちに終了したところであります。

次に、サッポロビール株式会社によりまして、ふるさと北海道応援企画における本町のPR活動についてであります。

これにつきましては、サッポロビールが、札幌大通公園で開設しているビアガーデンにおいて、食や観光を通じて北海道各地域のすばらしさを発信し、その地域の振興を図ろうとする取り組みで、昨年に続き、2回目の参加であります。

今年は、8月6日上富良野デーとして、常時2,500人以上の入場者でにぎわった状況の中で、本町のPRを行ってきたところであります。

このPR活動に御支援、御協力をいただいた町内の関係団体の方々、また、当日駆けつけていただきました札幌上富良野会の皆様に厚くお礼を申し上げます。

次に、上海招聘事業の関係であります。陳西瑜、王思椒御夫妻の仲介により、今回7月26日から30日にかけて、上海の大手月刊誌と週刊誌の記者2名が本町を訪れ、本町を拠点として、本町及び富良野・美瑛広域観光の取材活動等がなされましたが、上海在住の王氏からの連絡では、既に現地取材の記事が大きく取り上げられた雑誌が発刊されているとのことであります。

この上海招聘事業につきましては、引き続き、本町が富良野・美瑛広域観光の主導的な役割を果たしながら、効果を上げられるよう進めてまいります。

次に、町立病院の療養病床の介護療養型老人保健施設への転換についてであります。先般、道と協議の結果、補助指令前着手届のもとで、ようやく工事入札を終え、改修工事が動き出したところであります。

今後は、老人保健施設の開設に向け、設置条例の制定や関係予算の組み替えが必要でありますので、今後、町議会に必要な議案を提案させていただく予定であります。

次に、救急医療体制についてであります。現在、富良野保健所を中心とした富良野保健医療福祉圏域連携推進会議において、北海道医療計画富良野地域推進方針を策定、検討中であります。

その中において、救急医療体制を今後も確保していくために、初期、2次医療機関との役割分担と連携体制の強化が求められるとともに、救急病院の医師を初めとする医療従事者の負担を軽減する観点から、不要不急時の救急医療の利用を最小限のものと

するため、軽症患者による夜間の救急外来利用の適正化や救急車両等の適切な利用促進について普及啓発に努めることとされております。

町立病院においても、現状を町民の皆様へ御理解いただく努力を行うとともに、医師の負担軽減に努めてまいります。

次に、国内外交流事業についてであります。平成9年度に三重県津市の安東小学校と西小学校の間で姉妹校の提携をし、相互訪問交流を進めておりますが、本年度は7月28日から3日間の日程で、西小学校から安東小学校へ7名の児童と引率教員2名の計9名が訪問してまいりました。

ホームステイや津市の視察研修などを行い、短い生活体験と交流ではありましたが、安東小学校と西小学校の友好のきずなをさらに深めてきたものと考えております。

私も子供たちに同行し、交流事業に参加するとともに、津市長や教育長等と面会し、両市町の姉妹都市交流の継続を確認してまいりました。

次に、新しい英語指導助手の着任についてであります。ダナ・ピゲロウ氏の後任として、同じくカナダ国アルバータ州カムローズ市から、ニコール・ヒューゼビー氏を迎え、8月1日から正式に活躍していただいているところであります。

彼女はいろいろなスポーツに親しむなど、明るく活発な方で、上富良野町の子供たちに国際理解と英語指導に当たっていただくとともに、日本の文化や自然を学びたいという意欲が旺盛なことから、今後の活躍を期待しているところであります。

次に、小中学生の本年度におけるスポーツ少年団や部活動等の活動について報告させていただきます。

まず、小学生においては、野球、バレーボールの各少年団が全道大会に出場するとともに、上小スクールバンドが昨年に引き続き、全道大会に出場を果たしたところであります。

中学生においては、東中中ソフトテニス部の3組が函館市で開催された全道大会へ、上中陸上部19名が小樽市の全道大会へ出場するなど、中体連の各競技において優秀な成績をおさめており、中体連関係以外においても、中学生少林寺拳法大会北海道予選会において、全国大会への出場を獲得し、その結果、見事6位に入賞するなど、各競技において優秀な成績をおさめております。

また、上中吹奏楽部が昨年度に引き続き、全道大会に出場し、東日本学校吹奏楽大会への代表権を獲得したところであります。

なお、上中の東日本学校吹奏楽大会への出場に伴う町の負担については、今回上程した一般会計補正

予算（第6号）において計上させていただいておりますので、町民の皆様及び議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、上富良野高等学校にかかわる事項について報告させていただきます。

7月16日に、平成21年度から平成23年度における公立高等学校配置計画案が北海道教育委員会より示されたところであります。

その内容は、平成23年度に富良野高等学校が5間口から4間口へと1間口の減となり、上富良野高等学校については現状維持となっております。

しかしながら、存続については依然として厳しい状況にありますので、上富良野高校の存続を継続していくため、今後においても、さらに努力していく所存であります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。6月定例町議会の報告以降に入札執行した建設工事は、9月4日現在、件数で20件、事業費総額で8,261万4,000円で、本年度累計では33件、事業費総額で5億8,220万4,000円となっております。

また、事後審査型一般競争入札試行実施要綱を7月1日に施行し、同要綱に基づく一般競争入札を1件実施いたしました。

なお、お手元に平成20年度建設工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

以上をもって、行政報告とさせていただきます。

議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

日程第4 報告第1号

議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 御報告申し上げます。

報告第1号例月現金出納検査結果報告の件。

例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

1ページをお開きください。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成19年度5月分及び平成20年度5月分から7月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、14ページにございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって例月現金出納検査結果の報告を終わります。

日程第5 報告第2号

議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号議会広報特別委員会の議員派遣結果報告を行います。

本件の報告を求めます。

議会広報特別委員長岩田浩志君。

議会広報特別委員長（岩田浩志君） 御報告を申し上げます。

報告第2号議会広報特別委員会議員派遣結果報告。

平成20年第2回定例会において議決された議員派遣について、次のとおり実施いたしましたので、その結果を御報告いたします。

1、調査の経過。

議会広報特別委員会は、議会の活動をよりわかりやすく町民に知らせるための広報誌発行に関する調査研究のため、平成20年8月18日から20日までの間、先進市町村であるむかわ町で視察、調査を行い、北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会へ出席いたしました。

また、道新札幌印刷「フムフム館」、北海道新聞本社への見学も実施し、紙面づくりの基本等について研修を行いました。

既に、報告書につきましては皆さん御高覧いただいていると思われまますので、内容を要約して報告させていただきます。

2、調査の結果。

（1）議会広報研修会。

北海道町村議会議長会主催による議会広報研修会に出席し、広報プランナーの和田雅之氏による「議会報づくりと時代の潮流」と題した講演を受けました。

読者が求める議会広報としては、情報をスピード感を持って伝えることであり、町民は「今何が知り

たいのか」、また、議会報として「何を伝えたいのか」「何を伝えなければならないのか」を判断し、それをわかりやすく書くことが重要である。

また、紙面づくりの基本や美しく、読みやすく、わかりやすい紙面という点では、紙面の右上から左下へ流れるような文章の配置が読みやすいレイアウトであり、関連記事はまとめて掲載することが注意点とされた。そのためにラフスケッチをつくり、イラストや写真を効果的に用いる工夫が必要である。

見出しは内容を正しく、短く伝えることが重要で、役所用語は使わないようにすること、見出しによく使われている「何々について」という表現は非常にあいまいでわかりづらく、好ましくないとの指摘があった。

（2）先進市町村行政調査。

むかわ町。

調査テーマ、議会広報の編集について。

むかわ町は、旧穂別町と旧鶴川町の合併により誕生した町である。合併前にもそれぞれ議会広報は発行されていたが、合併によりどう調整したのか、また、一問一答方式の議会広報への掲載方法等について調査を行った。

むかわ町の議会広報は、「議員がつくる議会だより」とされており、議員だれでもがしてくれるものを目指していた。

合併による広報誌の調整については、委員会開催当初に、お互いよいと思った部分を取り入れ、編集の基本姿勢や基本方針などについてしっかりした話し合いがなされており、現在の発行規程につながっていた。

議会広報委員会が特別委員会の扱いではなく、任期が4年とされていた。また、副議長及び各常任委員長を広報委員会の委員とすることになっており、編集作業は広報委員会が行うが、発行・編集の責任者は議長であることからすると、議会全体で発行しているという意識が強く感じられた。

（3）道新札幌印刷「フムフム館」及び北海道新聞本社。

フムフム館での印刷作業と北海道新聞本社のどちらでも感じたことは、新聞はスピードが求められ、それに対応するために多くの人の力が注がれているということでありました。

「今何を伝えるべきか」「記事に間違いがないか」「読者に読みやすく書かれているか」という姿勢は、議会広報づくりにおいても同様のことで、このような気持ちを念頭に置きながら取り組むことが重要であると感じた。

最近、新聞紙面の文字が大きくなっており、以前は1段15文字だったものが今は10文字になって

いる。少ない文字数でわかりやすく伝えることは非常に難しいことだと考えるが、見出しの効果や文章のまとめ方などは参考にすべきであると感じました。

最後に、まとめ。

今回の研修において、議会広報に求められていることを再確認することができた。町民が「今、何が知りたいのか、議会として「何を伝えたいのか」を考え、発行の目的と原点を忘れずに広報誌の作成に取り組まなければならない。

また、定例会終了後翌月の25日と既に発行日が決まっている議会広報の中で、スピード感を求めることは難しいかもしれないが、その分、議会広報を読めば「なぜそうなったのか」という経過がわかりやすい形で伝わるような広報誌の発行に向け、努力が必要である。

議会広報の編集に当たっては、議会で審議されたことを公平・公正、かつわかりやすく伝えなければならない。さらに、町民の声を取り入れたり、議会に関心を持っていただけるような議会広報を目指し、広報委員が主体となり「住民に愛される議会広報」をつくっていかなくてはならないと強く感じた研修でありました。

以上、議会広報特別委員会議員派遣結果報告といたします。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって、議員派遣結果の報告を終わります。

日程第6 報告第3号

議長（西村昭教君） 日程第6 報告第3号全道議員研修会及び先進市町村行政調査の議員派遣結果報告を行います。

本件の報告を求めます。

議会運営委員長金子益三君。

議会運営委員長（金子益三君） 報告第3号議員派遣結果についての件。

平成20年第2回定例町議会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告いたします。

記。

北海道町村議会議長会主催の全道議員研修及び先進市町村行政調査。

（1）調査及び研修の経過。

本町議会は、平成20年7月1日から2日まで、全議員14名により北海道町村会議長会主催の全道議員研修会に参加した。また、先進市町村である空

知支庁管内沼田町を訪問し、「沼田式雪山センタープロジェクト」について視察調査を行った。

なお、既に報告書のほうは配付されておりますので、概要のみ御報告をさせていただきます。

（2）調査及び研修の結果。

北海道町村議会議長会主催の全道議員研修会。

全道議員研修会では、朝日新聞編集委員で京都大学法学部の客員教授の坪井ゆずる氏が「分権改革と地方議会のこれから」と題し、今後、地方分権社会が進むにつれ、議会と議員の権限及び責任はますます大きくなっていくとの御講演をいただき、また、政治評論家の三宅久之氏による「混迷する政局と日本の進路」と題し、原油価格や穀物の高騰状況と原因、世界的な食料危機、各国の食料自給率について、福田政権と福田首相について、また、日本の人口問題について、わかりやすい御講演をいただいた。

先進市町村行政調査。

調査地、空知支庁管内沼田町。

調査のテーマ、「沼田式雪山センタープロジェクトについて」。

調査の概要、「沼田式雪山センタープロジェクトについて」。

沼田式雪山センタープロジェクトは、町内で大量に降り積もる雪を1カ所に集積し、被覆材で覆うことにより夏まで保存し、そこから生まれる冷熱エネルギーを周辺施設へ供給し、農産物の生産や貯蔵に活用しようとするものである。

平成20年度から雪の直接搬送による運用が開始され、雪山センターの冷熱エネルギーは町内の雪利用施設で利用されるほか、雪利用に関する実証実験などにも活用し、あらゆる分野での雪利用を目指している。

（1）雪山センター。

河川横にある町有地に町内で除排雪された雪を堆積させて巨大な雪山をつくり、この雪山から生まれる冷熱エネルギーを次の二つの方法により活用している。

雪山を切り崩して、雪そのものを農産物貯蔵施設・花卉栽培施設・牧場の肥育舎等に搬送して利用し、その雪が解けた融雪水も、さらに農産物の生産・加工に再利用している。

雪山の雪を解かしてできた融雪水をパイプで農産物貯蔵施設等につなぎ、施設等に供給利用をしている。

（2）生涯学習総合センター（ゆめっくる）、雪の科学館について。

ゆめっくるは、図書館、こども館（学童保育室）、研修室、サークル室などがあり、全館に冷水

式による雪冷房が導入され、冷房設備は暖房設備と兼用することにより、設備コストと維持管理費の削減を図っている。

雪の科学館は、ゆめくくと雪の科学館内の雪室を冷房するため、400トンの雪を貯蔵し、雪室には、農産物や熟成中の加工品などを貯蔵し、長期間保存した場合の品質劣化の調査も実施している。

(3) スノークールファクトリー(米穀低温貯留乾燥調整施設)。

平成8年に雪冷房を導入して米(もみ)を貯蔵する施設として町が建設し、2,500トンの米を低温で貯蔵することができ、4月中旬から7月中旬までの期間に、雪冷房により貯蔵庫内の環境を温度5度、湿度70%に保ちながら、もみすりをして出荷をしている。

もみは、各農家において1次乾燥させた半乾もみ(水分18%未満)を受け入れ、その後、5日間程度で水分を14.5%に乾燥させて仕上げ、「雪中米」としてもみすりをして出荷をしている。ほとんどが一等米で品質が一定しているため、全量を委託販売しており、そのうち50トンは海外にも輸出している。

施設は、平成19年から北いぶき農業協同組合沼田支所(旧沼田町農業協同組合)が指定管理者となり、運営をしている。使用料は1俵当たり380円で、年間8,000万円の維持管理費を賄い、町からの繰り入れはしていない。

もみ殻は、暗渠の材料、土壌改良剤、粉炭として再利用できるが、粉炭を製造するのに加熱するため、その燃料が高騰しているため、採算面では厳しい状況である。

(4) 雪中商品。

雪冷貯蔵「雪中米」、雪中貯蔵酒「雪なごり」、雪室貯蔵「雪中みそ」「雪中そば」、雪冷菌床栽培「雪中しいたけ」などがある。

まとめとして。

沼田町は、昭和30年ごろまでは炭鉱が主要産業となり、人口も2万人近くまで増加したが、エネルギーの消費構造が石炭から石油に移行するに伴い、炭鉱は閉山となり人口は大きく減少したため、町では住民生活の安定と経済水準の回復を図るため、近代農業の推進と企業誘致に取り組んできた。そのような取り組みの中で、平成14年に「雪と共生するまちづくりを目指して輝け雪のまち宣言」をし、雪を活用した新しい産業の創造と形成を目指している。

雪は、冬の生活環境を阻害し、膨大な除雪費がかかり厄介者となっているが、この雪を克服し利活用することは、環境問題、省エネルギー、CO₂削減

を進めていく上で大変有意義であり、参考になる点が多々あったことをここに報告する。

議長(西村昭教君) ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって議員派遣結果の報告を終わります。

日程第7 報告第4号

議長(西村昭教君) 日程第7 報告第4号平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告を行います。

本件の報告を求めます。

総務課長。

総務課長(北川雅一君) ただいま上程いただきました報告第4号平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、監査委員の審査意見をつけて御報告申し上げます。

平成19年度決算における実質赤字比率及び連結実質赤字比率はございません。実質公債費比率は21.4%、将来負担比率は135.7%となっております。

次に、公営事業ごとの資金不足比率は、簡易水道事業、公共下水道事業、水道事業及び病院事業のいずれもございません。

各比率は、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を下回っており、健全段階に位置づけられています。

以上、報告といたします。

議長(西村昭教君) ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって本件の報告を終わります。

日程第8 選挙第1号

議長(西村昭教君) 日程第8 選挙第1号上川南部消防事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選により行うことに決しました。

お諮りいたします。

被選挙人の指名の方法については、議長において

指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

上川南部消防事務組合議会議員に村上和子君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました村上和子君を上川南部消防事務組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました村上和子君が上川南部消防事務組合議会議員に当選されました。

当選されました村上和子君が議場におりますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

日程第9 選挙第2号

議長(西村昭教君) 日程第9 選挙第2号富良野広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選により行うことに決しました。

お諮りいたします。

被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

富良野広域連合議会議員に、私、西村昭教と渡部洋己君、中村有秀君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました、私、西村昭教と渡部洋己君、中村有秀君を富良野広域連合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました3名が富良野広域連合議会議員に当選されました。

当選されました3名が議場におられますので、本

席から、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

日程第10 選挙第3号

議長(西村昭教君) 日程第10 選挙第3号北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙を行います。

この選挙は、町村議会議員の区分において1人の欠員が生じ、候補者が選挙の定数1人を超える2人となり、選挙が行われることとなったものです。

当選人は、北海道後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により決定することになります。

したがって、会議規則第33条の規定にかかわらず、選挙の結果は、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告し、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

議長(西村昭教君) ただいまの出席議員は13人です。

会議規則第32条の規定により、立会人に4番谷忠君と8番岩崎治男君を指名します。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

議長(西村昭教君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長(西村昭教君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

事務局長(中田繁利君) 投票順序を申し上げます。

議長席に向かって右側の方は右側の記載所で、左側の方は左側の記載所で、それぞれ議席番号を読み上げた順に記載の上、投票をお願い申し上げます。

まず、議長席に向かって右側の方は、議席番号2番村上和子議員、3番岩田浩志議員、4番谷忠議員、9番中村有秀議員、10番和田昭彦議員、11番渡部洋己議員。

次に、議長席に向かって左側の方は、議席番号5番米沢義英議員、6番今村辰義議員、7番金子益三議員、8番岩崎治男議員、12番佐川典子議員、13番長谷川徳行議員、14番西村昭教議員。

以上でございます。順次記載の上、投票願います。

(投票)

議長(西村昭教君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 投票漏れなしと認めます。これをもって、投票を終わります。

開票を行います。

谷忠君と岩崎治男君に開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

議長(西村昭教君) 開票の結果を報告します。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票13票、無効投票0票です。有効投票のうち、松井宏志鶴居村議会議員に7票、渡辺正治余市町議会議員に6票、以上のとおりです。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

議長(西村昭教君) この開票結果を、当職から北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長に報告いたします。

暫時休憩といたします。

午前10時02分 休憩

午前10時20分 再開

議長(西村昭教君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第11 町の一般行政について質問

議長(西村昭教君) 日程第11 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、2番村上和子君。

2番(村上和子君) 私は、さきに通告してあります3項目について質問いたします。

まず、1項目めは、「冬の生活物資購入支援制度の導入をしては」の点であります。

昨年にも増して、原油価格高騰や食料品の値上げ等により各家庭を直撃しております。

昨年12月に高齢者世帯、ひとり親世帯、障害者世帯の中で低所得世帯を対象として、灯油などの燃

料確保、あるいは、その他の生活必需品の確保のために、該当1世帯当たり1万円の商品券を支給しましたが、手続や時間的なこともあり該当予定者が下回り、十分な対応がとれなかったと考えており、今年度においては、該当基準などを見直し、12月から3月までの期間の支援制度として、冬の生活物資購入支援制度の導入をしてはとありますが、町長はどのようにお考えになるでしょうか、お伺いいたします。

2項目めは、「国保ヘルスアップ事業3年間の事業評価の検証と町独自の生活習慣病の予防対策と町民への啓蒙を」。

1、平成17年度より新たな保健事業として、糖尿病、循環器系の発症を抑制するために、生活習慣病予備軍に対し、個別的な生活改善、体質改善等が図られるよう個別健康支援プログラムを作成し実践支援することに対して、国より国保ヘルスアップ事業として助成を受け取り組んで、ことしで3年目を迎えますが、町としては、この事業がどうであったのか評価し、医療費の抑制効果等をしっかり検証する必要があると考えますが、この事業の評価はどうであったのか。

2点目は、国でも国保ヘルスアップ事業を2008年度から大幅に見直すことになり、40歳から74歳の全国民を対象とした健康診断「特定健診」が義務づけられ、保健指導をスムーズに進め、特定健診等の実施に向けた先駆的な取り組みや公衆衛生など外部の専門家の参画による事業効果の評価等は200万円から400万円の範囲で特別加算があり、2008年度以降、助成内容を大幅に縮小し、原則終了する方針であるが、町としては、あと2年間の計画についてどのようなものになるのか、新たな国のプログラムに従わなければならないが、町独自の生活習慣病の予防対策と、町民に糖尿病の予防や啓蒙を目指すシンボルカラー「ブルーのリボン運動」を展開してはどうか。乳がんの撲滅運動のシンボルマークは「ピンクリボン」。これはかなり社会に浸透していております。町長にお伺いしたいと思います。

3項目めは、上富良野町のスポーツ振興を図るための総合型地域スポーツクラブの設置について、教育長にお伺いいたします。

各団体、また、それぞれ町民個人もスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康な体づくりをしているところですが、子供たちの中で運動が嫌いな子、好きな子の二極化が進んでおり、子供たちの体づくり、また、多種多様なスポーツ活動に対して専門指導員がいないのではないのでしょうか。

こういった人材の養成、スポーツ少年団の育成、

障害者のスポーツ、ウォークラリー、マラソン、子育て中の若い人には託児所つきなど、これから町で取り組もうとしている総合型地域スポーツクラブの設置には、今まで難しかったことができるような、子供から高齢者が主体的にスポーツに参加できる環境づくり等に着眼した総合型地域スポーツクラブと考えますが、町としては、町のスポーツ振興として、このクラブの設置についてどのようにお考えになっておられるのか、教育長にお伺いいたします。

以上でございます。よろしくお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 2番村上議員の1項目目の冬の生活支援に関する御質問にお答えさせていただきます。

議員御意見のとおり、原油価格の高騰が続いており、石油製品の値上げはもとより、生活関連物資等にも、その影響が顕著にあらわれております。

昨年度に実施いたしました高齢者世帯やひとり親世帯、障害者世帯のうち、一定収入以下の低所得者となる世帯を対象といたしました冬の生活支援事業は、予想していた500世帯から大幅に下回り、175世帯の実績となりましたが、それは制度上課税対象外の年金収入を得ている世帯が我々が予想していた以上に多かったためでありまして、手続上の仕方や時期的なことが要因ではないと考えております。

今年度におきましては、いわゆる高齢者など経済的弱者の生活が昨年度にも増して厳しい状況となることが予想されますので、昨年に引き続き、冬の生活支援事業を実施するよう考えているところであります。

現在、保健福祉課において、昨年度の実施状況を踏まえ、その実施内容等について早急に検討するように既に指示をいたしてありまして、その内容が固まり次第、できる限り早期に実施に向けた協議をさせていただきたく考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

次に、2項目目の国保ヘルスアップ事業に関する御質問にお答えいたします。

初めに、3年間実施した国保ヘルスアップ事業の事業評価についてであります。既に公表されている17年度及び18年度の上富良野町の国民健康保険1人当たりの医療費を北海道平均と比べると、一般、退職者、老人のすべてにおいて全道の平均額より低い数値となっております。

このことは、住民が自分で健診結果を認識し、身体と生活習慣との関係を理解して、生活習慣の改善をみずから選択し、行動に結びつけることが徐々に定着した成果と考えておるところであります。

また、一方で、3年間国保の医療費分析を実施した結果、国民健康保険が抱える特徴的な新たな課題もあらわれてまいりました。

その一例として、19年度に一月で300万円から600万円と高額な医療費を要した上位3人の方は、以前ほかの被用者保険に加入していて、生活習慣病が悪化し、体調を崩してから退職後に国保に加入し、その直後に高額な医療費がかかっているところであります。

加齢とともに職域保険から国保に移るなどの特性もあり、国保加入者のみの努力で防ぎ切れない課題を抱えているのが国保の特徴でもありますので、地域を挙げて生活習慣病の予防に取り組むことが重要であると考えております。

また、本年度は、現有スタッフにおいて、内臓脂肪症候群該当者及び予備軍に加え、町独自の取り組みとして、肝機能の低下した方、各検査項目で基準値よりも外れた方、医療機関にかかっているも高血圧症のコントロール目標に到達していない方、若年でデータの悪い方などを含め、一人一人と面談した中で手厚い保健指導を実施しておりますので、生活習慣病予防効果を上げることができるものと期待をいたしております。

また、ブルーのリボン運動についてであります。既に申し上げているように、当町が進めている生活習慣病予防の取り組みは、普及啓発の時期を既に超えているものと認識をいたしておりますので、実施する考えはないことを御理解願いたいと思っております。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 2番村上議員、3項目目の総合型地域スポーツクラブの設置に関する御質問にお答えいたします。

国におきましては、平成12年度にスポーツ振興計画が策定され、この計画の中で全国の市町村に1つ以上総合型地域スポーツクラブを設置することが位置づけられたところであり、その後、全国各地において多くのスポーツクラブが結成されてきています。

現在、本町においては、スポーツ少年団、学校の部活動、体育協会等の団体活動と各個人がスポーツに親しみながら健康づくりや体力づくりを目的にした中で、スポーツの振興が図られてきているところでありますが、議員の御意見にもありましたように、我が町においても指導者の確保の問題、スポーツ人口の減少や環境の整備等について、少なからず課題があると考えております。

このような中で教育委員会といたしましては、スポーツは健全な心と体を養うとともに、元気で活力

のあるまちづくりにも大きな役割を果たすとの認識から、平成19年度から北海道体育協会より委託を受けて、体育協会、体育指導委員の方々との連携を図りながら、総合型地域スポーツクラブの設立の準備を進めてきております。

今、これらの具体的な取り組みとして、ことしの7月に運営委員会を設立し、プレ事業として夏山登山、ゲートボール教室、スーパードッジボール、玉入れなどの親しみやすく気軽に楽しめるスポーツ事業に取り組むとともに、各種研修会への参加や先進地への視察などを行ってきています。

本町のスポーツ振興における課題や背景を十分見きわめた中で、我が町の実態に即したスポーツクラブを来年度中に設立するよう鋭意準備を進めてきているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 1項目めの冬の生活物資購入制度の導入の件でございますが、大変厳しいことは把握をされているということで、それにしましても、本当に食料品等が高騰しまして、一般家庭で家計費が5万700円も負担増になると。これは道新に出ておりましたですけれども。また引き続いて、何か電力料金も引き上げを予定されているとかということがございまして、できるだけ早い時期での実施をと考えているのですけれども、いつごろと考慮されるのか。

それとまた、対象の世帯の拡大、こちら辺は、昨年は何といたのですか、国民年金のほかに障害年金とか、収入が多くあった方なんか、これは町民生活課でもなかなか把握ができなかったというようなこともあったようでございますけれども、非課税対象ランクの把握が難しいかもわかりませんが、大幅に65歳以上、拡大したような、こういった条件を拡大の方向でと考えるのですけれども、その点についてはいかがでございましょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

まず、時期的な部分につきましては、昨年度は時期的に少々遅かったというようなことも認識しておりますので、考え方としてはどの時期が適当なのかと。議員が御発言ありますように、12月からスタートできるような対応を進めていきたいと認識いたしております。

また、内容等々につきましても、先ほどお答えさせていただきましたように、今、担当に前年度の実績を踏まえた中で検討するように指示いたしており

ますので、そういったものがまとまり次第、お答えさせていただきましたように議会に御説明を申し上げて、対応していきたいと思っております。

考え方としては、12月定例議会に対応するということはいささか遅いと認識しておりますので、その以前に臨時会等々のことにつきましても対応することを前提としながら、今、検討中であります。

いずれにいたしましても、昨年の実績、さきにお答えさせていただきましたように、決して期間的に短かったから、十分でなくて対象者が少なかったというのではなくて、私どもが認識していたよりも非課税世帯の方々の中で、他の収入がある方が非常に多かったと。その確認につきましては、短期間でありましたが、正確に対応でき得たものと思っておりますので、決してそういったことから昨年度は戸数が減ったのだということではないということと認識をいたしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 村上和子君。

2番（村上和子君） 12月前にということで、今の御答弁いただきました。

それで、対象の拡大対象世帯という範囲の中で、昨年とは違うような形で、例えば、商工会なんかで期間限定のプレミアム商品券、5,000円券を発行して、ガソリンや灯油の購入の助成なんかを考えられる、そういったことを、商工会に対して助成をしなければいけないのですけれども、こういったことだとか、拡大の考える条件としまして、そういったことまでは拡大できないのか、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 今、私どもが考えておりますのは、国や北海道が考えておるように、冬季の生活支援、燃料高騰に伴う灯油の支援ということでありますけれども、私といたしましては、昨年と同じように商工振興も兼ねた形の中での推進を図っていくように検討を指示してございます。そういう中で、昨年と同じように実施をさせていただきたいなと。

そのことによりまして、基本的には商品券が他のところへ流れたことによって、北海道の助成策を講じられる50%の補助策が満額対応できなかったということもありますので、利用する方々には特に、当然にして灯油のほうにこの券を使うようにということ、昨年は特段お願いをしていなかったのですけれども、今年度は、もし実施するとするならば、他のものにかえるのではなく、できるならば灯油にかえていただいて、道の助成策の対象になるような方法もお願いをしながら進めていきたいというの

も思っておりますし、今、議員から御発言ありました他の部分については、また、商工業の皆さん方は商工会として、また何らかの事業展開というものが生じてくるかもしれませんし、また、いろいろな形の中で農業関係の方々も、またいろいろな関係で出てくるものと思っておりますので、それらにつきましては、またそれらの中で十分行政としての対応を考えていきたいと思っております。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） では、早急によりしくお願いしたいと思います。

それでは、2項目めの国保ヘルスアップ事業の評価と今後の2年間の計画についての件でございますが、1人当たりの医療費が全道平均より低い数値だと。一般も退職、老人の方もですね。ということで、住民が健康診断の結果を認識して、生活習慣病をより理解して改善方向に徐々に定着した点が成果であるということ、そういう御答弁いただきましたけれども、このヘルスアップ事業に取り組む前から、全道平均の1人当たりの医療費は一般も退職も、老人の方もすべて下回っておりますので、私はほぼ横ばいかなとらえております。

国も、なかなか結果が見えにくいので、ことしから大幅に見直してきました。特定健診でありますけれども、あと21名で上富良野町は受診率が65%になるということ聞いておりますが、この点は大変評価したいと思います。

それで、町独自の取り組みですけれども、腎臓の疾患の方だとか、いろいろな個別の指導をされているということなのですけれども、やっぱり今度は特定健診によって、むしろメタボリックシンドロームが、これがどんどんあらわれてくるようになると、かえって私はやっぱり、今は全道平均を下回っているいい結果が出ているかなと思うのですけれども、ちょっと今度は少し、あと2年間、大体この事業は5年間で取り組んで今年3年目を迎えていますけれども、ここのところは少し、今後の2年の計画というのはもう少し変わった形のものに取り組んではと思うのですけれども、今後の2年間の計画等についての件をちょっとお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） さきにお答えさせていただきましたように、国保ヘルスアップ事業につきましては3年です。残る2年間を残してということですが、今、ことしからスタートいたしました特定健診につきましては、十分な対応をしておりますし、また、先ほどもお答えさせていただきましたよ

うに、町独自の事業展開というものを進めさせていただいております。ヘルスアップ事業、この事業等々、あるいは別な事業ということではなくて、全体的な形の中で対応を進めさせていただいていると。町独自の多くの事業展開をさせていただいているということですので、御理解をいただきたいのと、それと先ほどお答えさせていただきましたように、国保のいろいろな部分につきましては、従前も低かったよということですが、私といたしましては、町民の皆さん方が自己の健康について非常に認識が高いということでもあります。正直申し上げまして、町民の健診を有料化したときに、町民の皆さん方がお金を払って健診にどれだけ来てくれるのかと、受診率が大幅に落ちるのでないかという不安もありました。しかし、有料化しても町民の皆さん方の受診率は落ちなかった。逆に高まってきたというようなことを考えますと、私といたしましては、町民の皆さん方の健康に対する認識が非常に高いということですので、これに行政としてもこたえていかなければならないと思っておりますので、ひとついろいろな面で、また、議員も、現在行政が取り進めておりますこういった種々の分野について、また新たなものがあるとするならば御提言をいただければと思っております。

ただ、このヘルスアップ事業を2年間残して、これでストップということではなくて、町独自の事業として、先ほどもお答えさせていただきましたような個別指導段階のいろいろな分野について拡大をしながら実施させていただいているということで御理解をいただきたいなと思うところであります。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 特定健診、本当によく頑張ってくださいしております。本当にその点は評価したいと思います。それによって、今回はまた予備軍が出てくるのではないかとということで、今までのようなことにはいかないかと、こういうような感じがいたしております。栄養指導、これは本人の生活習慣病ですから、もうなかなか、指導していただいているのですけれども、嗜好が何いのでしょうか、好き嫌いとかあります。ですから、この栄養指導、栄養士さんを補強するという必要もあるのではないかなとか。

それから、50歳以上の方が携帯電話を大分40%ぐらい、今は携帯電話を皆さん持つような時代になりましたので、そういったもので、保健師さんもいろいろと指導もお忙しいでしょうから、メールとかで、携帯電話で。やっぱり予防の段階で、それは進行しないためにやるわけですから、そういった新しい手法、携帯電話のメールでやるとか。

それから、運動。本当にこれ、今、運動も大切なのですけれども、なかなか運動不足。栄養指導と運動、これをさらに強化していきますと、生活習慣病記録器という腰につける、いろいろなデータが出る器械がございまして、この間、私、どこかの老人、上富良野町の方ですが、腰につけておりました。それを押しますと脈拍は幾らで、全部出まして、生活習慣病の記録器械を腰につけて、ああ、なるほど感心したところですが、そういった何というのでしょうか、新しい試みとしてそういったものも、無料貸与となるとちょっとお金のこともあるかもしれませんけれども。

今度、特定健診をやることによってメタボリック症候群が重点的に検査した結果、要医療者が新たに発見されて、私はこれ、医療費がむしろふえるのではないかなというような考えをしているのです。

ですから、これからの残された2年間というのは、そういった新しい手法も試みていただくとか、栄養士さんは栄養指導、これを徹底してやっていただいたりするためには、これ特別加算、200万円から400万円の範囲で国も見直しをしてくておりますので、ここに予算をかけていただいて、今せっかくこのように頑張っていたら、全道平均よりも医療費も下回っているわけですから。それで、栄養士の補強だとか、そういったことのお考えとしてはどうなのでしょう、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） いろいろな御意見等々もありましたけれども、私といたしましては、今、町が進めておりますこの種の事業につきましては、現状の認識の中で他自治体と比較するならば、相当数前へ進んだ対応をさせていただいていると思っておりますが、今、議員から御提言ありましたいろいろな方法等というようなことにつきましても、十分考え方としては取り入れる部分があるとすれば、それを対応していきたいと思っておりますが、議員の御意見にありました、特定健診をしたらメタボリック症候群が出てくるから、保険が余計にかかるのではないかとありますが、そういう特定健診、あるいは、国保ヘルスアップ事業等々で地方独自の対応として、そういった出てきた方々については、それを生活習慣病としてメタボを解消する手だてをしていると。先ほどお答えさせていただきましたように、個別指導をしながら、次の段階に悪くならないように行政としてはその対応を図っているということで、ひとつ御理解をいただきたいと。

それから、栄養指導だとかそれらのものについては、また、さきに議員の皆さん方にも、町民の皆さん

方にも説明させていただいております食育計画の中で、こういった今議員のありました栄養だとかそういった部分については、食育計画の中で今推進させていただいているということでありますので、そういったことから、今後はメタボであろうと何であろうと、生活習慣病というものをいかに減らしていくか、なくすかということに最大限の努力をいたしているということで、そのためには何としても健診を受けていただき、その健診結果におきまして個別指導を十二分に果たしていくという、さきにお答えさせていただきましたように、おいでいただけなかった方々につきましては、訪問して個別に指導しているところまでいっておりますので、私といたしましては、それ以上の対応ということは、十分これで対応していると思っておりますが、今御提言ありました携帯によるメールの対応だとか、そういったことにつきましてもいろいろな対応を検討しながら、個別指導の対応の中で十分対応を考えていくということも検討させていただきたいと思っておりますが、現状では、個別指導の充実を今後も果たしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 今、個別指導も強化されておまして、頑張っていたらいいわけですがけれども、片一方で、健康21、これ、大体10年ぐらい経過してきているのです。そして、こういったことは継続してやっていくことが疾病の予防効果はあると考えるのですけれども、一方では一貫して健康基本方針というのは守っていただいて、それで一方では、見直すべきところは大胆にそういう新しい手法なんかも取り入れてやっていただけないかなと、こういうふうにおもうのですけれども、いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） やっていただけないかなということですが、私は、やっておると思っております。十分にもう現状でやっていると。議員が御発言にありますように、町が何もしていないからやってくれやということではなくて、私は十分この種の事業については、先ほどもお答えさせていただきましたように、他の自治体の前に行く、決しておくれいなと。上富良野町独特の対応というのは、今専門職で置いております専門課長が中心になって、非常に私も気合いを掛けながら進めさせていただいておりますので、私としては、この種の事業には十分対応させていただいていると思っておりますが、先ほどお話ししましたように、いろいろな課題についてまたこういうこともあるぞと、こういうことは正

もあるぞということがあれば、御提言をいただきながら、検討させていただきたいなと思っております。

これでいいというふうには思っておりません。まだまだ改善するものは改善し、また、修正するものは修正しながら、町民の健康維持管理のために努めていきたいなと思っております。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） それでは、3項目めの総合型地域スポーツクラブの設置の件ですが、教育長にお尋ねしたいと思っております。

今、設立の準備を進められておられまして、来年中に設立するとのことですがけれども、私は、指導者の確保の問題。やっぱりいろいろな課題を抱えていますよね。環境整備等、大変な課題がありますし、今、こういった総合型のスポーツクラブをつくっておられるところ、先進地に視察をされて、いろいろと研修も受けていられているようですけれども、やっぱりもうだめになっているところもあるのですよ。そういったところもありますので、やっぱりこのクラブ専用の事務局長の設置の前に、事務局の養成だとか運営を行うクラブリーダーの養成とか、各種指導員の養成が必要で、また、各種あるスポーツ団体の練習場はどうなっているかとか、道具なんかはそろっているかどうかとか、そういった今やっておられるスポーツ団体のところに調査とかが必要ではないかなと。

だから、やっぱりそんなに設立を来年でなくても、向こう5年間の間に設立をというような指導のようでも。

それと、大体は道から補助が幾らか出てくると思うのですけれども、よそのところでだめになっているのは、大体予算の出ている間だけは何とかできたのだけれども、その後はもうクラブはちょっと縮小しているような感じ、そういったところもありますので、設置を来年と考えていらっしゃるわけですが、何といたっても指導員の養成。

今、小中学生も頑張っていますね。野球、バレーボール、テニス、いい成績をおさめられております。こういった指導者の養成、これがまず並行して、設置を立ち上げるのもあれですけれども、そういったところのほうも並行しておやりになったほうがいいと思うのですけれども、それはいかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） お答えをさせていただきます。

まず、この総合型地域スポーツクラブの指導者の養成が必要であろうということで、まさしく今議員

のほうからお話がありましたが、まるっきりそうだと考えています。

ただ、総合型地域スポーツクラブができてきた背景を考えますと、やはり全国で少子高齢化社会がやってきたと。今までスポーツ団体とかそういうものに、企業とか、あと学校だとか、そういうところでスポーツ振興が図られてきていたわけですが、なかなか子供の数がふえてこない、それから高齢者がふえてくるというようなことで、今、スポーツを、前段でありましたように、やる人口が非常に少なくなってきているということが見受けられると。

そういうことから、このスポーツクラブを立ち上げた中で、何とか町民の方々に楽しんでいただいて、健康づくり、先ほどの質問にありましたような形で健康づくりにもつなげていきたいというのが願いであらうかと思っております。

そこで、指導者の確保であります。当然、うちの町につきましては、非常に恵まれているという点がありまして、自衛隊が駐屯しているということから、かつて、ずっとそういう一般の方々の御協力、御支援のもと指導を行ってきている経過にあります。

ただ、スポーツの指導者がいないという部分のどこにうちの町の課題があるかということ、やはり学校が終わって少年団活動をする、そうしたら、3時前後から始まるわけですが、その間の指導者というのがなかなかいないという実態があります。

先ほど答弁させていただきましたが、そういう我が町の特性に応じたことを十分見きわめた中で、指導者の養成というものも進めていかなければならないと思っておりますが、物理的にそこにはなかなか人がいないということも実態でありますので、今後は、今言われましたように指導者の養成を図りながら、各実態の把握を進めていきたいと考えます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） いろいろと考えておられるようですけれども、例えばサッカーなんか、上小の先生とか、それから、自衛隊のOBの方とか、民間の方が指導して教えておられるのですけれども、仕事の合間を見てですので、なかなかやっぱり今、まずこの担う人が、指導する状態が1週間に4年生以上と3年生以下ですか、合間を見ていただいているのですけれども、なかなか4時から6時半、仕事をやっているのですけれども、仕事に専念するとそちらのほうには手が回らないと、こういったことで、本当に指導者の方、やっぱりそこら辺をもう少し位置づけということを考えないと。

それと、その指導者、スイミングスクールなんか

ですと、何というのですか、お金を幾らか取りまして指導しているようですけれども、そういうことであれば、何というのでしょうか、スポーツ指導者を公募してもらって、どういう条件であればやってもらえるかとか、それについてもある程度のやっぱりちょっと予算づけ、お金もいるかと思うのですけれども。

それから、今度、学校のほうで武道が将来入ってくる、剣道が入ってくるようなことも言われております。

それから、そういうことであれば、NPO法人化して、スポーツクラブのような感じにして、会員から1,000円なら1,000円取って、そして、スポーツの指導者は一般的に登録をさせていただいて、それまでだからいろいろな意味で、今設立も考えておられるのはわかるのですけれども、設立する前にいろいろなことをやっぱり、そういった方面を位置づけしてやっていったほうがいいかと思うのですけれども、このNPO法人化なんかのことについてはいかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） お答えをさせていただきます。

まず、指導者の確保の問題であります。先ほど申し上げましたように、やはりうちの課題というのはそういうところにあります。

ただ、今、学校や何かを中心に進めていますから、先生方が永久に上富良野町にいるということにはなりません。やっぱり変わっていきます。そういうことから、地元で根差したリーダーを養成していくということは喫緊の課題だと考えているところであります。

以前にスポーツリーダーバンクというようなことで、今、議員のほうからお話がありました登録等につきましては、やった経過があります。それをさらに充実させた中で指導者の養成、そして、確保に努めていきたいと考えております。

また、後段でお話が入ってきた武道の関係。当然、これは学校教育の中で武道を取り入れた中でという教育課程が見直しになったということから、そういう指導者や何かの養成、また、確保ということも必要になってきますし、現在いる先生方にもそういう指導ができるように、いろいろな研修会や何かに行っていたかなければならないものと考えているところであります。

また、NPO法人や何かでという御質問でありましたが、この件につきましても、やはりすぐそこにいくのが果たしていいのかどうか、十分、上富良野町の実態と、そういう中心になってくれる方々との

意見交換や何かも含めながら、前向きに考えていかなければならない問題と考えているところであります。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） そういう教育長に今御答弁いただいたことはよくわかるのですけれども、何といても指導者の養成、これにやっぱりちょっと予算づけを考えないと、この人方を確保する位置づけというのは予算が必要だと思いますから、その予算づけについては、やっぱりある程度これは必要だと思いますけれども、そこら辺についてはいかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 今、指導者の養成にかかわる予算の関係であります。当然、指導者を育てるということについては、それなりの予算や何かがかかってくるものもあると思います。

例えば、やはりこの地域だけでそういう指導者が育つわけではありませんので、研修会とか講習会、そういうところへの派遣等もごさいますので、また、そういうものを見きわめた中で、予算化が必要なものについては予算を組み立てながら、ただ、1点、総合型地域スポーツクラブにつきましては、これはみずからみずからの考え方でスポーツを楽しむというようなことで、原則論といたしましては、会費制によって運営をしていくということがまず設立の趣旨であります。そういう観点からすると、皆さんから集めた、こういう指導をしてほしいからとかというような会費の中から、そういう指導者の養成やなんかにもその会費を充てていくことも必要になるのかなとは考えているところであります。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上で、2番村上和子君の質問を終了いたします。

次に、6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） それでは、2項目3点について御質問をさせていただきます。

まず、先月、中国の北京で北京オリンピックが開催され、日本の選手の活躍に我々も一喜一憂し、その余韻が今、まだ冷めやらぬといったところであろうと思います。

また、国内も、本当にいろいろにぎやかで騒がしいきょうのごろであろうなと認識しております。

そこで、現実に返りまして、この上富良野町の話でありますけれども。

ここ上富良野町は、農業、商工業、自衛隊、そして、観光の町であると言われております。

また、町の将来を担う児童生徒の教育も大変重要であるということは申すまでもないというふうに私

は考えております。

そこで、さきに通知させていただきました2項目3点について、町長並びに教育長に所信をお伺いいたしたく存じます。

まず、1点目の観光客増加のさらなる努力についてであります。

ことは、本町及び富良野・美瑛広域観光の御尽力などで、中国上海から関係者が視察に参りました。

町への観光客増加のためにいろいろと皆様が御尽力されているところでありますが、観光客によりよい町の印象を持っていただくこと、そのための努力もまた非常に肝要であると思っております。

そこで、以下の2点について御質問いたします。

まず、1点目ですが、観光の町である上富良野町の魅力の一つに温泉というものがあると思っておりますが、私は、入浴マナーなどのマナーは必ずしもよくはないと思っております。これは上富良野町に限ったことではありません。観光の町にふさわしく、マナーがよくなれば、観光客も増加すると私は思慮しております。

マナーのよい観光の町上富良野町を町外に発信する、このためにもマナーの向上というものは、お金もさほどかかりませんし、観光客増加のためにも町民のマナー向上に関して町として取り組む必要があると思っておりますが、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、2点目ですが、上海からの観光客の誘致にも御尽力されているということは先ほど述べましたが、パンフレット、案内板、あるいは誘導標識など、外国語での準備状況はどうなっているのでしょうか。町のPRのためにも、外国人の観光客増加のためにも、今後さらに取り組む必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。これも町長にお伺いいたします。

続きまして、2項目めの国歌「君が代」の教育状況について、教育長にお伺いいたします。

国歌及び国旗に関する法律が平成11年8月13日に公布され、即日、施行されました。また、小中学校の新しい学習指導要領がことしの3月に文部科学省の官報に告示されましたが、これによるまでもなく、現小中学校学習指導要領におきましても、例えば、小学校では、音楽で国歌「君が代」はいずれの学年でも指導することになっています。

そこでまず、昨年度の町内の各小中学校での教育課程に基づく国歌「君が代」の教育指導や、その時間などの実態について、教育長のお考えをお聞かせ願いたいと存じます。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 6番今村議員の1項目めの観光客増加に関する町の取り組みについての御質問にお答えさせていただきます。

まず、観光客をお迎えする側として、町として、町民のマナー向上に取り組む必要があるのではないかと御質問ですが、御承知のとおり、本町には十勝岳温泉、日の出公園ラベンダー園、深山峠等の観光スポットを初め、民間の観光施設に多くの観光客が訪れておるところであります。

そうした中で、本町を訪れる観光客と直接的に接する機会の多い観光施設に対しましては、町といたしましても、接遇への配慮をお願いしているところであります。それぞれの施設において、日々努力されていると認識をいたしておるところであります。

また、御質問にあります入浴に関しましては、今年3月に宿泊施設関係者の集まりにおいて、そのマナー等について掲示するなどのお願いをしたところでありますが、町民のマナー向上については、町民相互の意識喚起と個人において自己啓発を図るようお願いしたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、外国人観光客の誘客にかかわるパンフレット及び案内板等の外国語対応の件でありますけれども、パンフレットにつきましては、平成18年に観光協会において、英語、韓国語、中国語の3カ国語によります総合的なものを作成しております。今後においては、在庫数を見ながら、その改訂版により対応することになるかと考えております。

また、民間施設におきましても、独自に外国語のパンフレットを作成し、PR活動を行っているところでもありまして、その営業努力には敬意を表する次第であります。

町内の案内板、誘導標識については、道路名及び公共施設に関しましては、御承知のとおり日本語と英語の表記がなされておりますが、現在、富良野・美瑛広域観光推進協議会で取り組んでおります、中国上海観光客の誘客を考えると、中国語等の対応について、必要なものを含めて検討をいたしていく必要があるかとも思っております。

各施設内における案内板等については、それぞれの施設において対応いただけるものと考えております。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 6番今村議員の国歌「君が代」の小中学校での指導状況についての御質問にお答えいたします。

現在、我が町の小中学校における国歌「君が代」の指導の実態につきましては、音楽教科の時間や特

別活動の中に位置づけして、指導を行ってきております。

また、卒業式や入学式などには、式次第の中に国歌「君が代」を歌う場面を位置づけし、行事の日が近づいたときには、式で歌う曲の練習時間を設けて、その中で、国歌「君が代」の指導も行っております。

その指導の場面としては、学級単位で行う場合と全校一斉に行う場合があり、式で歌う曲の練習の一部として指導するなど、各学校においてさまざまな取り組み状況にあります。

今後におきましても、平成23年度からの新学習指導要領においては、現学習指導要領の「指導する」から、「歌えるよう指導する」に改められましたので、継続的に指導の場面を設け、より歌声が響き渡るよう、学校への指導に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） 再質問ありますか。

6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） まず、観光客増加のさらなる努力についてであります。本町を訪れる観光客と直接的に接する機会の多い観光施設に対し、町としても待遇の配慮をお願いしているとのことであり、それぞれの施設において日々努力されていると認識しているとのこと。また、入浴に関しては、ことし3月に宿泊施設関係者の集まりにおいて、そのマナー等について掲示するなどのお願いをしているとのこと。あるいは、町民マナー向上については、町民相互の注意喚起と個人において自己啓発を図るようお願いしている、と考えているとのことですが、その努力には非常に敬意を表したいと思いますし、ありがたいなと思っております。

私も、全施設ではありませんが、マナー等の掲示がなされていることについては確認しております。しかし、実際には、余り守られていないのが現状ではないでしょうか。

指揮の要訣とかいろいろありますけれども、聞きなれない言葉であるかもしれませんけれども、まず、最新の状況、こういったものを掌握して、計画を立案、起案しまして、そして、計画、命令を作成すると。そして、命令を下達すると。これだけではだめなのです。実行の確認というのが一番大事なわけですね。

それで、町長にお聞きいたしますが、3月に宿泊施設関係者の集まりにおいて、マナー等について掲示するようお願いしていると、いろいろあります。実際に、入浴客がどのようなマナーをもって入浴しているのかということについて御確認されたかどうか。また、確認というのは、町長は体が一つしかあ

りませんから、これは役場の職員を使って確認されても大いに結構であると思います。まず、その点からお聞きしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

今御質問にありましたように、対応したから、それですべてが終了であるということではありません。それは、御質問にありましたように、実行されなければならないということは重々承知いたしております。

ただ、さきにお答えさせていただきましたように、この種のことを町が強制的に対応するとかということではなくて、それぞれの施設の方々が管理運営しながら、それぞれ利用される方々が自己啓発をし、自己責任のもとで対応していくということが重要かなと思っております。

町長みずから確認したかということでもあります。私は確認はいたしておりません。また、職員が確認したかということ、行政職員にも確認の指導はしておりません。

ただ、この種につきましては、それぞれの個々の施設、あるいは共同で組織化しております。例えば、宿泊関係の組織の皆さん方、そして観光協会の皆さん方、そういった方々の自主努力というものを私も行政としてお願いをし、行政としてそれらの方々にお願いしますけれども、それを実践することにつきましては、それぞれの組織、それぞれの施設の運営管理者、その方々の自己努力をお願いすることの対応しかないのかなと。この種の問題で、我々行政がそれをお願いしたことが実践されているかどうか監視をするというような課題ではないと。それぞれの施設がそれぞれの利益を上げるために、よそから来ていただいた観光客の皆さん方に心から喜んでいただけるようなおもてなしをしていただくということは、これはそれぞれの管理、経営感覚の中で対応していただきたいものだなと。行政がそれを強制化するとか、管理をして云々という課題ではないと私は思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 私は温泉が好きであります。だから、温泉の話に限って言っているわけではないということは御理解していただきたい。マナーというのは、一つ、二つよくなれば、ほかの面も常識があればよくなっていくと感じておりますので、これに絞って質問しているわけであります。

町長が言われましたように、町民相互の意識喚起、あるいは、個人において自己啓発をお願いする

と。これは非常に難しいと思います。入浴マナーを一つとっても、女性のふるのほうは非常に守られているそうです。だから、町民全部ではないわけです。全部悪いと言ったら、女性の方たちは私たちはやっているということで、やはり憤慨すると思いませんし。あるいは、マナーとかモラルだとか、そういったものは生まれた環境もあるし、個人差があると思うのです。だから、ある程度、だれかが最小限こういったものはやりましょうということを示さないといけないと思っています。それは各施設では、個人のマナーに任せていると、個人差がありますから、おれはこれがマナーだと、おれはこれが常識なんだとなってしまう、それで実際に守られていないというのが現状なのです。

中富良野町へ行っても、富良野市へ行っても、美瑛町へ行っても、観光客があふれています。私は、この上富良野町の観光客を多くふやすのはどうしたらいいかと。余り予算もない。そうしたら、このマナー。上富良野町はマナーがいいのだということを町外、国内、国外に発信することによって、口伝えによって上富良野町に行こうとなってくると思うのです。

観光の町、非常に風光明媚であります。ただ、ちょっとしたところでけちがついたら、例えば、上富良野町は非常に景色がよかったよと。入浴に関しては、汗も流さないでふるへ入っているし、洗うところ洗わないでふるへ入っているよということが口づてに伝わったら、観光客がふえると思いませんか。ふえないと思うのです。

だから、私は、このマナーというものは非常に大事であり、余り予算がかからないで、上富良野町に絶大なる観光客の誘致に成功する可能性がある。

高橋知事もこういったことは余り言っていないと、私の知る限りでは思っています。上富良野町から、上富良野町こそマナーの町であるというものを発信することによって観光客が増加するのではないかと思っているから、お伺いしているわけではありません。

個人相互の自己啓発というのは非常に難しいと言いました。これは本当に難しいです。私も洗ってくださいよといろいろ言ったことがあります。入浴に関して言えば、入浴の目的は病気回復だとか、健康増進だとか、一日の疲れをいやすとか、いろいろな目的を持ってそれぞれが入浴するわけであります。しかし、マナーが悪い人がいると、その目的が半減すると思うのです。そういうこともありまして、ここが目的を持って入浴しているのを、その目的を半減させる権利はだれにも持っていないわけです。

このマナー、個人差がある。個人差があるという

ことでの話ですが、私はいろいろ汗を流してから入ってくださいとかいろいろ言いました。しかし、常識のある人はやるのです。非常にこわい思いもすることあるのです。何様だと思っているのだというふうになりますよね。だから、個人相互の喚起、これは非常に難しいと私は思います。もっと大きなところから、命令ではなくて、こういうのをやりましょうというふうに町民にやはりお知らせする必要があるのではないかなと思っています。

各施設に自助努力をお願いしていると言いますけれども、各施設は営利企業です。お客さんがいわば神様なのです。そんなに強く言えないですよ。マナーを守ってくれとか、あんたおかしいから守ってくださいと言えない。では、だれが言うかということについて考えた場合、やはり町からかなと私は思っているわけです。

そこで、町長のお考えを聞きたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） ただいまの御質問にお答えさせていただきますが、今村議員のお考え、そのとおりであります。

ただ、それを行政がやれるかということにつきましては、さきにお答えさせていただきましたように、施設関係者だとか、あるいは、そういう関連する組織だとか、あるいは、施設に対しては行政としてはこういうことですよ、お客さんのおもてなしはこうですよと、入浴マナーは十分対応してくださいというお願いは、それぞれの施設に啓発活動はできるわけではありますが、それを行政が強制できるというものではないということを一とつ御理解ください。

それぞれの施設がそれぞれの来ていただくお客さんに対するおもてなしをどうするかということを十分関係者の方々が実践していただかないと、実践を強制する我々は力はないと。我々は、そういうことですが、こうしてくださいよ、そういうような形で観光客の皆さん方をおもてなししてくださいよということは言えますが、それ以上に、今村議員の期待に沿うような行政強制型で対応できない課題であるということを一とつ、まず御理解いただきたいと思えます。

ただ、この種のことにつきましては、行政としても、先ほど来何度もお答えさせていただいているように、関係する施設関係者だとか、団体だとか、組織の方々には、当然にして観光客をお迎えするマナーを十分対応していただくような、そういうような啓蒙活動は実施できていると思っています。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 言葉足らずなところがあっ

たと思いますけれども、町からの強制というのは、これはできないというのは先ほど町長の答弁で確認しています。スローガ的なもの、あるいは広報的なものという意味合いでは私に言うておりました。

もう一つのほうに入りたいと思います。

外国人観光客の誘致にかかわるパンフレット及び案内板等の外国語表記の対応の件でありますけれども、まず、中国というのは非常に広いところで、中国語といっても、北京語なのだろうと思いますけれども、いろいろな言語があるわけです。それで中国語というのは北京語なのか、あるいは、今、上海から誘致をやっていますので上海語なのか、何で表記しているのか、まずそこをお聞きしたいと思います。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 今村議員の御質問にお答えいたしますけれども、私もちょっと勉強不足でありますけれども、私の認識は、中国語ということで認識しておるところでございます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） まさしく、そのとおりだと思うのです。どこに的を絞るかということも大事だと思いますので、鄧小平が、上海ですかね、だから、北京語が全然しゃべれなかったらしいです。非常にそういう多くの言語があるという国だそうあります。検討していただきたいなと思います。

では、次に、上海において富良野・美瑛地区の紹介記事が掲載されたということは、先ほど町長の行政報告にもありました。中国上海の観光客の誘致を考えると、中国等の対応を必要なのか含めて検討をしていく必要があると思いますということだったですよ。

もう一度言います。必要なのかを含めて検討すると。要するに、実施の可否を検討するということですよ。

私は、これから大いに上海からの観光客の増加が見込めると考えていますので、先手必勝、可否を検討するのではなくて、早く対応したほうがいいというふうに、もう実行してしまうということがいいと思います。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 私の答弁、言葉不足なのかもしれませんが、上海からの観光客を誘致するのが必要なのかを検討しますでなくて、ここに書いてありますように、中国語等の対応について必要なのかを含めて検討させていただきますということで、中国語、香港語とか英語だとか韓国語だとか、そういった外国客の誘致に対する標識等々の分野について検討したいということですので、誘致する

ことが必要なのかを検討するのではなくて、言語、パンフレット等々、標識等々の中国語の表示が必要なのかを十分検討したいと。

このことにつきましては、私も3月、上海に誘致に行つてまいりましたが、上海から観光に来られる方々の層というのが、大半がもう英語は十分話せると。また、日本語についてはまだ十分でないですけども、日本語の勉強は物すごく進んでいると。そしてまた、英語についてはもう、完全にとは申しませんが、相当マスターされている。ですから、向こうへ行つたら、日本語わからないけれども、英語ならできるから英語で答えられるかということと言われても、私、英語もどうもだめということで通じなかったわけですけども、相当英語は広く利用されているということでもありますので、そういった部分も含めて、今、英語の案内標識ができて上がっているということを含めて御理解いただきたいと思ひます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 私も言葉不足なところがあつたと思います。町長と同じことを私は、答弁と同じことを質問したつもりでありました。別に観光客の誘致の可否を検討すると、そういうことではなくて、中国語等の表記、この実施の可否を検討するとありましたので、そんな検討する必要がないのではないかと。先手必勝だから、もうやったほうがいいのではないかと話であります。

そこをもう一つ、答弁をお願いします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。失礼しました。

パンフレット等々については、既に中国語、中国語は上海語なのか北京語なのかは別として、中国語、韓国語、英語等々でパンフレットはつくられております。

今、案内標識等々については日本語と英語だけだということですが、そこに、今、私どもの地域にも、多くの地域の国から上富良野町に来ております。ただ、案内標識だとかあいうものは、韓国語、中国語、英語、日本語とたくさん書けるかどうかということも含めて、先ほどちょっとお答えさせていただきましたように、今、大体英語というのは広く使われているということであれば、日本語と英語を記載しておけば何とかなるのかなということも暗に私個人としては考えていますが、今これから中国人の方々、あるいは香港の方々、韓国の方々非常に来ておりますので、そういったことを考えると、もう少し何らかの手法ができないかを考えてみたいというふうに、これもまた上富良野町だけで

なくて、富良野・美瑛観光連盟として、地域として、こういった案内板等々については考えていかなければならないなと思っています。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 私は、観光客の増加という意味で、入浴マナー等を例にとり、あるいは、外国語の表記等と、これらも例題にとり申し上げました。本当に上富良野町に観光客がふえると、多く来てくれると本当にいいなと思っています。

それでは、次、2項目めの国歌「君が代」の小中学校での指導状況についてであります。

音楽教科の時間や特別活動の中に位置づけて指導を行っているということですが、これは町内の各小中学校全部、すべてというふうにとらえてよろしいのですか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） お答えをさせていただきます。

小中学校の音楽教科の時間、そして、特別活動の中ということになります。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 質問のところ、平成20年度はまだ実施中ですから、出ないだろうと思うので、19年度の音楽、君が代の教育時間を教えてほしいと質問に書いてあったのですけれども、大体、各小中学校、何時間教育しているのか。課外活動とか、儀式的の前に予行するとか、そういうのではなくて、やはり教えるとなれば音楽教室で、何かの伴奏で一つ一つ教えていないとこれは身につかないものであると思いますので、そういった時間が何時間あったのか、お聞きしたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） お答えをさせていただきます。

実際、国歌「君が代」の指導場面というのは、先ほどの答弁でもお答えをさせていただきましたが、音楽の時間、当然、クラス単位でやるところとかがあります。そして、それはどちらかというと、式典、入学式とか卒業式を間近に控えたところに教えていると。それは教室単位でもやるし、また、先ほど行事を間近に控えたところで式歌とかいろいろなことを歌うわけですが、同時に教えているというようなことで、そこら辺については、細かにこの学年は何時間指導したとか、そういう把握はしていないということで御理解をいただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 質問ありますか。

6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 私は、だから、その時間を何時間ぐらい教育したのかなど。教育課程の中に音

楽何時間だとか、60時間ぐらいですかね、何を教えるか、それはある程度それぞれの地方自治体、あるいは学校等で採用の自由があるわけですね。ただ、一つも教えていないということもないし、実際に教えていると言われましたので、大体、何時間ぐらい教えているのかなど、そこをまずお聞きしたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 今の件にお答えをさせていただきます。

現実的に、その把握はしていません。ということで、時間については、実際に西小学校の1年生は何時間指導したかというような調査は行っていませんし、把握もしていないということで御理解をいただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 把握していないのはわかりました。

この国歌、国旗は私は言っていないからですね、もう大体掲揚されているだろうという認識しておりますので。この国歌について、国歌もこれも国旗国歌に関する法律というもので位置づけられているわけですね。要するに法律ですよ。この法律というものは、自分の主義主張、あるいはイデオロギー、そういったものに反していれば守らなくていいのか。そういう姿勢は、子供たちにとっては非常によくないと思うのです。

まず、教育長のそういった国歌「君が代」、これに対する法律提起という位置づけがある、これに対する、教育長の学校教育に対するお考えを再度確認しておきたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） お答えをさせていただきます。

平成11年にこの国旗国歌法が成立したと。これにつきましては、背景としては、21世紀を迎えるというようなことで国のほうで検討されて、この法律が施行されたと考えています。

国歌につきましては、私といたしましては、子供たちが将来、国際社会で、当然、国旗国歌、国というものを考えると。考えるということは、相手の他国や何かについても十分尊重すると。そういうようなことから、これは大切なことだと考えているところでありますし、子供たちが、子供たちというか日本人が、当然、信頼される日本人として国際社会で認められていくためにも必要なことであろうと思いますし、国際社会の中で、当然、ことしはオリンピックイヤーでありましたが、オリンピックやなんかでもいい成績を、金、銀、銅をとると相手の選手

の国を敬うと、そういうことが国際社会を平和で豊かなものにするのだらうと認識をしているところでもあります。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） わかりました。

国歌に敬意を払うということは、これは少なくとも世界の一般常識だと思うのです。この上富良野町の将来を担う、要する子供たち、子供たちにしっかりそういった常識というものを教えるということだって非常に大切だと思います。

ずっと過去ですけれども、外国の国歌・国旗掲揚のとき、日本人の若者が着席したままぼけっとしていて、外国の人に殴られた事案がありましたね、皆さんも御存じだと思いますけれども。少なくとも、上富良野町の子供たちをそういったように育てることだけはやっぱり避けなければいけないと思っています。

そのためには、まず、自国の国歌というものに対する尊重の念を教育しないと、当然、外国に行った場合、国際人として常識がないなど、日本人はどうなっているのだと言われますので、今後もそういった教育をひとつよろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） お答えをさせていただきます。

継続して指導をしてまいりたいと思っております。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上で、6番今村辰義君の一般質問を終了いたします。

次に、5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 私は、次に掲げた項目について、町長に質問いたします。

第1番目は、耐震改修計画の問題についてであります。

この間、阪神淡路大震災では、6,400人を超える人たちが犠牲になりました。また、約21万棟の家屋が全半壊するという状況にもなりました。亡くなられた人の8割弱が、建築物の倒壊等による圧迫死であったということも報告されています。その9割が古い木造住宅であったと報告されています。

倒壊した建築物の被害の傾向を見ると、昭和56年以前に建築された建築物に被害が多く見られております。

この教訓をもとに、平成17年、平成18年度においては、改正耐震改修促進法が施行され、公共施設及び民間住宅の建築物の耐震化計画の促進が都道府県及び各自治体に求められるという状況になりま

した。

特に、道内における耐震化診断の状況を見ますと、小中学校の耐震化診断の実施状況率は、全国の93.8%に対して74.1%にとどまるという状況にあります。上富良野町においてはどうでしょう。耐震化診断の未実施自治体に入るという状況の中で、今、近年では、宮城沖地震など地震が頻繁に起こるという状況の中で、その対応というのが早急に求められるという状況になってきています。

また、この中においては、学校、病院を初めとする公共施設等においては、多くの人たちが毎日施設を利用するという状況を考えれば、緊急時の避難場所ともなっていることも考え合わせれば、一刻の猶予もありませんので、早急に耐震化診断の、あるいは改修における早急な計画というのも求められていると考えています。

この耐震改修促進法は、民間の住宅も対象になっており、各自治体においては、もう既に相談窓口の設置、耐震化診断費用や家屋の耐震改修補助制度を設けるなど、建築物の耐震改修の促進のための措置を講じるという自治体も出てきております。

建築物の地震に対する安全性の向上を図っていくというのは、何よりも公の自治体に求められている早急の課題でもあります。公共施設や民間住宅などの建築物に対する町のこれからの耐震改修促進計画の具体的な対応はどのようにされようとしているのか、この点についてお伺ひしたいと考えます。

次にお伺ひしたいのは、原油高騰に対する対応についてお伺ひいたします。

原油や穀物の高騰が今や国民や住民の暮らしと影響に大きな打撃を与えているという状況になっております。その原因の一つと言われているのは、異常な投機マネーにあるとされています。

その現況の中で、ある上富良野町の酪農家の方は、「飼料代が値上がり、昨年から見ても3割も5割も高くなっている。燃料代も倍近くになるという状況の中で、本当に経営が大変だ」ということを語ってくれました。

また、同時に、経営されている方は、「生産コストに占める燃料や飼料、資材価格などの割合が高くなってきている中で、燃料に依存する業種にとっては、さらに収益率も低下せざるを得ない」ということも、ある経営されている方は私に語ってくれました。

このように深刻な状況が町においても進行しているという状況ははっきりあらわれています。

また、上富良野町においては、保育所や老人保健施設などについても、まさにその影響を受けています。

これらの施設を見てみますと、昨年の倍以上の燃料費がかかるのではないかと、こういう話であります。また、ある程度節約をしても、限界があるという状況であります。

現在、皆さんも御存じのように、ガソリン等の値段については、若干下がったり、乱高下しますが、175円台、灯油においても120円台と、依然として高値が続いているという状況にあります。

さらに、最近では、アメリカの金融機関の破綻に見られるように、日本経済にも悪影響を及ぼすのではないかと、憶測が飛び交い、もう既にその影響も出てきております。

行き先を失ったお金が原油や穀物などの市場にさらに流れ込むということになれば、この要因になって、また燃料の高騰や、それに関連する製品や商品の高騰にはね上がるという状況になることは明らかであります。

いずれにいたしましても、暮らしや経営に影響を及ぼしているということを考えてときに、町の対応が求められると考えていますが、次の点について町長に見解を求めます。

農業を営んでいる方々の飼料や肥料、資材等の高騰に対する支援策についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

2番目に、町の福祉行政の一翼を担っている保育所や介護施設などの福祉施設に対する燃料高騰による支援策についてもお伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、福祉灯油の実施の点についてであります。

原油の高騰が今では生活関連の製品や商品、食料品などにその影響が出てきております。食料品については、物によっては2割から3割高くなるというものがああります。

また、上富良野に住むある人は、「給与が上がらない中で、子供の学費や医療費が上がる。食べ盛りの子供を抱えての食料品の値上がりは本当に大変だ。切り詰めるにもなかなか切り詰めることもできない」と語ってくれました。

また、あるお年寄りの方は、「これからまた寒い季節が来るかと考えると、灯油の価格の値上がりが本当に心配。少しでも厚着をして、灯油を使うのを少なくしようと、こう考えている」ということを言ってくれました。

道内においては、昨年度、生活困窮者に対する福祉灯油購入の実施自治体が、176市町村に及ぶという状況になりました。そのうち、道の地域総合政策補助金で助成している169市町村の事業総額は約5億5,000万円、道の補助金の金額においては8,567万円でした。その対象世帯は6万7,0

00世帯で、生活保護世帯を福祉灯油の対応とした自治体もあり、その自治体は26市町村にも上るという状況になりました。

昨年度、上富良野町においては、生活支援事業という形で実施され、当初の対象見込み数499名という方でありましたが、最終的には175名という状況になりました。

いずれにいたしましても、暖房が必要な季節に入ります。高齢者を初めとする生活困窮者の方たちに対する灯油の生活支援は欠かせないと考えますが、支援基準の見直し等も含めた今後の町の対応についてお伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、介護保険制度の問題です。

介護保険制度は、いい方向に進むどころか、ますます悪い方向に進むという状況も一部に見られます。高齢者に対する公的な介護サービスを提供する制度ではありますが、また、家庭や施設などで安心して介護が受けられるための支援の制度ではありませんが、しかし、この間に至っては、制度の改悪が目まぐるしく行われるという状況の中で、受けたい方がなかなか思うように受けられないという状況も一部で見受けられます。

そこでお伺いしたいのは、近ごろでは、生活支援をもっと充実してほしいという、そういう方も町におられます。社会福祉協議会では、そのような声にこたえて、今年度から独自の介護支援策として、高齢者の方を対象とした家事援助を望む家庭を対象として、生活支援を単独で行うという状況にあります。

介護対象者の方は、サービスを受けようとした場合、一般1割負担で済みますが、しかし、介護認定になっていない高齢者にとっては、全額負担、実費負担という形になります。

高齢者においては、日常の家事が困難だという方もおられます。そういう方にとって、家事援助をもっと行ってほしい、こういう声も聞かれます。そういう意味では、社会福祉協議会が実施した家事支援相当に対する支援策というのは、相当なこれから一定の需要やニーズがあるものと考えられます。多くの方にも喜ばれるものと考えます。

今後、こういう点について、町に至ってはどのような対応をされようとしているのか、お伺いいたします。

次に、日中一時支援についてお伺いいたします。

町では、障害者の方を対象とした日中一時支援を実施しております。

この制度は、当事者にとっても、介護されている方にとっても、大変その負担、精神的な負担、こう

いうものにとっても大変喜ばれています。また、介護されている方の話を聞きましたら、「気の本当に休まる暇がない。もっと身近なところで、数日間でも安心して預けられるような施設があれば助かるのに」と語ってくれました。

町においては、今年度からデイサービスという形で始めましたが、今後、町においても、ショートというのも対象にした受け入れ体制も必要だと考えますが、この点についてお伺いいたします。

次に、公営住宅の環境整備についてお伺いいたします。

公共下水道が設置されて数十年という形になりましたが、環境衛生面からも公共下水道が設置された経緯もあります。

この間、町においては、公営住宅の改築とあわせて水洗化については検討したいと述べていましたが、しかし、一向に進まないという状況にあります。町の計画では財政難ということもあって、公営住宅の改築が進むということになれば、20年も30年もかからざるを得ないという状況は明らかであります。

入居者からは、「水洗化の整備計画だけははっきりさせてほしい。一方で、こういった公営住宅の環境がどんどん悪くなっているのに、駐車場の利用代を取るのか」と、こういう声も聞かれるという状況になってきております。

何よりも公の立場にある人たちが、このことを置いて財政難という理由にかこつけながら、改築計画、水洗化の計画を示せないというところに大きな問題があると考えます。

そういう意味では、速やかに、この改築計画を待たずに、特別の対策をとって、公営住宅の水洗化未実施のところに至っては、早急な対応が必要だと考えますが、この点について、今後の対応についてお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 昼食休憩に入りたいと思います。

この後は午後から行います。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の米沢義英君の質問に対しまして、町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 午前中の5番米沢議員の6項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの耐震改修計画についての御質問

にお答えいたします。

近年、日本各地で大地震が頻発しているところでありますが、頻発していることなどを背景として、平成17年11月に、計画的かつ効果的な建築物の震度耐震化の促進を目的として、各自治体による耐震改修促進計画の策定責務などを盛り込んだ法律の改正が行われたところであります。

これを受けまして、都道府県が先行して耐震改修促進計画を策定し、これに基づき各市町村で相次いで計画が策定されてきているところであります。

本町におきましては、既に3月に平成20年度の町政執行方針で述べておりますように、年内を目標に平成21年度から27年度までの7年間を実施期間とする耐震改修促進計画の策定作業を現在行っているところであります。この中で、町有施設と民間住宅の耐震化を内容として、年次的な対応を図ることとしております。

なお、昭和56年以前の耐震化を要する、多数の人が利用する特定建築物については、町有施設としては、役場庁舎、上富良野中学校と東中小学校の校舎と体育館、また、上富良野小学校と東中中学校の校舎が対象となっておりますが、民間施設の該当の有無につきましては、計画策定の途上において調査を行ってまいります。

また、民間住宅の耐震改修の促進に当たっては、国や道の助成に加えて、町としての支援措置につきましても必要であると考えておりますので、耐震診断費用や改修工事費用に対する助成制度の運用、相談体制の整備など、他の市町村での事例も参考にしながら、制度案づくりの指示を行っているところであります。

次に、2項目めの原油高騰に対する対応についての御質問にお答えさせていただきます。

1点目の飼料や燃料、資材等の高騰に対する支援についてであります。ふらの農協では、飼料に2,000万円、肥料に1億円の総額1億2,000万円の独自支援策を8月23日に決定したとの報告を受けております。その内容については、新聞で報道されたとおりであります。

この原油価格高騰等による未曾有の物価高騰は、世界経済はもとより国内経済、そして、国民生活に重大な影響を及ぼしております。

特に、日本の食料基地である北海道農業への影響ははかり知れないことから、町といたしましても、北海道町村会を通じて農業生産資材の高騰対策を初めとする各分野の10項目について、7月末に国の関係省庁に対して、諸対策を早急に講ずるよう強く要請したところであります。

現在、北海道においては、今月9日に開会いたし

ました第3回定例道議会に關係諸対策を提案中であり、また、国においても、先月末ようやく安心実現のための緊急総合対策として、事業費規模で1兆円を超える総合対策を取りまとめた状況にあります。

このことから、町といたしましては、今後、具体化される国の経済対策や北海道の諸対策の内容を十分見きわめた上で、対応の是非について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を願います。

次に、2点目の福祉施設に対する支援につきましては、現時点で町単独での施策は考えておりませんが、今後、国や北海道の動きや施策の情報を的確にとらえてまいりたいと考えております。

次に、3項目目の福祉灯油の御質問ですが、村上議員の御質問にお答えしましたように、昨年に引き続いて、高齢者等に対し、冬の生活支援事業を実施するよう検討しておりますので、御理解願いたいと思います。

次に、4項目目の介護保険についての御質問にお答えいたします。

今年度から、本町の社会福祉協議会において、訪問介護サービス利用者を対象として、独自の日常生活に必要な家事支援サービスを展開しております。

この事業は、要介護者が在宅で安心して日常生活を営むことができるように、介護保険で給付対象とならない家事支援サービスを有償提供するものですが、本町においても高齢化が進展しており、虚弱高齢者が住みなれた場所で生活していくために、この家事支援事業は必要と考えているところであります。

事業開始後、利用度が低調な状況と聞いておりますが、町といたしましても、今後、この家事支援サービスがより効果的に展開されるように、関係者との協議を図り、課題の解決等について検討してまいりたいと考えております。

次に、5項目目の日中一時支援についての御質問にお答えいたします。

平成18年10月の障害者自立支援法施行に伴い、本町においても地域生活支援事業の一つとして、日中一時支援事業を実施しております。

当初は、町内において利用できる事業所がなく、旭川市、富良野市など町外事業者に委託した施設の利用に限られていましたが、特に利用者の利便性を考慮し、本年4月から、ラベンダーハイツデイサービスにおいて、18歳以上の障害者の日中一時支援のため受け入れを開始し、現在、2名の方が利用をいたしております。

また、子どもセンターを活用して、18歳未満の

障害児を対象とした一時預かり事業を次年度より展開するよう、現在取り組んでいるところであります。

今後においても、障害者を持つ方々のニーズにこたえるために、相談支援に努め、必要なサービスを受けることができるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、6項目目の水洗化未実施の公営住宅の今後の対応についての御質問であります。平成20年4月1日現在、町が管理しております公営住宅は9団地438戸であります。そのうち水洗化となっている住宅は、宮町団地24戸、西町団地20戸、東中団地10戸（合併処理浄化槽）であります。東町団地40戸、泉町北団地24戸、富町団地50戸の総数では168戸、水洗化整備率は38%であります。

水洗化未実施の公営住宅総数は、270戸であります。

さて、御質問の今後の対応についてであります。残りの270戸の公営住宅は、そのほとんどが昭和40年代後半から昭和50年代前半に建てられたもので、30年の耐用年数が既に経過している住宅も多く、いずれも近年中に建てかえ更新時期を迎えているところでありますが、多額な財政負担を伴う改築工事は財政的にも厳しく、集中的に建てかえ工事を実施できない現状であります。

また、耐用年数を過ぎた公営住宅の水洗化改修には、国の交付金の採択も難しく、これを町単独で実施する費用を捻出することは、財政的にも困難な状況にありますことから、現在のところ、老朽化や損傷程度を食いとめるために、維持的修繕等を優先せざるを得ない状況にあります。

今後は、新築計画にあわせて順次水洗化を進めてまいりますと同時に、新築計画が長期間にわたる公営住宅については、国の交付金の対象となる改修方法がないものも含めて、平成21年度をめぐりにストック計画の見直しを図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） まず、耐震改修計画についてお伺いいたします。

町のほうでも御存じのように、18年度の耐震改修の促進法の中では、いわゆる公共施設と学校を含めた、多くの方が利用する施設等については、早急な施設改修の計画を持ちなさいという形になっております。

上富良野町の状況を見ましたら、この間だけでもどういふものがあるということになれば、役場庁舎、消防署、西小学校体育館だとか郷土館だとか福

社センター、老人保健センター等もあります。そういう多くの方が利用されている施設が多数あります。そういう意味では、きちっとした、当然、優先順位をどういう計画で立てるのか、あるいは診断するのかということも含めてあるかと思いますが、この点、今後、まだはっきりしていないと思うのですが、今後はっきりさせるのだと思いますが、どういう状況になっているのか、お伺いしておきたいと思います。

また、耐震診断の学校等を含めた年度別の計画というのはまだ立てられていないかと思いますが、この点もはっきりさせる必要があると思いますが、この点、どうされようとしているのかということ。

それと、この改修促進法の中には、耐震診断の状況、あるいは改修の計画のめど等が立ったら、明らかにその状況を公表しなさいという形になっているかと思いますが、こういうものも含めて、行政としてやはり万が一の災害時に備える、そういう意味でも、この耐震改修の計画をさらに細かく立てる必要があると思います。

今、他の自治体の改修における補助制度を見ましたら、岩手県や宮城県におきましては、耐震診断についても補助限度額を設けて対応する、改修においても、一般の民間住宅についても補助制度を設けているという形になっております。

道においては、無料の耐震診断も行いますよというような、そういうことを促進するための施策も展開されていると思います。

そういう意味で、きちりとした対策をさらに持って対応する必要があると思いますので、この点、今後どういう手順を踏まえて、その計画を立てられようとしているのか、わかる範囲でよろしいですが、この点お伺いしておきたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

耐震改修計画の現状につきましては、今、担当で種々検討いたしているところでありますが、議員の御質問にありますように、18年に制定されました法にのっとった形で、我が町の耐震計画、改修計画を立てていきたいと考えております。

今現在、検討している中にありましては、計画策定の背景と目的を押さえながら、上富良野町の現況を調査し、十分把握をいたしまして、想定される地震と被害の予測を立てさせていただいて、建造物の耐震化の現況状況を踏まえた上で、建造物の耐震化の目標を定めていきたいと。そして、その目標に従った建築物の耐震化を促進するための施策の展開を取り入れていきたいと考えながら、それらを総括

した中での計画の推進を図っていく、そういう上富良野町の耐震改修促進計画を今現場で検討し煮詰めているところでありますので、これらが整い次第、町政執行方針で述べさせていただきましたように、今事業を年度内に対応していくように進めていきたいと。

その中には、法で定められております、議員の御質問にもありました年度別の計画だとか、あるいは、それら民間、公共施設等々を含めた耐震度の状況等々の公表、これらにつきましても十分対応を図っていくとともに、先ほどお答えさせていただきましたように、民間施設に対しましては、国や道の状況を見きわめながら、町としての独自の補助制度等々も検討してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 大まかな流れについてはわかりましたが、家屋、いわゆる公共施設の対象になっている昭和56年以前ですか、こういったものの耐震診断というのは、いつまでに終了されようとしているのか、詳細わかれば、お伺いしておきたいと思えます。

それに基づいてまた、全く一部改修でいいのか、あるいは、上富良野小学校のように全面改修がいいのかというような対策もとられるのだと思いますが、この点、お伺いしておきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 御質問にお答えさせていただきますが、先ほどお答えさせていただきましたように、今年度中に計画を立案し、議員御質問にありました耐震度調査、そして、それに対する改修計画等々につきましては21年度をめどとしてスタートし、さきにお答えさせていただきましたように、7年間の計画で、27年度までの7年間を目途とした改修計画を立てていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） わかりました。

それで、ぜひ早急に、これ、多くの方が利用する施設が、やはりそういった地震が起きたときに、耐えられない。そこで大惨事が起きては困るわけですから、早急にぜひ対応をまず図っていただきたいと思っております。

次に移らせていただきますが、原油高騰に対する対応についてお伺いいたします。

今、この原油の高騰というのは、本当に経営されている方、農業者に至っても商店に至っても大打撃という状況になってきています。

私たち共産党の議員団としても、道や国等におい

てこの点を速やかに改善するよう、この間、要請行動も行ってきました。

そこで、お伺いしたいのは、道と国の対応を見ながらこれらに対する対応を決めていきたいと考えているわけです。町は言っております。ふらの農協では、飼料や肥料の資材等に対する1億2,000万円の独自支援という形になりますが、総体的に割り振りますと、そう大きな金額にはならないのかなと思っています。

それで、やはりそういった意味で、カバーできるのであれば、町独自でも施策の展開というのも一定必要だと思いますが、確かに国の動き、道の動きという対応もあるかもしれませんが、やはりその点はどうか、独自政策としてやられないのかどうか、お伺いしておきたいと思っております。

2点目の福祉関連施設の問題であります。聞きましたら、もう既に、やはり昨年から見ても倍の燃料費がかさむという形の話も聞いております。

それで、町としての、とりあえず実態把握というのはされているのかどうか。答弁聞きましたら、まだそこまでは行っていないような感触も答弁の中ではうかがいましたけれども、まず、実態把握をきちっとして、やはりその状況を知ることからする必要があるのだらうと思っておりますが、この点含めて、どう対処なさるのかという点。

それと同時に、福祉を担っているこの施設についても、町単独の補助制度という点ではもう一度考える必要があると思っておりますが、この点お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、原油高騰に伴います農業関係でありますけれども、これは先ほどお答えさせていただきましたように、ふらの農協はふらの農協としての独自の施策の展開をしていると。また、情報等々では、美瑛町におきましても、美瑛農協と町とが連動で対応するというようなことであります。

月曜日の日、上川管内町村会の町村長会議を開催いたしました。このことにつきましてもそれぞれの町村の状況等々の報告を受けたところでありますが、さきにお答えさせていただきましたように、私としても、この問題につきましても何らかの対応を図っていきたいと考えておりました。今、担当にその対応を検討するように話しているところであります。

ただ、それぞれの町村でそれぞれの考え方がございます。例えば、肥料が何ぼ上がったから肥料を購入するのに助成すると、あるいは、トラクターの燃

料が上がったからトラクターの燃料に助成するというような手法を講ずるところもあれば、やはり基幹産業の農業としての農業の経営基盤をどうするのかと。単価が上がったから、あるいは農産物が安くなったからということで対応するというよりも、経営基盤を確立するためにどうするかということがやはり必要なというような意見交換もさせていただきました。

そういう中で、他の自治体では、例えば、裕福に対応している農業者に対して、いるかどうか上富良野町としては情報をつかまえておりませんけれども、ある程度対応できる農業者に対して行政が支援する、あるいは、非常に苦労している農業者に対して支援する、同じことではいかかかなと。ばらまきのものではなくて、やはり本当に苦しんでいる農業者に対する経営安定対策を講ずるというようなことを考えると、例えば、償還金利の補てんをするとか、いろいろな別な観点から農業者の農業経営の基盤安定化に対する行政としての対応を図っていくというようなことも含めた中で、やはり検討しなければならないというのが各町村の考え方でありました。

私といたしましても、そういった観点も含めながら、今後、課題整理をしていきたいなど。そしてまた、農業者の皆さん方の意見等々も掌握していきたいなどと思っております。

また、福祉施設の問題につきましては、私のところでは、今、福祉施設としてあるのは3カ所ということで認識いたしております。

この3カ所につきましては、今後、その情報ということにつきましては、それとなく個人的には状況を聞かせていただいておりますが、このことにつきましては、町といたしましてはこの3カ所に対する特別対応につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、現状で特別な支援対策ということは考えておりませんが、議員からも御発言ありましたように、経営基盤の状況等々も含めながら厳しい状況でありますから、その情報を十分に収集させていただきながら、その当事者の御意見等々も聞かせていただきながら、行政としての対応ができ得るかどうかということにつきましても、十分判断を今後していきたいなどと思っております。

また、これらのことにつきましては、御承知のとおり、国からの補助金、助成金等々で運営いたしておりますので、例えば、あるところでは、町が特別支援をすると、その分は国や道の支援策が減額されるというような問題点も抱えている分野もございりますので、これがそうなるということかどうかはわか

りませんけれども、そういうようなことも十分含めて検討しながら、町が優先することによって国の支援が減ってくるということではない、そういうような対応を図りながら、十分情報を収集して対処していきたいなと思っています。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） これは農業者にとっても、町長おっしゃるように、農業基盤が本当に確立するかどうかということが一番大事な問題ですが、なかなか国のほうは、食料の自給率等の基盤をやはりきちっと整えなかったということに大きな問題があって、最近では、事故米という形の中で、ただ輸入せよというだけでのそういう問題がいろいろと社会に波紋を投げかけているという状況になっています。

今後、作物にかかわる価格の変動等も当然あるでしょうし、今言われているのは、お米の収穫がかなりあるではないかということになれば、それにかかわってまた抑制政策が発動されるという形の中で、米の単価が引き下がるという問題も出てきております。

そうしますと農家にとっては、本当に物の値段が下がって、仮に製品の値段が上がるということになれば、本当にまた手痛い打撃を受けるということになりますので、その点も含めて、国に対して、直接、仮にですよ、町が補てんするとしても、この部分はやはり生活政策的な展開としてやっているのだということで、制裁だとかペナルティーだとか補助金の引き上げという点では、やっぱり要請していただきたいと思います。するなということが必要だというふうに思います。

また、福祉施策についても、きっちりと実態把握して、今後の展開にぜひつなげていただきたいと思います。

次に移らせていただきます。次は、福祉灯油の問題に移りたいと思います。

昨年、対象世帯が、生活保護基準の1.1倍という形の話だったかと思いますが、この点、今回の答弁の中では、見直しも含めということも考えているということでありますので、こういうものも含めて見直しという形で進められようとしているのかどうか、お伺いしたいと思います。

また、課税対象、いわゆる所得が多いという方に至っても、仮に90万円、あるいは90万円そこそこの超えた方でも、対象から外れるわけですよ、町の基準からいくと。今、各種の控除の見直しが行われ、老齢控除だとか、そういうものを見直し、製品や食品の値段が上がるという状況の中で、所得そのものが実質目減りしているという実態があるわけ

で、このことをきっちり押さえた中で、やっぱり福祉灯油の実施基準も見直さなければ、ただ収入があるからというだけでは、特段の500万円だとか300万円だとかあればまた違うのかもかもしれませんが、それ以外でしたら、そう裕福な生活をしているとは思いません。そういうことも考えながら、福祉灯油の実施の仕方、この点、ぜひ検討を願いたいと思います。

国においても補助する、道においても補助しますという形になっておりますので、ぜひ、この点どのようなまた対応されるのか、お伺いしておきたいと思えます。

地域商品券という形でまた支給するということがあります、灯油に限定して券を発行するだとか、そういうのはどうなのかということも私は考えております。その点もあわせてお伺いしておきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

まず、先ほど農業経営基盤の確立のための支援策、これにつきましては、先ほど来お答えさせていただいたようなことで対応させていただきたいと思っておりますし、また、福祉施設につきましても、そういった現状を十分認識しながら、対応を図っていきたくと思っています。

そこで、福祉灯油の問題であります、さきに村上議員にもお答えさせていただきましたように、昨年度実施いたしました高齢者1世帯当たり93万円の収入、あるいは、ひとり親世帯2人家族で180万円の収入基準、障害者1家族当たり120万円の基準というようなことの中で対応させていただいたところでありますが、そのことによって175名という、当初予定していたよりも、我が町の非課税世帯の方々の収入が、他の収入が結構あるのだなという認識をいたしました、今、議員の御意見にもありましたように、生活基礎が相当変わってきているということも含めると、さきの村上議員にもお答えさせていただきましたように、ここのところを十二分に検討させて、今するように指示しておりますが、ここのところを十分対応しないと、幅広く支援するという形には整わないのかなということも含めて、私としては、この分野を含めた中で、前年度の実績を踏まえた中で見直しを図って対処していくように進めていきたいと。

そして、その中で基本としては、やはり商工業の皆さん方のことも含めながら、商品券の対応を進めていきたいなと思っておりますが、議員から御質問がありましたように、灯油券ということで単独で対

応するというのもなかなか難しいという部分もあります。

ただ、私といたしましては、さきの村上議員にもお答えさせていただきましたように、前は商品券としてばつと渡しただけで済みましたが、今度は、これは基本的には他の生活物資よりも優先して灯油の購入に充てるようにというようなことをお願いしながら対応していければなというようなことも含めて、その内容すべてにつきましては、十分精査しながら、見直しを図って、また、それがまとまり次第、議員の皆さん方に御説明を申し上げて、予算措置等々の対応をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 生活困窮ということで、生活保護世帯には前回対象になっておりませんが、しかし、ここで町の資料をいただきましたけれども、実勢単価122円として、生活保護世帯の実勢単価から比べたら、7万2,000円の、いわゆる差が出るという形になっております。生活保護基準でいえば、冬期加算という形で、11月から3月の5カ月という形になりますが、実際、灯油をたくという、個人差はありますが、10月から4月ぐらいまでなのかなという部分も見受けられます。そうしますと、生活保護を受けているというだけで、加算があるというだけでこういう対象にはならないという問題も起きます。

しかし、実際、実単価と支給されている単価は低く抑えられていますので、こういった物に対する対策というのは考えているのかどうなのか、お伺いしておきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

生活保護世帯の件であります、これも検討するように指示しております。

昨年は、対象外でありました。

ただ、問題は、町が助成すれば、その分生活保護費がカットされると。削減されるという基準がございます。そういう観点からすると、町が支援して国の補助を減額させるということまで町財政は裕福ではありませんので、そういったことも十分検討させていただきながら、生活保護世帯の対応については、今、担当のほうに、これも含めて検討させておりますので、ひとつ、これらがまとまり次第、また御提案させて、説明させていただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 次に、介護保険の問題につ

いてお願いいたします。

町は、社会福祉協議会が行っている生活支援については、今後、効果的に展開されるようにということで、関係機関とも協議して検討に入りたいということではありますが、やはり実態を見ましたら、御存じのように、身の回りの整理をしてほしいという方が最近では見受けられます。そういう意味で、社会福祉協議会が行っている家事支援の部門というのは、本当に喜ばれる、そういう制度だと思います。

今、1時間、聞きましたら1,500円だそうです。この1時間1,500円ということになれば、安いか高いかという論議が出てくるのかもしれませんが、介護認定を受けている場合は1割で済むという場合もありますので、そういう意味で、こういった部分の補助政策を行う、あるいは実態調査も含めて、やっぱり対応する必要があると思っておりますので、この点をお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

先ほどお答えさせていただきましたように、この制度は新たに社会福祉協議会が実施した事業であります、基本的には、細かいことは別といたしましても、民間の企業だとか、高齢者事業団の皆さん方だとかがこの事業の一部を展開している部分もございます。

議員御意見にありますように、この事業については、それぞれ高齢者世帯が非常に多くなってきているという実態の中で、これを基本的に介護保険制度という制度の中でのみ見きわめるのではなくて、福祉という、高齢者福祉という観点の中から、地域において生活に対応していただける高齢者福祉という観点からも含めた中で十分見きわめながら、関係者との協議を図りながら、行政としての対応を十分図っていきたいものだと私としては考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） わかりました。

次に、日中一時の問題ですが、ここで、確かにこの制度が一定程度利用されている部分もありますが、しかし、やはり家庭の事情によっては、何日間かショートで見てもどうかという、そういうところもあればいいなという話も直接聞いたこともありますし、この点、一時デイサービスではなくて、ショートという状況にも対応できるような、そういう展開というのも当然必要だと思いますが、こういうものも含めて将来考えをお持ちなのかどうか、改めてお聞きしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） ただいま御質問にありました、一時預かりではなくて、二、三日というようなことの短期間のショートステイということだと思いますが、このことにつきましては、今、我が町の施設の中ではなかなか難しいという部分もございます。

ただ、この周辺で、民間施設としてそういったところがあるのかどうか、あるいはこのような対応があるのかどうかということも、現状で私は把握しておりませんが、今要望としておっしゃるように、介護しておられる方々の考え方からすると、そういったことの希望というものも十分あるだろうという認識もされますので、こういった対応につきましても、行政が対応するという事はなかなか難しいですけれども、そういった関連施設等々に対する情報の交換だとか、そういったことの対応を十分図っていくように、今後検討させていただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） ぜひ対応と同時に、身近なところでもやっぱり対応できるようにしていただきたいと思ひますし、できれば、上富良野町においてもそういう対応ができるのであれば、そういう可能性を追求していただきたいと思ひます。

次に、公営住宅の問題なのですが、もうここに、答弁書のほうに書かれておりますが、いつ改築なのかわからないという状況の中で、非常に八工が出てきたりだとか、本当にひどいです。やっぱり快適な環境の中で住みたいという、若い人にとってもお年寄りの方にとっても、公営住宅の水洗化がないというのは、非常にやっぱりマイナス要因だと思ひます。

水洗化計画の中には、速やかにやはりこういったものは水洗化すべきだということが書かれているのですが、それ自体、町が守っていないということになるのではないかと私考えておりますので、この点、20年度以降、その計画をはっきり示したいという答弁でありましたけれども、こういうものも含めて現状認識として、町長はどのように対処されようとしているのか、改めてお伺いしたいのと、こういう町の公の立場として、やっぱり水洗化をする義務があると思ひますが、この点、はっきりさせていただきたいと思ひます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

議員から御指摘を受けるまでもなく、法によっては5カ年間で対応しなければならぬということでありまして、それを行政が的確に守っていないということにつきましては、十分反省をいたしているところ

であります。いかにせん、何百戸という住宅を抱えて、財政的な部分もありまして、今日までなかなかこれに着手することができなかったと。そしてまた、公営住宅の新築、改築につきましても、二、三年間財政的なことで先送りしてしまったというようなことも反省しながら、今後21年度においては、これらの残された270戸の部分について、改築計画等々も含めながら、その対応を図っていくためのストック計画を見直して作成していきたいと思ひしておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上で、5番米沢義英君の質問を終了いたします。

次に、4番谷忠君。

4番（谷忠君） 私は、せんだって通告をさせていただいてございます日の出公園臨時駐車場の今日までの不適切な使用について、お伺いをさせていただきたいと存じます。

まず、町長さんにでありますけれども、昭和62年より5年間、農地の一時転用の申請が農業委員会に申請され、農業委員会で審議、農地法第5条で承認されております。道知事の許可を受け、平成4年4月まで使用されてきましたが、この時点で一時転用期間は切れていることとなります。だが、今日まで農地に復元されることもなく、再転用の申請が提出された形跡もなく、駐車場として使用され続けております。

平成13年度より、町は、借上料年間150万円を観光協会に補助金として拠出。13年度以降20年度までの総額は1千200万円になります。

違反転用の駐車場に補助金を投入し続けている町の責任を町長はどう考えているのか、その経緯と見解を伺いたいと存じます。

あわせて、農業委員会会長さんには、当初5年間は転用期間ではあるが、その時点で農地復元の現地確認をした経緯があるのか。また、工事の完了届が出された経緯があるか。私の調査によると、その後16年間一度も農地に復元されることもなく、一時転用違反が続いていると考えております。この間、地権者と観光協会に農地の復元を命じたこと、あるいは指導の経緯はあるのか。

平成18年6月に現地確認をされているとのことでありまして、その時点での農業委員会の意見はどのようなことであったのか、その説明と今日までの見解を伺いたいと存じます。

以上であります。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番谷議員の日の出公園臨

時駐車場の今日までの不適切な使用についての経緯と見解についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、本件については、農地法に基づく手続がなされておられないことが判明いたしましたことにより、平成4年4月以降、当該土地については違法な使用状況にあったことになるわけでありです。

このことから、平成13年からの日の出公園臨時駐車場の無料化に伴いまして、かみふらの十勝岳観光協会に対しまして、年間150万円の賃借料を平成13年度から平成19年度までの7年間、総額で1,050万円を補助金として拠出したしておりますことは御指摘のとおりであります。

違反転用の駐車場用地に対して、公金である補助金を交付したことは、まことに申しわけなく、心から深くおわびを申し上げたいと存じます。

議長（西村昭教君） 農業委員会会長、答弁。

農業委員会会長（松藤良則君） 4番谷議員の御質問にお答えいたします。

まず、議員の御質問に対する説明の前に、御指摘のとおり、転用期間満了後の16年間、違反転用であった事実につきまして、農業委員会としての対処に不手際があったことをおわび申し上げます。

御質問の件に関しまして、当初の一時転用期間時の平成4年4月及びその後において、農地復元の確認をした経緯はなく、また、それによる完了届が出された経緯はございません。

御指摘のとおり、16年間、一度も農地に復元したことはなく、所有者及び転用者に対し、この間に復元命令及び指導を行ったことがないことも事実です。

2点目の平成18年6月に行った現地確認の農業委員会としての所見についての経緯等を御説明いたします。

平成18年6月12日、農地法第5条の規定による許可申請があり、現地調査を行い、公園駐車場としての利用状況を確認し、第12回農業委員会総会で転用許可について可決をしたところでございます。

その結果をもって、平成18年7月18日付で北海道農業会議に転用に関する諮問書を事前協議したところ、記載期間の訂正及び転用内容の説明を求められ、今日までの経緯と現在の利用状況の説明をしたところ、一時転用の目的終了後に農地復元を履行していない、今後も数年利用されるのであれば永久転用が望ましいと指導を受けましたが、早急に結論が出ないことから、日の出駐車場の諮問の内容を削除し、この件については提出せず、現在に至っております。

この件に関し、本年9月8日に農業委員会協議会を開催、今日までの経緯、違反転用に関する対応を協議し、農地復元を行うことを委員会で決定し、9月10日に両者に対し農地復元に関する通知を行い、9月16日に農地復元に関する計画書の提出があり、受理いたしました。

本件に関しましては、再度、農業委員会の対処に不手際があったことをおわび申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（西村昭教君） 再質問ありますか。

4番谷忠君。

4番（谷忠君） 冒頭から、町長も、それから農業委員会の会長さんも、おわびを申し上げたいということで、違反転用であったことを確認しますけれども、お認めになりますね。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） そのとおりであります。

議長（西村昭教君） 農業委員会会長。

農業委員会会長（松藤良則君） そのとおりであります。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） まず、当初、昭和62年から、ちょっとさかのぼらせていただきますけれども、5年間の一時転用期間を道の知事の許可を受けたと。通常、一時転用というのは1年なのですけれども、長くて3年ということでもあります。5年間の転用期間をいただいたということについては、上富良野の特殊な事情といいますか、観光振興のためにはどうしてもなくてはならない土地だろうと、駐車場だろうということで、特別な配慮をいただいたのだろうと思いますけれども、それは道知事の許可を得たわけですから、とやかく申し上げるわけではありませんけれども。

この時点で、本来であれば、一時転用というのは、一たん農地に復元するということが絶対条件でありますから、そのまま継続をしていくと、あるいは再申請をするということについては認められないことになっています。一たんは必ず農地に復元をすると、これは絶対条件であります。一時転用の許可をもらう条件の一つになっているということでもあります。そのことは十分御存じだろうと思います。

それで、私も多少この問題、いろいろな町民の方からお電話をいただいたり、あるいは、どうなっているのだろうというようなこともお聞かせをいただいて、私もちょうど議員になったばかりでありますから、全然そのことには関知というか、覚えがなかったのでありますけれども、私もこの場所を借りておわびを申し上げなければならぬ点がございませぬ。

といいますのは、当時、平成14年の7月から17年の4月まで農業委員の一員でありました。いかにその間、総会であるとか、あるいは協議会の中でこの問題が提案されたことも、あるいはまた協議されたことの経過はございませんけれども、委員の一人として、そのことに関知できなかったということについては、私の不徳のいたすところということで、これは町民の方におわびを申し上げなければならぬなと思っておりますし、あわせて、町長、伺いますけれども、平成13年度から今日まで、私1,200万円と申し上げましたけれども、町長の御答弁の中で1,050万円ということですが、150万円の開きがあるのでありますけれども、年間150万円でありますから、ことしの分をまだ支払っていないのか、あるいは、支払いをストップしたのか、その辺について、まず最初伺います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

私としては、不法駐車場であるぞと、農地法に違反しているぞということを認識した時点で、今年度につきましては、支払いをストップするように担当から観光協会に指示をさせていただいております。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） 昨年の、平成19年でありますから、今は退任をされて、先輩の議員さんが、第1定の中で、3月の定例会でこういう質問をされているのです。これは、日の出公園臨時駐車場の借上料の料金というものは適切なものかというような御質問をされております。この方はもう退任されておりますけれども。

その中で町長は、借上料相当額については、これはもう当然、賃貸契約というのは地権者と協会と相互で法的な成立をしていると、賃貸借が成立しているわけでありまして、私どもがとやかく言う筋合いもありませんし、町としても筋合いもないのだらうと思っておりますけれども、基本的にはそうだとすると、ここに補助金を投入させているわけです。賃借料相当額といいますが、年間150万円を補助金として観光協会に支出しているわけですから、これは、補助金というのは、いわゆる国のお金でも何でもないと。町民の皆さんの血税でありますから、この部分が入っているということでもありますから、この方の質問をしてみると、そこに借上料が適切な料金なのかどうなのかという、こういう質問であります。

この中で町長の答弁は、観光協会を通じて地権者と交渉に当たるよう検討していきたいと。検討した経過、それを説明してください。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 谷議員の御質問にお答え申し上げます。

150万円の件でございますけれども、関係者と地権者と、その賃貸料について、私ども調整はしておりません。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） 日本の言葉に、検討するということはしないことだというようなこともありますから、とやかく申し上げませんけれども、昨年の3月にこういう答弁を町長はしているわけです。何ら今まで検討したこともないし、職員に対して指示もしたこともないということは、ほったらかしていたと、こういうことでよろしいのですな、こういうふうにとってよろしいですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

常に私といたしましては、課長会議等々で議会でこの答弁、また、各種会合での私の答弁、これに対しましては、的確に対処するよという指示は常に出してあります。

ただ、この件につきまして、今、議員御質問のように、観光協会とこのことを対応せよという個別な指示は出しておりません。ただ、こういった関連につきましては、私の発言に対する処理は的確にせよという全般的な指示は出ております。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） 指示をしたから、すべて事終わったということでないのですよ。指示をしたら、その結果がどうであったかということ報告受けなければだめです。「ハウレンソウ」という言葉があるでしょう。

そういうことで、指示をしたら、自分の仕事ももうすべて責任を果たしているのだということではないということだけは、町長、御理解ください。

それから、実はこの駐車場の料金なのですけれども、当初88万円、それから、一時転用期間の平成4年、このときに105万6,000円になって、それから平成7年に132万円、現在150万円なのですけれども、これは平成10年度からずっと今日まで来ているのです。

それで、地権者と観光協会の土地の賃貸の契約書、私、コピー持っています。これを見ますと、社会変化の状況によっては料金が上がることも、両者の話し合いの中でやむを得ないというようなこと書かれていますから、これは正當にやっているということだと思います。

ただ、私が多少疑問に思うのは、今バブルがはじ

けて、150万円というのが適当な料金でなかったのだらうと思います。もう過ぎ去ったことですから、そんなこといいのではないかという方もおられるかもしれませんがけれども、ここのところが大事なことだと思っています。あくまでも補助金が入っている。

こういう問題を提起しなかったら、恐らく、ことしも平成20年度も、先ほど申し上げた150万円の補助金は当然拠出されていると、こう思っていますから、その点については誠意を持ってお答えをいただきたいのでありますけれども、88万円の段階で、反当に直すと10万円ですよ。そして、今150万円ということになりますと、約17万円ですよ。これが適当か適当でなかったかということも、補助金として拠出する場合に、私は、全額拠出することが約束としてできているのかできていないかといったら、わかりませんよ、それは。だけれども、150万円だとしたら、あるいは、100万円は補助金として支出して、あとの50万円については自己努力をしてくださいというようなことがあってもしかるべきだと、こう思うのでありますけれども、過ぎ去ったことでもありますから、そこは強く申し上げませんけれども。

この点については、平成13年度から今日まで補助金が投入され続けていると。どの時点で町長は一時転用違反だということを知られたのですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

ことしの6月の定例議会で質問を受けて、この用地の買収をしたらどうか。今後のあれはどうかということを知報告を受けて、それらの対応を図った段階で、このことにつきましての違法であるということについては、私自身としては認識したということがあります。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） 町長、あのね、ことしの6月ですな。間違いありませんか。本当に間違いありませんか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） そのとおりです。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） そうですか。確認させていただきます。

同じ質問を農業委員会の会長さん、お願いします。

議長（西村昭教君） 農業委員会会長、答弁。

農業委員会会長（松藤良則君） 6月12日付で転用申請の申請を受け取ったときに、現地で説明が

あったときに、農地の違反転用がついているということを知りました。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） 同じ6月は6月なのですよ。町長がおっしゃっていることも農業委員会の会長がおっしゃっていることも。今、農業委員会の会長がおっしゃっているのは現地確認、私は18年6月を言っているのですよ、先ほど質問の中で。そういう答弁もされているのですよ。町長は、ことしの6月ですね。農業委員会の会長さんは18年6月に認識されているのですよ。この認識のずれはどうなるのですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 18年のときにつきましては、申請をして、農業委員会として承認をして、道のほうに申請したということについては、報告を受けています。その後については、確認しておりません。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） これは余り突っ込んで聞きたくないのです、私も。だけれども、そこまで答弁されると言わざるを得ないなというところもありますから、その辺の事情を会長さんお答えください。

議長（西村昭教君） 農業委員会事務局長、答弁。

農業委員会事務局長（伊藤芳昭君） 谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

18年当時の経過でございますけれども、6月28日の農業委員会総会において議決して、その後、道のほうに諮問をいたしました。その結果、先ほど会長のほうより御答弁いたしましたけれども、日にちとあと永久転用の分に関して、永久転用の申請に変えたらいかかということがございまして、その後、それを削除して申請をした経過がございます。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） 町長、そうしたら、違った角度からちょっと質問させていただきます。

町長、ここはあくまでも農地だということは御認識ありますね。ただ、私のお聞きしたいのは、ここは下水道が通っていますよね。それで、現在、農地であるけれども、農地だから猶予しているのではないと私は思っています。現況判断で賦課するか賦課しないかは判断することであって、あの土地は16年間、まずは昭和62年からいけば22年間ですよ。その期間ずっと永久転用状態ですよ。だれが見たって、あれは農地だと思いませんよ。そういうとき現況で判断するのはですよ、これ。当然賦課しなければなりませんよ。

では、そこが今猶予されている状況にある。で

は、何で猶予するのかと。賦課基準はあって情状はあったとしても、猶予する基準はないはずですよ。では、なぜ猶予しているかとなると、町長の裁量権以外にないかと思っただけなんです。だめだというのではないですよ。町長の裁量権を発効することはだめだと言うのではないけれども、そういうことで猶予されているのだろうと。

何をもって町長は現況判断して、あの状態を見て猶予しなければならなかったのか、その判断基準を教えてください。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） このことにつきましては、議員の御質問の件にありますように、転用していると。これがその時点では、不法転用ということについては認識はなかったということだけは理解しておいていただきたいと、私自身は、不法転用であるということについては、認識していなかったということになります。

ただ、公共的に大勢の皆さん方が都市公園の駐車場として利用しているというようなことも含めながら、そういう配慮の中で基準に基づいた対応を図って、一時猶予をしていると。免除したのではなくて、猶予しているということになります。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） 私も免除なんて一言も申し上げていませんよ。猶予しているでしょうと申し上げているので。それぞれだということですからね、それは結構ですよ。

それで、町長は、あくまでもことしの6月に私はわかったのだと、こういう説明でありますけれども、地権者が、平成18年3月の段階でもう町長に対して質問状出しているのですよ。その中で本人認めているのですよ。転用違反だと。それを読んでいるのです。それを読んで回答書を出しているのです、町長。ということは、わかっていることではないか、その時点で。わかっていないのですか、その時点で。だれが書いたのですか、答弁書は、そうしたら。だれがお書きになったのでしょうか。町長の返事ですよ。

3月29日に、その地権者から町に対して質問状が来ている。3月30日に受け付けているのですよ。4月14日まで返答くださいと。返答は行っていなかったようだから、よく調べてみたら。すぐできなかったのでしょうか、それは。だけれど、ちゃんとしている、返事は。そのときに、一時転用違反だということを本人が認めている、わかっている。それを見て判断したのではないですか、町長。そうでしょうか。見ていないのですか、その質問状。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

見ております。それで、18年のときに、その文書には法的には対応していませんよという文書でありました。

しかし、その年に申請をして、農業委員会がこのことを認めて承認したという報告をいただいておまして、それから私の答弁書があれのように申請したということを書かれているということで御理解いただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） 平成17年の1月に権限移譲が市町村に移っているのですよ。農業委員会のこういった案件についても、権限移譲していない市町村もあったり、上富良野は権限移譲を受けている。それは了解している。そうですね。そのことによって、今町長おっしゃるとおり、18年度に確かにそれは申請が上がって、先ほど会長さんが答弁されたように審議をされていますよ。そして取り下げているのです、これ。答弁しているじゃないですか。何を根拠にそんなことを言うのですか、町長、そうしたら。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） その当時、取り下げているという認識は私のほうには受けておりません。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） 議長、ちょっと暫時休憩させてもらいませんか。議長の判断でやっていただければありがたいと思っていますけれども。

議長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午後 2時08分 休憩

午後 2時34分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

4番谷忠君。

4番（谷忠君） 多少、町長、感情的になったところもありますから、失礼させていただきました。お互い男ですから、自分の言い分は正しいものだと思えるから、生まれつきの根性直らないものですから、御勘弁をいただきたいと思います。

ちょっと趣旨を変えます。

町長、補助金の返還の件なのでありますけれども、私が御質問させていただきたいのは、13年度から、今はもう恐らく、その段階でトップとしての責任はもちろん自覚しておられるのだと思いますけれども、13年度から町は今日まで、19年度まで

ということになりますかね、20年度はストップをかけたということですから、1,050万円。これは町民の血税がそこへ入っているわけです。不正転用であったということは認めているわけですから、町長も。これは、私は観光協会なり、あるいは地権者なりに補助金の返還を要求すべきでないかと、こう私は思うのですけれども、きつい言葉になりますけれども、不正があったということですから、当然そういうことをやらざるを得ないだろうなど、私思っています。町長の見解を伺いたいのであります。

ただ、そこで、そういう補助金の取扱規程だとか要綱だとか、それちょっとわかりませんので、そういうものがあるとしたらお示しいただいて、あるいはまた、時効なんていうものがそこに成立するのかどうか、その点についてもお答えをいただきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

補助金等の返還に対するいろいろな規定がございます。この案件がそれに該当するかどうかにつきましては、今後、十分調整しなければいけないとは思っていますが、今私といたしましては、私個人の現状の考え方でありまして、確かに、不正ということで確認をした時点で、平成20年の分につきましては、支払いを今ストップさせております。

ただ、過去の分につきましては、基本的に、さきにもお答えさせていただきましたように、都市公園の駐車場として、それなりの都市公園の機能に寄与した部分も多々ありますし、また、各種都市公園におきますイベント等々の対応の中で、この駐車場というものが非常に公共的に寄与した部分というのは、これは対応していただいたことによりまして、その実績というものは評価せざるを得ないだろうなど。しかし、不正であったということの事実、これは現実であるという認識をいたしております。

そういうようなことから、今後は、この問題につきましては、返還対応につきましては、基本的には規定に従って対処していくべきであると思っております。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） もう基本的に一時転用というものはき違えてしまっているから、こういうことが起きたと思っているのですよ。先ほど私も申し上げましたけれども、一時転用というのは、絶対に農地に復元することが条件で許可おりののですから。だから、この駐車場は、基本的にたくさんの車がとまって、観光客の方々がお見えになるし、また、町

内の方々もそこへ来て車をとめて、観光されると。上富良野の観光振興のためにはなくてはならない土地だと私もそれは理解しています。町民の多くの方々もそうやって理解してくれているのだと思えます。

ただ、5年間というのは、さかのぼって言えば、5年間も許可がおりたというのは、私にとっても考えられない、不思議なのですけれども、1年間の許可がおりて、1年間駐車場として使ってもいいよということではないのですよ、一時転用というのは、復元期間も入れた1年間なのです。だから、実際使えるのは1年ないのですよ。それで5年間というのは同じことなのです。

この問題は、たくさんの方が来られるから、足場もよくしなければならぬ、駐車場も雨降ったらぬかつたらうまくないということで、表土をめぐって、砂利を入れてありますわな、ずっと。何回入れたかわかりませんよ、固めるために。

お聞きしたいのでありますけれども、この表土、どうなされたのか、ちょっとお聞きしたいのでありますけれども。おわかりになれば、お答えください。

議長（西村昭教君） 農業委員会事務局長、答弁。

農業委員会事務局長（伊藤芳昭君） 谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

表土の件でございますけれども、平成4年から5年にかけて、地権者が表土を売買しております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） 何回も申し上げますけれど、こんな過去のことを振り返っても仕方がないのでありますけれども、私は農業者の一人として、代々親から受け継いだ土地を、自分の一生をかけて何をやるかといったら、農業者はどこに貯金するかといったら、通帳の中にゼロが並んでたくさんの数字があれば、それは結構ですよ。それは最終の究極の目的であって、目標であって、そうではないのですよ。農業者は、土地に貯金するのですよ。貯金をして、肥沃な土地をつくり上げれば、ちゃんと根をおろした作物がたわわな実をつけてくれて、それが利子で農業者は生活しているということなのです。

一番大切な表土を売り払うということは、これはもう農業者の魂を捨てたことに等しい、私はそう思っています。

そのようなことを言うてせんないのでありますけれども、初めから私は、もう言ってもしょうがない、何回も言ってもしょうがないのですけれども、はっきり申し上げて、農地復元するつもりがなかつ

たと言っても言わざるを得ないかと断言しておきます。

それで、何回もこんな話をしても仕方ありませんので、6月の定例会も同僚の中村議員がこういう質問をしております。この駐車場を、150万円の負担をするよりも、将来的にこれを買い上げることは考えられないかというようなことも質問されております。将来の希望を考慮しながら検討したいということでもありますけれども、当然、今、町長初めについては、私も担当の所管の課長にそういうことを何回も情報提供しておりますから、機敏に対応していただいて、それで道の農業会議の指導もあったり、あるいは、道の農務部の指導もあったりして、今、現地復興しています。16日から工事が入っているということでもあります。今月の30日までの工事をやっている。それを受けて、現在の観光協会の役員さん方も敏速にそれを了解してくれて、対応していると。私は、16年もたってしまってから、今さら何やっておるのだと言いたいのですけれども、そういうことがわかった段階で敏速に対応してくれた現在の担当所管の職員なり、あるいは観光協会の役員さん方には私は敬意を表したいなと、こう思っています。今まで何していたのだと、あくまでも言いたいことは言いたいのですけれども、そういうことがわかった段階で敏速な対応をしたということについては、これは最大の評価をしたいなと、このように思っています。

それから、この駐車場でありますけれども、当然あそこの土地を観光の目玉として、今後も維持発展をしていかなければならないというのは上富良野の使命でありますから、当然、町長、あれは必要であります。

町長にお聞きしたいのでありますが、観光協会なり、あるいはイベントの実行委員会なり、いかにどのあの土地、8,800平米、今借りているのだということではありますが、この土地全部を必要とするのか、あるいは、規模を縮小した中で町として買い上げて、観光協会なりに貸し付けると。無償貸し付けするという形になろうと思うのでありますが、その辺の考え方、聞かせていただければありがたいなと思っております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

今、いみじくも谷議員から、担当所管の現状の対応についてのお言葉をいただきました。私自身も指示をして、早急に、このような短期間で、これだけの改善の方向に各機関が協力してくれたと。そしてまた、担当所管が最善の解決策をとっていただいた

ということに対しましては、私もありがたく思っております。

そこで、お答えさせていただきますが、あの用地につきましても今後どうするのかということでもありますけれども、さきにもお答えさせていただきましたように、都市公園としての日の出公園の中で、駐車場スペースというのは、現在あるトイレ周辺のあそこだけでは到底手狭であるということは十分認識いたしておりますし、今までのイベント等々の対応からしても、応分の駐車場スペースというのは確保しなければ、都市公園としての機能が十分対応できないなという認識は持っております。

その中で、過般、観光協会から、当初は8,800平米というあの面積でも、昔は、借りた当時は手狭であった。しかし、最近では、それまでの面積は必要ないようだ。言うならば、観光協会としては、半分ぐらいの面積で十分間に合うのでなかろうかというような要望が出されてきております。そして、それで足りない部分については、駅裏の駐車場等々の他の駐車場を利用した中で、バスの運行等々の協力をしてほしいというような要望が来ておりますので、今後、そういった観点から町としては十分検討させていただきながら、都市公園として必要な駐車場スペースを、どれぐらいの面積なのかということは今お答えできませんけれども、最低限の対応につきましても、今後検討を加えていかなければ、都市公園としての位置づけがなさないなという認識を持っています。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） これは何回も今まで質問された経緯がありますから、あそこの昭和62年から今日まで、ことしも入れますと2,800万円、それから150万円引くと2,650万円になりますが、ぐらいの賃貸料は地権者の手元に入っているということも含めて、私は、それはもう物事を売買するには、売る者と買う者と話合わなければ、何ぼ売ってくれと言ったって話にならないわけですから。当然これは、今農地に復元しておりますから、農地価格に多少なりは毛の生えたような状況で買い求めるのがベストかなと、このように思っていますが、あくまでも地権者の方に言わせると、これは町に貢献した部分は私はたくさんあるのだと、大変な貢献をしたつもりだと言っておるかもしれませんが、私の想定ですよ、あくまでも。そう言っているかもしれませんが、これはやっぱり法的な行為がそこに成立しているわけですよ。賃貸、貸借というね。

これ、自由に使わせているのは、地権者でなく

て、そこに対価を払っている観光協会なのです。観光協会がたくさんの人方に自由に使わせているということなのです。地権者はちゃんともうそれだけの対価はいただいているのですから。いわゆる相場以上、高いだろうと思われる賃貸料ですよ。そんなどうい程度高いかなんて申し上げませんが、社会通念上からいえば、私はそうだろうなと思っていますから、やはり議会在納得できるような、あるいはまた町民の方が納得できるような、そういった価格交渉をぜひしてほしいと思いますし、それから、農地に復元すれば、当然農地ですから、受益者負担金なんて、それはかからないのですから。だけれども、買い上げるときは当然農地でなくなりますわね。町が今言う、たとえ半分であろうと必要だということであれば、その受益者負担金分を町が持つのではなくて、当然、今までの受益者に負担を持ってもらうと。そういう形でなかったら私は認めないよということをあえて申し上げておきますから。いかがですか、その辺の考え方。お聞かせください。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

基本的に、この問題が出てまいりまして、私自身も反省いたしておりますことは、都市公園として、当然にしてイベント等々の対応を図っている施設で、駐車場を十分に確保していない都市公園として管理する町としての考え方の甘さというものもあったのかなど。それが観光協会さんが当初の発足はどうであろうと、駐車場として営業を展開するために対応していたとはいっても、そのことに行政としておんぶにだっこして今日まで来たなという反省は十分持っています。

その間に何度も駐車場を買わなければだめだという御指摘を受けておりましたけれども、財政的な状況の中で一挙に買えなかったと、そういう対応が図れなかったということについては、観光協会に対しても大変な苦勞をかけたなという認識を持っています。

そして、ただ、その駐車場ということによって観光協会が対応してくれたことによって、都市公園の機能とイベント等の対応の機能に十分観光協会さんが支援してくれたということに対しては、感謝を申し上げているつもりであります。

ただ、今後の課題につきましては、今も申しあげましたように、これから地権者と交渉しなければなりませんけれども、私といたしましては、議会在承認していただける、町民が理解していただける価格で対応していくことが前提であるという認識と、面積については先ほどお答えさせていただいているよ

うに、どれだけの面積にするのかというようなことについては、今後の課題として検討していきたいなと思っております。

将来的には、駐車場スペースとして最小限でも町は公園施設として購入をする前提として進めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） その辺の説明は町長のおっしゃるとおりなのです。基本的に一時転用した農地だから、土地だから、駐車場だから、もう次の転用なんかあり得ないのです。そんなことは道が認めませんよ。今は、先ほど申し上げた、17年の1月から権限移譲をされて、市町村に権限があるのですよ。市町村の農業委員会に権限があるのですよ、こういう農地の問題については。

であったにしても、道の農業委員会に諮問するのですよ、これ、必ず。諮問会議にかけていただくのです。それは許可相当分ですなど。正常であればですよ。そういうことが返ってきて、これはよろしいのではないのでしょうかと、許可しますではないのですよ、諮問機関ですから。以前は、道だったので。道の知事がちゃんと許可をした。だから、逆に言えば、道が半分逃げているのです、あれ。ずるいのだ、はっきり言うと。

それで、このところを、私は、町長自分でまいた種ですから、私ども議会にも責任あると思っておりますよ。13年度から今日まで補助金を投入したのですから、そのことをチェックできなかった議会にも一端の責任はありと私は思っています。私も含めて反省しなければならぬところだなと。これを怠ったら、十分にチェックをしないで怠っていたら、先ほど言ったようにわからなかったのだと。それは通らないのです。そのことは夕張がいい例でありませんか。だから、世の批判を全部受けているのです。行政そのものも、それから議会そのものも批判を受けていると。いい例なのです、あれ。私どもも私は一端の責任あると、こういった反省を込めて、遺憾に思っております。

それで、こういうことを招いたのは、まさしくこれは自分の責任だと町長思ってもらわなかったら困るのです。

それで、ちまたのうわさですよ、ちまたのうわさかわかりませんが、どうなのか町長の本心わかりませんが、この後表明するのかわかりませんが、3期12年間だとしたら、もう間もなくであります。町長の任期を汚すことなく、晩節を汚すことになりまますから、これを片づけなかったら。自分の任期のうちにきちと片をつけ

て、次代に負の遺産を先送りしないで、きちっと片づけていくということを決意表明していただければ、15分まだありますけれども、この辺で終わらせていただきます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

今、谷議員から言われたように、この長い年月、なぜこれをチェックできなかったのかと、これにつきましては、今副町長にも指示しておりますが、それぞれの分野で何があったのか、今後の問題として問題点を十分報告をしてもらって、二度とこのようなことが起きないように対応を図っていきたいなと思っております。

基本的に、毎年毎年、補助金の使途については、それぞれ担当所管が、例えば、商工会であるとか、観光協会であるとか、社会福祉協議会であるとか、そういう補助団体に対して、3月末の決算において適正に補助金を使途しているのかどうかということを確認しているわけです。毎年。そして、それをもとにして、またそれぞれの組織から次年度の予算等々の対応が出てくるわけです。そういうことを毎年していながら、今日まで気づかなかったということに対しては、私自身まことに申しわけないと。このことについての責任というのは、私自身も当然にしてであると認識いたしております。ですから、このことについては、二度とこのようなことのないように、今回の問題点は何だったのかということとそれぞれの担当部署で抽出して報告するようにということと指示してありますので、二度とそういうことのないように対処したいと。

それから、私の今期の任期中に解決せよというお話でありますけれども、このことについては、できるだけ早急に対処していきたいと思っております。

今、復元をしているということの報告を聞いておりますので、先ほど議員からもお話ありましたように、9月30日をめどにして復元対応しているということの報告を受けておりますので、今後、その後の対応を進めていきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） 質問やめようと思ったのですが、町長長い間答弁したから、思い出したものですから、もう一度。

固定資産の関係でちょっとお聞きしたいのですが、あそこは今農地課税になっていますね。今の駐車場。というふうに伺っているのです。宅地課税ではないと。農地として課税しているということとあります。

それで現在の農地、あの部分でありますけれど

も、10アール当たり3万8,769円という課税金が出てきました。当地区は、あの地区なのですけれども、路線価に入っていないのです。路線価、よそでもとっていますから、付加価値は上がりますから。当然それと見た場合に、宅地で見たら平米3,300円、100倍ですから85倍になるのです。330万円ですよ、これ。私の計算上。雑種地として見た場合、宅地の4分の1、4割ですから、4割にしたって平米当たり1,320円ですよ。いかに恩典を受けていたかということ、あえて駐車料金とともに申し上げて質問を終わらせていただきます。

議長（西村昭教君） 終了ですね。

4番（谷忠君） 答弁はいいです。

議長（西村昭教君） いいですか。

以上で、4番谷忠君の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時56分 休憩

午後 3時15分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、9番中村有秀君の一般質問を許します。

9番（中村有秀君） 私は、さきに通告をいたしました3項目7点について、一般行政について質問をいたします。

まず、1項目めは、高齢者等に対する生活支援事業、いわゆる福祉灯油等の実施についてお尋ねをいたしたいと思います。

原油高騰による高齢者等に対する冬の生活支援事業、福祉灯油等について、本町は平成19年12月上旬に急遽取り組み、175世帯、額面1万円の地元商品券を交付し、該当世帯の町民の皆さん方に喜ばれました。

灯油価格は、平成19年7月に1リットル66円が平成19年12月に88円となり、大幅値上げにより、全道176市町村がこの事業を実施しました。

平成20年9月の灯油1リットル当たりは126円となって、平成19年12月と比較すると38円の大値上がり、原油高騰による諸物価の値上がりで、高齢者等及び町民の生活を非常に圧迫し、苦しい状況になっています。

平成20年度も冬の生活支援事業、福祉灯油等の継続実施することを強く求め、次の項目についてお伺いをいたします。

まず、1点目、平成20年9月6日時点での道内の79市町村が今冬の導入を決め、残り101自治

体の大半は、高騰した灯油の価格動向を見守っている状態と報道されています。

昨年12月での不十分な対象者の見積もりもあったので、本年は早目に実施事業の決定をすべきであると考えます。

2点目、対象区分及び収入制限について、条件緩和をする考えはないか、お伺いをいたします。

次に、2項目め、日の出公園臨時駐車場についてお伺いをいたします。

日の出公園臨時駐車場の用地借上料は、昭和62年度から平成12年度までは、観光協会が駐車場収入により14年間で1,602万8,000円を民地所有者に支払いし、平成13年度から平成20年度までは駐車料を無料化したことにより、町が観光協会の賃貸料支払いについて年間150万円の補助金として交付し、8年間で1,200万円の支払いを行っております。

これは、先ほど町長の答弁では、1,050万円ということでした。

本年の第2回定例町議会にて、長年の賃貸料の支払いと今後の将来を考えて、駐車場用地の取得を早急に検討すべきとただしたところ、町長は「利用状況の推移とどの程度の面積規模でよいのか、あるいは、通年を考えたとき、その必要性を含めて今後のあり方について十分検討すべきと考え、現在、観光協会関係機関に意見を求めている」との、私の6月定例会での答弁でありました。

また、臨時駐車場の用地は、農地一時転用許可により利用されているが、次の点について町長の見解を求めます。

1点目、観光協会等関係機関の意見を求めた結果の内容についてお伺いをいたします。

2点目、臨時駐車場として、農地法第5条第1項の規定により、一時転用は昭和62年2月10日に申請し、昭和62年3月26日に北海道知事より許可を受け、その期間は昭和62年5月から昭和67年、現在での平成4年4月の5年間になっていたが、その後継続して臨時駐車場として利用されているので、平成4年度からの一時転用手続の経過について、年度順に明らかにしていただきたいと思えます。

また、平成4年5月から平成20年3月まで、16年間無許可で臨時駐車場としたのではないかと。

続きまして、3項目め、特定医師関与の聴覚障害者の手帳疑惑についてお尋ねをいたします。

平成19年12月3日、札幌市の特定医師が関与する聴覚障害の診断書について、虚偽の内容が記載された疑いがあったと報道された。その後、上富良野町在住者5名の該当者が、平成15年度から平成

17年度に身体障害者手帳を、聴覚障害で最も重い2級で取得されたことが北海道保健福祉部より通知があり、判明いたしました。

平成20年2月27日に上川保健福祉事務所の職員が手帳交付者の5名のうち4名と面談の結果、2級には該当しないため、障害手帳を自主返還されたり、残り1名は面談せずに自主返還された。

全道で789人に上る異例の返還者が出ました。不正等の究明は道が主体となり、道警も強制捜査に着手されたが、身体障害者手帳「聴覚障害2級」により、上富良野町が助成した重度心身障害者医療助成、身体障害者補装具、町民税関係について、平成16年度から平成19年度まで、該当者5人の総額は57万6,817円、これは817円になっていますけれども、保健福祉課から出た資料を足していけば917円になるのですが、その後でちょっと課長、計算をしてもらいたいと思います。となっているところですが、これらについてお伺いをいたします。

1点目、身体障害者手帳「聴覚障害2級」の自主返還の面談の際、または、返還時に町職員が同席、上川保健福祉事務所職員とともにしていたのか。その際、自主返還の理由書等の提出があったのか、お伺いをいたします。

2点目、身体障害者手帳交付による障害年金の請求はあったのか。

3点目、身体障害者手帳交付により、上富良野町が助成した重度心身障害者医療助成51万7,001円、身体障害者補装具助成1万6,016円、町民税関係減免4万3,800円、合計57万6,917円となっているが、他市町村の動向もあるが、上富良野町が助成、減免した額の返還を基本的には求めると考えるが、その見解を求めます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番中村議員の1項目めの高齢者等に対する生活支援事業の2点につきましては、先ほどの議員にお答えさせていただきましたので、実施の方向で、その内容等を検討させておること御理解を願いたいと思えます。

次に、中村議員の2項目めの日の出公園臨時駐車場の今後に関して、観光協会に意見を求めたことに対する返答結果についての御質問であります。まず、臨時駐車場の必要性については、ラベンダーのトップシーズンとなる7月中旬から下旬の間、また、四季彩まつり、雪まつり、北の大文字等のイベントの実施を考慮すると、臨時駐車場は必要と考えたとの内容でありました。

また、必要面積につきましては、駐車料金の徴収

をしていた1日当たりの利用台数が最も多かった平成4年度と料金徴収の最終年度であった平成12年度を比べた場合に、約4割減となっており、現在においては、さらに減少している状況にあることから、現在、賃貸借している8,800平米の半分程度が望ましいと考えるという内容になっております。

また、加えて、臨時駐車場の縮小、廃止を検討の場合は、各イベント開催時は、駅裏の公共駐車場等を確保し、循環輸送をすることが必要と考えられるとの意見をいただいております。

次の臨時駐車場関係につきましては、農業委員会会長のほうから答弁させていただきます。

次に、3項目めの特定医師関与の視聴覚障害者手帳に関する御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目ではありますが、上川保健福祉事務所職員が面談の際には、町の職員1名が立ち会った上で、書面による返還届とともに手帳の返還がなされました。

2点目の障害年金の請求についてであります。身体障害者手帳を持って請求手続をするのではなく、それぞれが加入されている年金制度に従い、所定の診断書を添付して、それぞれの加入している年金窓口で請求手続を行うことになっております。

国民年金加入者の場合、町を経由して社会保険事務所へ提出するケースがありますが、今回の場合、町を経由して手続した方はおりません。

3点目の上富良野町の助成、減免した額の返還につきましては、北海道、あるいは札幌市では、身体障害者手帳の不正取得が明らかとなったことで、今後は司直の手で虚偽診断書作成容疑による身体障害者手帳の不正取得が解明された段階を見て、その後の対応について北海道保健福祉部、あるいは上川保健福祉事務所と連携をとって進めていくことが適切と考えておりますので、御理解をお願いいたします。

議長（西村昭教君） 次に、農業委員会会長、答弁。

農業委員会会長（松藤良則君） 9番中村議員の御質問にお答えいたします。

まず、御指摘のとおり、平成4年から現在までの約16年間、無許可で農地を駐車場として利用していたことは事実であり、対処の不振をおおび申し上げます。

御質問の平成4年からの一時転用の手続の経過について、年度順に御説明いたします。

平成4年から平成18年4月までにつきましては、先ほど谷議員の御質問の際、説明させていただきましたとおりでございます。

平成18年6月12日、申請書を受領し、6月28日、現地調査を行い、総会で一時転用許可について可決決定をいたしました。

7月18日、北海道農業会議に諮問する事前協議後、一時転用を削除して諮問をいたしました。その後、手続はとっておらず、本年9月8日の農業委員会協議会で協議を行い、農地復元について決定し、9月10日に両者に対し農地復元の通知を行い、9月16日に農地復元の計画書の提出がなされ、受理いたしております。

以上、説明とさせていただきます。

議長（西村昭教君） 中村議員、質問よろしいですか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 1項目めの1点目、高齢者に対する関係でございます。

昨年12月4日、急遽決められて、12月8日にまた議員協議会等の関係があったということで、十分な準備ができなくて、499人で500万円ということで、福祉基金のほうから転用した形で行われましたけれども、最終的に175名という人数になったということでございます。

それで一応、基本的に、同僚議員お二人の答弁を聞きまして、一応実施する方向でその内容等を検討させておりますということと、もう一つは、できるだけ早目に対応をしていきたいということでございます。

したがって、私は、担当者への指示ということで、具体的な内容の指示についてされているのかというようなことでお伺いをいたしたいと思うのです。

というのは、富良野はきょう定例議会にかかっております。そうすると、一応申請は11月1日から11月30日まで行くと。それから、支給は12月中に口座払いで行って、お一人1万円と。

ただ、富良野は、来年、市長選挙があるのかどうかちょっとわかりませんが、平成19年度は114世帯で114万円なのです。今回、富良野市議会の資料をいただきますと、20年度は1,980世帯、1,980万円という、こういう予算を組んでいるということなのです。それぞれ首長の思いがあったり、それから、財政的な問題とかということもあると思うのですけれども、私は、それらを含めて、町長として具体的な内容の指示というのは、そういう方向に向けて検討していたか、ただ、検討してみなさいと言うのか、その点についての温度がどのぐらいの気持ちを町長は部下に指示したのか、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

隣の市がどうなのかということは別といたしまして、私が今指示いたしておりますのは、昨年の実施に伴う反省に立って、新たな視点から検討せよという指示をいたしております。

その中で、私のほうから個別に指示をいたしましたのは、今回も冬の生活支援ということで、商品券を対応することで考え、検討を加えてくれと。それとも一つは、前年度175世帯ということで、さきの議員にもお答えさせていただきましたが、その限度額の枠というのが本当に適正だったのかということを考えますと175世帯になったと。我が町におきましては、非課税世帯でありながら、他の所得が非常に多いという認識はいたしましたけれども、本当に93万円、140万円でしたか、そういった限度額が本当に適正なのかということを十分対応した中で具体策を持ってくるようにということで指示をいたしているところであります。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） まず、そういうことでは、ひとつ了解をいたしましたけれども、それでは、言うならば対象区分、それから収入制限の関係なのですが、やはり基本的に私はもう少し拡大をすべきだろうという感じで、例えば、今、広域連合でやるのに片や富良野はこんなので、うちの町はどののだという町民感情としては比較をしたい面も僕は出てくるような気がいたします。

それで、できるだけ最大限の財政的な余裕の中でやっていただきたいという気がしますが、昨年の申請状況の却下状況を見ますと、43件。そのうち収入が超過したのが33件、町民税課税の世帯が6件、その他、同居者ありということで、合計43件あるのです。それで、その収入が超過したということで、1万円未満が2件、1万円から5万円が7件、それから5万円から10万円までが1件、10万円から30万円までは7件、30万円から50万円が6件、50万1円から100万円までは6件、それから100万1円から200万円まで2件と。それから、200万1円以上が2件ということでございます。

したがって、どこで線引きを引くかは別にしまして、できれば、もうちょっと収入制限の拡大をぜひ考えていただきたいと思いますが、その点いかがでしょう。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） そのように何度もお答えさせていただきます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） それでは、拡大をしていくということで考えているということで、この1項目めの質問を終わらせていただきます。

いずれにしても、私は、この問題は3番目の議員なものですから、重複する面もありましたので、そういうことでよろしく願いいたします。

次に、2項目めの日の出公園の臨時駐車場の関係です。

観光協会の意見を求めた結果ということでございます。聞きますと、かみふらの十勝岳観光協会が7月8日に理事会を開催して、町長に意見書を具申したということで聞いております。

それで、観光協会ばかりでなくて、言うなれば、臨時駐車場を今後どうするか、広さ等も含めてどうするかということで、一つ上富良野町観光開発審議会条例があります。その中に、観光事業の基本方針の策定に関することとということがありますが、2番目に、観光施設の整備促進に関することとことがあります。したがって、これは諮問に応じて答申をするということなので、町民のいろいろな各階層の人からの意見を聞くと。言うなれば、観光協会ばかりでなくて、そういう立場で観光開発審議会の諮問をする考えがあるかどうか、1点お伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

基本的に観光協会に意見を求めたのは、観光協会に今維持管理をしていただいていると。そして、観光協会に補助金を出して対応していただくと。そういうことで、観光協会がどういう判断をされるのかと、現状ではどののだという認識をいただくために観光協会に意見を求めたわけでありまして、今後このことにつきましては、十分内部でも議論をしながら、先ほども谷議員にもお答えさせていただいたように、都市公園として、イベントを実施する公園として、最低限必要な面積というのはどののだらうかと。そして、必要なのだらうかと。必要だということは十分認識しておりますので、面積についてどののだということを今内部で十分検討させております。観光協会から意見をもらった中で。その経過を見きわめながら、今後いろいろな組織、いろいろな方々の意見を聞きながら、対処していきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 私は、今、自治基本条例のことを、パブリックコメントや町民にいろいろやっております。したがって、やはり多くの皆さんの意見を聞くということであれば、こういう観光開発審

議会というのがあり、その中で観光施設の整備促進に関することというのが審議調査事項の中に入っているということであれば、それらも、今町長は、また関係機関とも協議をするということでもありますから、そういう点も視野に入れて検討をいただきたいと思います。

それから、その点については、一応、今の町長の答弁で了といたしまして、日の出公園臨時駐車場、現在復元中で9月いっぱいということでございます。

これらについて今後どうするかという結論を、今観光協会から意見書が出た、それから関係機関とも協議をするということであれば、いつごろをめどにこれに対する結論を目指しているのかという点でお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 現在のところ、期日はいつまでということで指示はいたしておりません。早急に結論を出すように指示はいたしております。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） それでは、早急ということで、一つ、土地開発公社の関係。僕は6月の議会でもこの関係について申し上げました。それで、できれば土地開発公社の理事会では、もうそういう形で開発公社の任務は終える時期に来ているのではないかと、そういうことで、解散をしてもよろしいのではないかという意見が多く出されました。

したがって、私は、平成14年3月に南町の分譲が行われて、その段階で5,978万円ぐらいお金がありました。しかし、現在、20年3月では、報酬だとか役務費だとか公租公課負担金含めれば、今5,300万円しか残っておりません。したがって、今年度も大体150万円から160万円かかるということになると、5,100万円ちょっとぐらいかなと。

そうすると、僕はこれをベースにした形で解散をして、それを日の出公園の、8,800平米が適当かどうかはこれからいろいろな機関であれして決定されると思いますけれども、そういう基本的な考え方についてはどうなのか、町長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

このことにつきましては、将来的に都市公園の駐車場として対応する場合、町が直接購入するのか、土地開発公社にお願いするのかというようなことも含めて、今後のいろいろな諸課題というものを十分

精査した中で、土地開発公社が購入するように町としてお願いするのかどうかにつきましては、今後の過程の中で検討していきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 今後の課題ということですが、先ほど日の出公園臨時駐車場の具体的な決断はいつごろということになると、早急ということでもあります。ですから、僕はある面で、これと今財政的に非常に余裕がないから、そういう点でこれを含めた形の早急対策はいかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） そういうことで検討しているということと理解をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） それでは、臨時駐車場の関係のほう、2点目についてお尋ねをいたしたいと思います。

僕は、基本的に、まず、農業委員会の皆さん方の姿勢と申しますか、農業委員会憲章というのがありまして、私、平成18年の7月からずっと会議録、議事録を見ました。必ず毎月1回の総会のときに、農業委員会憲章というのを委員のどなたか交代で先導して、それをみんなで唱和をしているのですね。

この2項目めに、委員会は農用地の確保と有効利用を進め、法令に基づき適正な農地行政に努めますと、法令に基づき適正な農地行政を行いますということとを、毎総会ごとに唱和をしているということとを、まず皆さん方に知っていただきたいと思っております。

それで、まず16年間、農地法に違反をして、無許可で臨時駐車場で利用されていることはいつわかったのか、再度、谷議員にもありましたけれども、町長と農業委員会の会長にお尋ねします。

議長（西村昭教君） 農業委員会会長、答弁。

農業委員会会長（松藤良則君） 18年に認識をいたしております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 私も谷議員にお答えしたとおり、合法的に不法な対応だということは、一般質問を受けてから確認をしております。その以前も18年にそういうことがあったと。しかし、申請して、農業委員会は認めて、道のほうに申請したという報告を受けているということでもあります。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） いずれにしても、町長も農業委員会の会長も、平成18年ということですが。

それでは、農業委員会の会長にお尋ねいたします。

平成18年6月12日に、農地法第5条の規定により許可申請を受理されました。貸し主は田中利

幸、それから、借り主は財団法人かみふらの十勝岳観光協会会長菊池慎一ということになっております。

それで、そのときの情報コーナーで見ましたら、地目は、公簿、書類上も田んぼ、それから、現況も田んぼということになっています。しかし、現況はこんな形ではないですね。

私は、これを知ったけれども、結局、受理されていないのでしょうか。いや、私、諮問のあれも見ました。そうしたら、現実に、この内容については使用期間が明らかになっておりました。そうすると、これが道で返されたのですが、その点、ちょっと会長お願いします。

議長（西村昭教君） 農業委員会会長、答弁。

農業委員会会長（松藤良則君） 18年6月の総会で決定されたことを、先ほど谷議員に説明したとおり、7月18日付で北海道農業会議に諮問しております。そのときに、日付の内容であるとか、それから、長期にわたる転用ということで内容を確認され、早急に結論が出せなかったということで、この部分については、ほかの部分については諮問を受けたのですが、この土地のことについての諮問の部分については削除をしたと、こういう経過があります。

以上です。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 6月12日に申請書を受理して、6月28日に第12回の農業委員会総会に諮ったと。このときに、同僚議員の説明では現地調査を行ったと。現地調査を行ったのはいつなのでしょう。

議長（西村昭教君） 農業委員会会長、答弁。

農業委員会会長（松藤良則君） 6月28日、そのとき総会を予定しておりました。総会が10時30分から開会しております。その開会の前に、農業委員全員で現地を確認しております。

以上です。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） そうしたら、10時30分から農業委員会を開催する、その前に現地調査を行ったということで理解していいのですか。

議長（西村昭教君） 農業委員会会長、答弁。

農業委員会会長（松藤良則君） そのように記憶しております。自分もそうだと思っていますし、それから、委員何人かに確認したところ、そのとおりだということで認識しております。

以上です。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 会議録を見ると、10時4

5分にこの会議が終わっているのですよ。第2回農業委員会。そうしたら、30分前に終わらせて、すぐ開会をして15分で終わったということで理解をしていいのでしょうか。

議長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午後 3時48分 休憩

午後 3時51分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

農業委員会会長、答弁。

農業委員会会長（松藤良則君） 現地確認したのは、この日、午前10時半から総会をしております。その前に、総会開会前に現地を農業委員会で確認しております。午後からは、中富良野町との協議会がございまして、午前中に総会を終了しております。

以上です。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 若干、私はそこがちょっと疑義がありますけれども、わかりました。

それで、それでは、平成20年は、ちょっとその前に、18年のやつがだめになって、確かに5条1項の申請は2件あって、その1件の日の出公園の関係は削除したということで理解していいのですね。その関係は、その他は、一応諮問どおりだったということで理解していいのですね。それと、平成20年のこの申請等はどうなのでしょう。やっているのでしょうか。

議長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午後 3時52分 休憩

午後 4時02分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、9番中村有秀君、改めて御質問をお願いいたします。どうぞ。

9番（中村有秀君） 日の出公園の臨時駐車場にかかわる補助金の申請のことについてお尋ねします。

一般には、農地法の5条1項の一時転用の申請が出ましたよと。そうすると、農業委員会の総会で決まりまして、北海道農業会議に諮問書を提出する。そこで審査をして許可されるということに僕はなると思うのです。それから後、十勝岳観光協会と土地所有者との賃貸契約書が結ばれる。転用が許可されて、よしそれであればと。そして僕は、北海道農業

会議の許可書と土地賃貸契約書をもとにして、町に150万円の申請が出てくるというのが一つのルールでないかと思いますが、その点、内容をどうのこうの言わないで、そうだが、だめだが、ちょっとそれだけ教えてください。

議長（西村昭教君） 農業委員会事務局長、答弁。

農業委員会事務局長（伊藤芳昭君） 9番中村議員の御質問にお答え申し上げます。

今御指摘のとおり、その申請事務の過程については、そのとおりでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） それでは、私は、今度の問題、多くのチェック機能が働かなかったからこうなったのかなという感じがいたします。

例えば、補助金の交付規則の中では、交付の申請、様式第4号で事業計画書を出す。この中に、借り上げる場合は賃貸契約書の写し、または所有権者の貸し付け確認書の写しということがあります。それからもう一つは、運用規定の第3条では、補助金の申請額の算出根拠を記載した書面ということになると、言うならば、平成4年から平成18年か、もしくは平成20年まで、こういうものが出されたとはいっても、これらをきちっと、先ほど申し上げた北海道農業会議の許可書等が添付されて初めてゴーになるはずなのですけれども、そういうことが全然されていないというようなことがまず1点あります。

それから、財務規則の中で、支出の命令第49条、支出内容に係る法令の規定云々ということで、これらが支出命令をされたときに、その法令どおりされているかどうかということになると、その5条1項のいう一時転用のものがきちっとついていなければ根拠にならないよと。

それから、請求書の内容。これは53条の中に、要件が具備されていなければならないというのは、先ほど申し上げた関係でございます。

したがって、その後、支出の審査71条の中に、法令の規定または予算に違反することがないかということになると、完全に法令に違反をしていると。そうすると、これらの問題がどこかでちゃんとチェックしないから、この結果が出ているのでないかという気がするのです。

ですから、例えば、平成16年の決算特別委員会、ちょっと時間がありませんけれども、この中に出了れた資料が偶然私の手元にありました。そうすると、日の出公園の駐車場管理、補助金に関し要する経費150万円。その次に、補助事業に関し生ず

る寄附金その他の収入B、これが6万5,000円。そうすると、最終的に補助金の交付の申請額は143万5,000円になっております。

それで私は、平成16年の決算報告書を見ました。そうすると同じように1,612万3,000円という、この合計金額がぴったり合うのです。そうすると6万5,000円、150万円出している。6万5,000円はどこへ行ったのかと。

ですから、いや、先ほど谷議員も言ったけれども、我々議員も悪いけれども、それを実際に事務をつかさどる皆さん方が的確な処理をしていないから、こんなことになったと思うのです。

言うならば、平成16年の観光協会に対する1,612万3,000円、こっこの会計の決算書と数字が合致します。150万円もらったけれども、6万5,000円はどうなったのかという問題があります。恐らく、今、手元に書類がないから、この関係については後で報告を求めたいと思います。

いずれにしても、補助金の交付等も含めて、財務規則等も含めて、きちっと僕はそれぞれのあれで管理されていないのかと。

それで、新井会計管理者に聞きました。そうしたら、私のほうにはこれはついてこないから、所管のほうできちっとやっているのだろうということで、トータルのあれだということでございます。

したがって、私は、責任のなすり合いではなくて、やっぱり今回の問題を謙虚に受けとめて、この再発防止に努めていただきたいと思います。

それから、あともう一点、土地賃貸契約書です。先ほど谷議員がおっしゃいました。増額することだけが、この賃貸契約書の第4条2項に、私のところに昭和62年、平成10年、平成20年の契約書があります。増額することだけで下げることのあれは何も載っていないのです。ですから、そういう指摘を受けても私は当然だろうと思うのです。

そういうことで、その点、契約書の関係、やっぱり指導するという立場での、課長いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 9番中村議員の御質問にお答え申し上げます。

今の賃貸契約等に関する金額の設定等でございますけれども、当然、私どもとしまして、時の情勢を見ながら、そういう指導が当然なされるべきだったと、このように思っております。大変申しわけありません。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） それから、先ほど罰則の関係、それから返還の関係です。これは補助金交付の

あれにも全部出ているのです。言うならば、虚偽の申請をしたということで。ですから、その点は法令や条例、規則に沿ってきちっとやっていただくということで、その点いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） ただいまの御質問に私のほうからお答えさせていただきましても、いろいろと不手際がありましたことについては、私が事務の現場の責任者でございますので、大変申しわけございません。心からおわび申し上げます。またこのようなことが起こらないよう、再発防止に努めてまいりたいと思います。

それと、今、補助金にかかわります罰則の関係でありますけれども、今申されるように、それぞれ交付段階で交付決定にいろいろな条件を付してございます。また、規則にもそれぞれ定めてございますので、その取り扱いについては、町長も先ほど申し上げましたように、今回の事案が内容的にどれを適用すればいいのか、どこまで遡及することがいいのかについては、組織としても慎重に判断したいと思えます。

ただ、毎年、賃貸借の目的である駐車場としての公共的な機能を年次的に果たされたということは、紛れもない事実ということで私ども認識してございますので、そういう関係にわたる範囲の行為は適切というか、条件を満たしているなという判断してございます。

ただ、結果としまして、それぞれ申し上げているように、農地法に基づく手続がなされていなかったことについては、重大な法に反する行為でございますので、それらと今前で申し上げたことを総合的に判断して、最終的に町長がどういう判断をするかについては、私どももその町長の判断に、適切な判断になるようかかわってまいりたいと思えますので、その点ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 農業委員会の会長にお尋ねしますけれども、農地法の第92条に罰則規定が設けられています。これにあれした場合は3年以下の懲役、または100万円の罰金というようなことが書いてありますけれども、その関係については、この条文をどう会長として判断するか、お尋ねしたいと思えます。

議長（西村昭教君） 農業委員会会長、答弁。

農業委員会会長（松藤良則君） 違反転用が続いていた日の出駐車場、今現在、復元作業が進行中です。そのことでよしという判断をさせていただくのがいいのかなと受けとめておりますが、

以上です。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） これは、平成4年から今まで来たという事実はもう隠し立てできないことだろうと思います。ただ、僕は、あの駐車場がやっぱり上富良野町の日の出公園を中心とした観光行政のある面でメインになっている、そのために使われたということで、だれがもうかった、だれが損したということではなかったと僕は思うのです。ただ、手続上やっぱり適正を欠いたということで、できればやはりそういうことで、先ほど町長、副町長も、それから農業委員会の会長もおっしゃったような形でやはり直していただきたいと思えます。

それから、もう一つ、農業委員会の会議規則があります。その中に、議案書がつづってあるのです。会議録はつづっていないのです。しかし、会議録がつづられない根拠というのは、第3条に、議事録は委員会の事務所に備えて、一般の縦覧に供しなければならないということで、事務局に行かなければならないのです。ほかの所管のやつは全部あそこに会議録等が議案と全部載っているものですから、できれば、この規則は、できればあそこに議案と会議録と一緒にするような形でこの規則を直していただきたいという気持ちがあるのですけれども、その点いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 農業委員会会長、答弁。

農業委員会会長（松藤良則君） ただいま議員御指摘のように、今回の問題についていろいろ反省させられる点があります。それらについて議事録の問題であるとか、それから、北海道農業会議から来る答申の内容であるとか、それらについて、やっぱり総会で、協議会の中でも、いずれにしても先月諮問を受けたものの答申の内容について、それぞれすべての確に文字を復唱する、こういう行為をこれからはしなければならぬ。再発に向けた努力がこういうことによってできるのかなと受けとめております。

不手際に対しましては、本当に申しわけございません。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 会長のその思いは我々も十分伝わってきました。そういうことで、本来の農地法の精神に基づく形で、会の運営等をまたやっていただきたいと思えます。

時間がなくなりましたけれども、特定医師関与の聴覚者障害手帳の疑惑についてです。

返還の際に面談をしてやったのと、それから、書面による届けというようなことがありました。しかし、書面による返還届ということの答弁であります

けれども、一般的に何々のために返還しますという理由が書かれると思うのですけれども、その点、今回の返還届については、その内容が入っているのでしょうか。課長にお尋ねします。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） お答え申し上げます。

面談の際に聞き取りをいたしました中で、大きい声を出すことによって会話が可能になりまして、該当しないという話し合いの中で返還届を出したということで、その返還届そのものに本人が理由ということとは記載はされていないと記憶しております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） そうすると、あくまで2級の何々を返還しますだけで、そして、提出者には、一応もらったということで印鑑を押して、個人にお返ししているのですか。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 返還届には御自身が署名、そして押印ということで、手帳とともに提出をいただいております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） いや、私が言うのは、結局もらった上川保健福祉事務所とか、うちのものが、岡崎課長でもいいですよ、とりあえずいただいたからということで判こを押してあげたのか。手帳を受領しましたということであれしたのかということを知っているのです。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） それは、交付はしていないと思います。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） いや、町民の皆さん方のある人から、やはりこの交付の疑惑について一体どういう経過になっているのか、それらは議会の中でも論議されているのかというようなことを言われましたので、あえてこの問題についていたしたわけです。

それでは、身体障害者手帳の交付と障害年金というのは、今789名のうち大体170名ぐらいがやっている。ただ、この審査が非常に厳格だということで、と思うのですけれども、上富良野はいないということで了解をいたしました。

それから、最後の項目ですけれども、57万6,917円なのですが、課長どうですか、817円ですか。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 申しわけございません。提供した資料が計算ミスでございまして、5

7万6,917円ということで、訂正して答弁申し上げます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） この中で、Aの方が1万4,709円、Bが8万6,269円、Cが10万89円、Dの人が28万7,216円、Eの人が8万8,634円と。そういうことで、57万6,917円なのですが、これから状況によっては、それらのもらった方が一括返済、もしくは分割返済をしたいというような申し出があった場合はどう対処するのですか。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 現時点では、先ほども町長答弁により、司直によつての捜査段階ということで、受給者本人の責めによる返還すべき理由に該当するかどうかということがまだ判明しておりませんので、現時点では受け取らないということになるかと思ひます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 私はあくまで結果がどうあろうと、どうもぐあいが悪いなという感情は、僕は新聞報道されるたびに心に痛みを持っているのかなと、自主返還する以上ですよ。手帳は一時返還したのだと。そうすると、そういう人たちが、できれば返したいわと。一遍に返せないから分割だといった場合も、あくまで上川、もしくは道の指示を仰ぐということで理解をしていいか、自主的に返還したいというなら受け入れるか、その点お伺ひします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

強制返還につきましては、さきにお答えさせていただきましたように、北海道の状況だとか、司直の状況等々を見きわめたいと思ひますが、自主返還につきましては、本人がこういう状況であるから返還したいぞと、するぞということについては、私どもとしては断るつもりはないと。自主返還については、自主返納をしていただくという考え方であると。

先ほど課長が言ったのは、強制的な返還命令を出すということについては、現時点では状況を見きわめたいと思ひています。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上で、9番中村有秀君の質問を終了いたします。

次に、10番和田昭彦君の質問を許します。

10番（和田昭彦君） さきに通告した2点について、町長並びに教育長に答弁をお願いしたいと思います。

第1点目の組織機構改革についてですけれども、上富良野町組織機構改革が平成16年4月に実施されて、それまでの16課65係体制から12課26班体制へと移行し、現在は10課22班となっているところです。

当初、役場に余り足を運ぶことの少なかった我々にとっては、どこへ行けば用事を足すことができるのかわかりづらかったり、課長補佐、係長職がなくなり、呼び方が戸惑ったりしていた人も少なくなかったと思われます。

実施から4年余りが経過し、スタッフ制は定着してきたと思いますが、これまでどのような成果があり、また、課題が残っているとしたらどのようなことか、町民にわかりやすく町長から説明をお願いいたします。

次に、上富良野高校の存続問題についてですけれども、この件については、ことしの3月の第1回定例会でも質問させていただいたのですけれども、そのとき町長から「存続問題は町の最重要課題である」という力強い答弁をいただきました。

しかし、ことしの入学者数は、私たちの願いもむなく26名で、3月1日の入学式には来賓者がたしか20名ほどいたと思いますけれども、その来賓者と新入生が変わらない寂しい入学式であったと思います。

平成23年度からの公立高校配置計画では、上川南学区は富良野高校が1学級減となり、上富良野高校は統廃合の対象から免れましたけれども、来年以降も上高への入学志望者がこのままの状態が続くのであれば、その次の見直し時には統廃合の対象に当然なるのではないかと思います。

それで、将来的な見直しは本当にどうなのかということが第1点と、それからもう1点は、今までの振興策を毎年それなりの金額を予算づけして行ってきたわけですけれども、志望者が減る傾向にあります。ですから、その振興策が十分効力を発していないのではないかと思いますので、ことしはその振興策に加えてどのようなことを考えているか、教育長から御答弁をお願いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 10番和田議員の1項目めの組織機構改革に関する御質問にお答えさせていただきます。

組織機構改革は、変革期の時代認識の中で、多様化、高度化する行政需要に柔軟かつ機動的に対応していくことが強く求められているところであります。地方自治の原点に立ち返り、概して行政部門は不効率な面が多いと言われる中で、町民との協働など時代の要請に沿った新たな仕組みづくりが重要で

あると考え、この方向に沿って、平成11年、平成16年、平成19年と三度にわたる組織機構改革を行い、10課22班によるスタッフ制を構築し、現在に至っております。

成果につきましては、少ない予算、少ない人員の中で、行政が果たすべき役割を組織としてチームの力を発揮していく体制が確立できたことであります。

スタッフ制の機能がさらに発揮できる環境にするために、今後も職員の配置方法や事務分担方法等を検討し、改善点があれば改善の判断を加え、絶えず効率的に行政執行ができるよう、かつ町民の皆様方の利便性等についても、十分な配慮を加えた体制を整えてまいりたいと考えているところであります。

議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 10番和田議員の上富良野高等学校の存続問題についての2項目についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の上富良野高等学校の将来的見通しについてであります。過日、北海道教育委員会より、平成21年度から23年度までの公立高等学校配置計画が示されたところであります。

上富良野高等学校が所属する上川南学区の配置計画においては、平成23年度に旭川東栄高等学校と富良野高等学校でそれぞれ普通科1間口、合計2間口の削減の考え方が示されました。

このことにより、上富良野高等学校におきましては、本計画期間において存続が継続されるものと受けとめております。

しかしながら、平成24年以降においても、富良野圏域の中学校卒業生数の減少が見込まれることから、生徒数に応じた上川南学区全体での学級の調整が行われることとなり、そのときは上富良野高等学校にも影響が及んでくるのではないかと考えております。

次に、2点目の振興策についてであります。今までも上富良野高等学校振興会を通じ、入学者数の減少を食い止めるため、入学準備金の助成を初め、資格試験、受験料の補助など、あらゆる対策を講じてきたところであります。

また、今年度からは、従来より取り組んできました振興策に加え、新たに上富良野中学校の3年生全員が進路学習のため上富良野高等学校を訪問する事業にも、上富良野中学校と上富良野高等学校の協力のもと、取り組みをしたところであります。

このことにより、一人でも多くの地元中学生が上富良野高校への進学に結びついてもらいたいと心から期待をするところであります。

以上であります。

議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 質問の仕方が悪かったのかなとちょっと反省しているのですけれども、1番の組織機構改革についての質問なのですけれども、私が答えていただきたかったのは、より具体的な成果について述べていただきたいと述べたわけで、スタッフ制移行の理念とか、抽象的な表現ではなかったわけなのです。

例えば、スタッフ制に移行したことによって、どのぐらいの人員が削減できたかとか、また、職員の意識はどのような変化があったかというようなことで、できれば箇条書き的に答弁をお願いしたいのですけれども、どうなのでしょう。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

抽象的というのでなくて、基本的にお答えさせていただいたのですが、スタッフ制を導入したことによってどのような利便性があったのかということにつきましては、御案内のとおり、例えば、端的に申し上げて、一職員に私は何々課の何々係の何々を担当することを命ずるということで辞令を交付するわけですね。そうしたら、その職員は、それだけやっていたらいいわけですが、基本的に、他のことはアルバイトするか、お手伝いするかということになるわけですが、スタッフ制をとることによって、例えば、一つの事業に5人の人員がいたということになると、それらのことをまとめてスタッフ制で、グループ制で対応することによって、4人で済むところも出てくるし、いろいろなことで人員の削減というのは、この11年から組織機構を改革したことによって、定年退職者を全員再雇用しないで、そのうちの一部しか採用しないで、現在60名以上の職員を削減したというようなことも、新たな事業が、介護保険制度だとかいろいろな事業が多く出てきたにもかかわらず、人員は減らすことができた。

これは基本的にスタッフ制、大係制に対応したことによる成果であると認識しておりますが、反面、課題としてあるのは、スタッフ制という対応の中で、職員が多くのエリアの事務内容というものをいかに認識するかと、理解するかということについては、職員の大変な能力と努力が必要になってくるといふ課題等々もあるということではありますが、これらにつきましては、組織内でスタッフ制の機能を充実するために、全職員が努力を重ねてきていただいていると私なりに認識をいたしております。

議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 役場の組織機構のスリム化は賛成なのですけれども、人員の削減は、町内で

働く場を少なくしていくということになり、新卒者とか、それから、この町に戻りたいという人の働く場が狭められると。そういう点で、単なる引き算だけでスリム化を進めないで、やっぱり将来的に、何と申しますか、人材に断層が起きないように計画的に行っていくっていただきたいというのが1点と、それから、働く場を少しでも多くすることによって、職種によるかと思えますけれども、ワークシェアリングを導入していくことも一つの方法ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか、町長。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

確かに、人材の対応については、大変苦慮しながら新規採用を対応しております。

しかしながら、今、議員の御意見にあるように、町役場が町の雇用促進のために職員を採用していくということについては、当然、町民の皆さん方に理解はしてもらえないだろうと。基本的に人件費の削減ということが大きなテーマの中で行革を進めさせていただいて、人件費の15%削減ということの達成に向かって努力をさせていただいておりますが、そういうようなことで、基本的に、総体的な歳入が減ってくる中で、人件費だけは減らさないでそのままいくのだ、あるいは、ふやすのだということには、100%全くなりませんので、これにつきましても、行革の中で聖域なく改革を進めさせていただいているということで御理解をいただきたい。

ただ、そのことによって、組織機構上、行政執行上、大きな支障を来すというようなことは、これは絶対避けていかなければならないと認識をいたしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） ワークシェアリングの件についてはどうでしょうか。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） ワークシェアリングの関係については、私のほうからお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、この間の組織機構改革の中でも、そういうことも含めていろいろと種々検討をしております。

ただ、こういう制度がいつときいろいろと取り上げられたようでありまして、現場にそういうものを取り入れると非常に一方では課題があるということでございますので、私どもは、だから将来ともやらないということではなく、そういう部分があるとすれば、ぜひ、ワークシェアリングのそういう仕組みも取り入れてまいりたいと考えてございます。

ので、やるのかやらないのかという二者択一の話ではなく、そういう場面であれば、当然こういうものも視野に入れているということで、ひとつ御理解をいただいておりますと考えておるところであります。

議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 職種によっては、そういうことも可能なという職種はあるかと思っておりますので、ぜひ検討を加えていただきたいと思います。

次に、高校の存続問題についてですけれども、まず、ことし新たに上富良野中学校の3年生全員が進路学習のために上富良野高校を訪問したということですが、このときの中学3年生の感触というか、感想について、ちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 本年度から試験的に取り入れました3年生全員の進路学習ということで、地元の高校の様子を知ること、それから、高校がどのような活動をしているのか、また、施設がどのような施設なのか、案外と中学校3年生なんかも、地元の子供たちも、訪問したことがないということが聞かれておりましたので、そういうことを上富良野中学校の校長先生を初め高校も、特別にその時間を割いていただいてやったということで、反応というか、それが次に、進路につながるのかということにはなかなかならないのかなとは思いますが、知り得たことはよかったのかなと考えているところあります。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 19年の3月に北海道の特色ある高校づくりということで、教育長のところへは一番最初に行ったのでないかと思っておりますけれども、この中で「全日制課程の一定規模の生徒及び教職員の集団を維持し、活力ある教育活動を展開する観点から、1学年4学級から8学級が望ましい学校規模である」とここに書かれております。

そして、小規模校の取り扱いということで、「1学年2学級以下の高校、これは、中学校の卒業生数の状況、地元からの進学率などを総合的に勘案し、順次、再編整備を進めます」と書かれております。

中学校の卒業生数の状況というところからいいますと、上富良野は全道一の出生率で、ここ、多分10年間も卒業生の数がほとんど減ることがないような数字が出ています。

そういうことで、この地域の実情を勘案するという点に関して、一縷の望みがあるのかなと思いま

すし、ここは自衛隊の町で、自衛隊員の子供さんの地元志向が結構多いということも、地域の実情を勘案してもらう一つの要因になるかなと思っているのですが、返す返すも残念なのは、平成18年に33人の入学者しかなくて、特例2間口という道教委の恩情措置がとられました。

そのときに、19年度に向かって何としても2間口を維持しなければならなかったわけなのですが、19年度は入学者27名ということで1間口になってしまいました。さらに、ことしは、それより少ない26名の入学者です。

しかも、18年には、統廃合反対の存続運動で、町で8,421人の存続を求める署名を行っていません。しかも、町議会で高校再編に伴う北海道上富良野高等学校の存続を求める意見書ということで、平成18年度の第1回の臨時会で、その意見書が議決されております。

この中の文章を読みますと、「本町の恵まれた自然環境の中で地域の特性を生かし、小規模校特有の特色ある地域に根差した教育を希望する生徒がふえつつあります。これまでも地域経済を担う若者を数多く社会に送り出し、また、昨年の新校舎落成を機に、上富良野高等学校サポーターズクラブが組織され、上高、地域、家庭が一体となって上富良野高校を支える体制ができたところであり、町内の小中高と連携した人づくりや町民との交流など、本町のまちづくりにおいて大きな存在となっております」ということがこの中に書かれておりますけれども、にもかかわらず、19年度の入学者が26名ということになりました。

これはどうですか、私は上富良野の町や議会の常識が疑われるのではないかなと思うのですが、どうですか、教育長。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） お答えをさせていただきます。

今、18年度からの入学者数の推移につきましては、今のお話の中にあつたとおりであります。そして、皆さんの御協力をいただきながら署名活動も行い、何とか今、特例2間口から1間口になって、そして、23年度からの中でも上富良野高等学校の存続については、今のところ明るい兆しがまだ残っているということでもあります。

ただ、ここでちょっと御理解をいただいておりますのは、上富良野町の中学生の3年生の推移は、減ってはいるが、そんなには変動ありません。言われるとおりであります。ただ、当然、上富良野の子供たちの進学の見ますと、旭川に行く子とか、それから、富良野に向かう子だとかがたくさん

おります。そうすると、上富良野だけが、本当に上富良野高等学校に卒業生が全部つながってくれるのかということ、そうではなくて、特に20年度やなんにかに御承知のとおりだと思いますが、富良野圏域、あの富良野高でも、10数名のあきが出た。そういう状況のときに、上富良野高等学校になかなか上富良野の子供たちが行ってくれないというような全体的な流れがございます。

そういう中で我々としては、本当にどう存続するのか、また、振興策はどうやっていったらいいのかということで、日々頭を悩ましているところであります。

議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 本当に上高の再編統合したくないのは、私は道教委でないかと思えますけれども。なぜならば、校舎の全面改築を許可して、10年もたたないうちに統廃合しなければならないとなると、その見通しの甘さとか、税金の無駄遣いを道教委が指摘されるのではないかと思います。

そういうことでも、道教委は本当に上富良野高校を存続させたいと思っているのではないかと思うのですけれども、道教委の言うことの中に、地元からの進学率が重要だということを言っていましたね。ところが、ここ19年、20年とも、地元の中学校からの進学率が10%台ですね。ですから、やはり上富良野高校を存続していくためには、僕は100%近い地元からの進学率を確保しなければならないのではないかと思います。

それで、3月の町長の答弁で最重要課題だと言っている割には、ちょっと及び腰でないかなというような答弁が2点感じたのですけれども、その1点は、道教委や上富良野高等学校に特色ある高校を運営するようにお願いしているという点と、それから、保護者や生徒の自由な意思を尊重しなければならないという、そういう2点なのですけれども、私は上高がこのような状態に陥っているときに、やはりそこを一步も二歩も踏み込んで入学者を確保するような対策を講じなければならないと思います。

それで、例えば、中学校へ行って保護者や生徒に訴えると。上富良野高校はこういうことでなくすわけにいかないのだと、将来とも存続させるには君たちの協力が大切なのだからということで訴える、そういうことをやったり、また、どうしたら地元の高校に通ってくれるかということアンケートで調べるとか、そういった行動も、今まで町のトップリーダーだったら、最優先課題と言っておられるので、そのぐらいのことをしてもいいのではないかと思いますけれども、どうですか、教育長。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） お答えをさせていただきます。

町長も前回のときにお答えをさせていただきましたように、私もこの存続問題につきましては、最重要課題であるという認識を持っておりますし、また、そのような行動をいろいろととってきたと思っております。

まず、1点目の特色ある学校運営についてのお尋ねであります。

これは町長と同行させていただきながら、道教委等に行ったときには、やはり上富良野町の小規模校で就職に強い学校をというようなことで、そのことを受けていただいたのか、効果があったのかというようなことで、普通科の高校であります。商業の専門の先生に赴任していただいております。その中で簿記を教えたり、また、本当に身につくものを教えていただいているところでもあります。

また、2点目にありました保護者の意思を、我々としては本当に保護者も子供たちにも全員、首に縄をつけて引っ張っていきたいという気持ちはありません。ありますが、それは今できません。やはり子供たちの意思、保護者の意思が大切だと考えています。

それに近いことをPTAの集まりとかありましたときに、私どもが出かけて行って訴える場面をつくっていただいて、訴えてきた経過もございます。

ただ、本当にそれが残念ながら、絶対的にはこの富良野圏域の子供たちの数が減ってきているというようなことが本当に主な理由だと私は思っているわけですが、そのようなことから、なかなか結びつかないということが実態であります。

以上であります。

議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） ことしの夏、町外の高校で残念な事件がありました。町民や保護者の目の届く高校に通っていれば、やっぱりこのようなこともないのでないかなと。

それと小規模校ということで、大体、教職員1人に5名ぐらいになりますか、上富良野高校の場合は。そういう隅々まで目の行き届く教育ができるわけで、上富良野高校は、そういう点では大変恵まれた高校ではないかと思えます。

それと、今、秋の野球大会が行われていますけれども、春とか夏の大会が近づきますと、高校からノックの音が聞こえて、結構大きな声で練習に励んでいるのが私のうちまで聞こえてきます。仕事をちょっと中断して、部員がふえたのかなと思ってのぞいてみますと、五、六人でいつも練習をしています。教育長、野球部の活動をやっていたことでよく

わかると思いますけれども、五、六人では野球にはならないはずで。

そういうことで、その練習状態を見ながら、私は気の毒だというか、町民として申しわけないというそのような気持ちに、思う存分課外活動をやらせてやることができなくて申しわけないなという気持ちになるのですけれども、現時点で今できるということは、来年度の入学者が40名を下回らないことだと思うので、そういう点、教育委員会で努力をして、ぜひ40名の入学を確保していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（西村昭教君） 答弁は要らないですね。

10番（和田昭彦君） 教育長、何かありましたらお願いします。

議長（西村昭教君） ありますか。

教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） それでは、お答えをさせていただきますと思います。

本当に上富良野高等学校の小規模校としての活動は、目を見張るものがあります。そのような我々が評価するものと子供たちが希望する評価とは若干違いがあって、それがなかなか進路の選択に結びつかないのかなとはとらえているところでありますが、子供にとっても魅力のある上富良野高等学校にしていければなど。

そういうことで、教育委員会、また、上富良野高等学校とも協力をしながら、頑張っていきたいと思っているところであります。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

これにて、一般質問をすべて終了いたします。

散 会 宣 告

議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定につき、事務局長から報告いたします。

事務局長（中田繁利君） 御報告申し上げます。

あす9月19日は、本定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようよろしくお願いいたします。

以上であります。

午後 4時58分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成20年9月18日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 岩 崎 治 男

署名議員 中 村 有 秀

平成20年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成20年9月19日（金曜日）

議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 議案第 3号 平成19年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件
- 第 3 議案第 4号 平成19年度上富良野町企業会計決算認定の件
- 第 4 議案第 1号 平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）
- 第 5 議案第 2号 平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第 5号 ラベンダーの里かみふらのふるさと応援寄附条例
- 第 7 議案第 6号 上富良野町認可地緑団体印鑑条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 7号 上富良野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 8号 上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 9号 上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更の件
- 第11 議案第10号 北海道市町村備荒資金組合格約の変更の件
- 第12 議案第11号 財産取得の件（塵芥収集車）
- 第13 議案第12号 教育委員会委員の任命の件
- 第14 議案第13号 教育委員会委員の任命の件
- 第15 発議案第1号 町内行政調査実施に関する決議
- 第16 発議案第2号 議員派遣の件
- 第17 発議案第3号 上富良野町議会議事規則の一部を改正する規則
- 第18 発議案第4号 北海道の活性化を図るための地方分権改革の推進に関する意見の件
- 第19 発議案第5号 農業用生産資材高騰等に関する意見の件
- 第20 発議案第6号 原油価格高騰による住民生活に関する意見の件
- 第21 閉会中の継続調査申出の件

出席議員（13名）

2番	村上和子君	3番	岩田浩志君
4番	谷忠君	5番	米沢義英君
6番	今村辰義君	7番	金子益三君
8番	岩崎治男君	9番	中村有秀君
10番	和田昭彦君	11番	渡部洋己君
12番	佐川典子君	13番	長谷川徳行君
14番	西村昭教君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	副町長	田浦孝道君
教育長	中澤良隆君	代表監査委員	高口勤君
教育委員会委員長	増田修一君	農業委員会会長	松藤良則君
会計管理者	新井久己君	総務課長	北川雅一君
産業振興課長	伊藤芳昭君	保健福祉課長	岡崎光良君
農業委員会事務局長		町民生活課長	田中利幸君
健康づくり担当課長	岡崎智子君	技術審査担当課長	松本隆二君
建設水道課長	北向一博君	ラベンダー・ハイツ所長	菊地昭男君
教育振興課長	前田満君		
町立病院事務長	大場富蔵君		

議会事務局出席職員

局長	中田繁利君	主査	深山悟君
主任	中島美佐子君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

開 議 宣 告

議長(西村昭教君) 御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、13名であります。

これより、平成20年第3回上富良野町議会定例会、第2日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

さきに御案内のとおり、人事案件の議案第12号及び第13号につきましては、後ほど議案をお手元にお配りいたしますので、御了承賜りたいと存じます。

議会運営委員長並びに各常任委員長より、閉会中の継続調査として配付のとおり申し出がございました。

以上であります。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

10番 和田 昭彦 君

11番 渡部 洋己 君

を指名いたします。

日程第2 議案第3号及び

日程第3 議案第4号

議長(西村昭教君) 日程第2 議案第3号平成19年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び日程第3 議案第4号平成19年度上富良野町企業会計決算認定の件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

初めに、会計管理者新井久己君。

会計管理者(新井久己君) ただいま上程されました、議案第3号各会計歳入歳出決算認定の件につきまして、概要の説明を申し上げます。

今回、決算認定を受けます平成19年度会計の当初予算編成時の財政状況を振り返りますと、全国的な景気回復面では、地方格差はあるものの、全体的に穏やかな回復の景気が続いていると見られておりますが、一方、地方においては、多くの景気回復の兆しを実現できない状況にあり、依然厳しい地域経済の概況でありました。

こうした中、政府はプライマリーバランスを図るために、財政構造改革への取り組みを強化していく基本方針として、財政健全化に向けた歳出歳入一体改革の取り組みなどが示されたところであります。このことは、地方財政においても、地方公務員人件費や地方単独事業を徹底して見直しを行うことにより、地方財政計画の歳出規模の抑制をする内容にあったところです。

当町におきましても、これらの財政改革の影響により、町税においては定率減税の廃止や税源移譲などで増加が見込まれた一方で、地方交付税、臨時財政対策費など、総じて減少が見込まれる中、行財政改革実施計画の諸改革を着実に取り進めることで、安定した財政構造への転換を目指した予算編成であったところであります。

このことから、一般会計における当初予算額は62億5,000万円でありまして、前年度対比7%の減、金額では4億6,800万円減の予算規模であり、その後、状況変化によりまして、最終予算額は64億8,132万2,000円となったところであります。

その予算に対する決算状況であります。一般会計及び六つの特別会計を合わせた全体の決算総額は、歳入総額106億4,980万円、それに対し歳出総額では104億7,426万円でありまして、差し引き金額は1億7,554万円となったところでございます。

内容としましては、老人保健特別会計を除く六つの会計では黒字となりましたが、老人保健特別会計は一部の収入が入らないことが明らかになり、結果として赤字決算となりました。その赤字額3,046万円につきましては、翌年度である平成20年度の歳入を繰上充用金で補てんをしたところであります。

次に、その内容につきまして、一般会計を主に説明いたします。

一般会計の歳入決算額は63億5,354万円で、当初予算よりも1億354万円の増となりましたが、前年度よりも9.2%減、6億4,663万7,000円の減となっております。その主な原因といたしまして、歳入では、見晴台公園整備事業の完了、道路橋梁整備事業などの事業の減少に伴いま

す国庫補助金、道補助金が大きく減少したこと、また、国営事業負担金の一括償還に伴う基金などの繰り入れが減少したものであります。

また、主たる一般財源につきましては、税源移譲に伴い町税が1億1,199万4,000円増加した一方、地方譲与税、所得譲与税の廃止により1億150万円の減、地方交付税は6,026万円の減、臨時財政対策費、地方特別交付金、合わせて3,665万円の減となったところであります。

歳出におきましても62億6,563万円で、前年度よりも9.1%減、6億2,595万9,000円の減となっております。その主なものとしましては、投資的経費の抑制が図られた中で、消防防災車庫兼消防団詰所の完成、国営事業負担金の一括償還など、歳入でも申し上げました補助事業完了に伴う減が大きな要因であります。

また、行財政改革の取り組みにより、人件費、物件費などの経常経費につきましても、それぞれ減額となっているところであります。

平成19年度の予算執行に当たりましては、議員各位、町民各位並びに関係機関、団体等の御理解を賜り、総合計画の実施計画に基づく各分野における各施策事業の執行を終えたところであります。

それぞれの事業の内容につきましては、歳入歳出事項別明細書の歳入の部におきまして、予算書と同様に記載してありますので、後ほど御高覧いただきたいと思っております。

以下、議案及び平成19年度の各会計収支総括並びに財産の移動関係を申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

議案第3号平成19年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度上富良野町一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計及びラベンダーハイツ事業特別会計の歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

決算書の2ページをお開きください。

この表は、平成19年度の各会計別収支総括表であります。この表によりまして、各会計全体の金額の御説明を申し上げます。

一般会計及び六つの特別会計の総トータルであります。合計欄を見ていただきたいと思っております。

予算額では108億1,285万2,000円、調定額では108億8,144万72円、収入済額では106億4,980万6,102円、不納欠損額では874万8,906円、収入未済額では2億2,288万5,064円、支出済額では104億7,42

5万1,950円で、差引残高が1億7,555万4,152円となったところであります。

次の、収入調定に対する収入割合の調定対比では97.87%、予算に対する収入割合の予算対比では98.49%で、予算に対する収入割合の支出予算対比が96.87%となったところであります。

この表の左下に記載してありますが、この表の丸括弧書きは平成18年度から平成19年度会計への繰越明許費であり、角括弧書きは平成19年度会計から平成20年度会計への繰越明許費であり、それぞれ内数であります。

平成19年度への繰越明許費の歳入の予算額につきましては、決算書の12ページ、13ページ、歳出の予算額につきましては18ページ、19ページにそれぞれ内訳を記載しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと思っております。

次に、各会計の不納欠損の状況であります。D欄を見ていただきたいと思っております。

一般会計におきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税、保育料、住宅使用料で299万4,295円の欠損処分を行っております。

国民健康保険特別会計におきましては、保険税の一般分で525万4,318円の欠損処分を行っております。

簡易水道事業特別会計におきましては、水道使用料で5万2,713円の欠損処分を行っております。

公共下水道事業特別会計におきましては、受益者負担金と下水道使用料で24万4,080円の欠損処分を行っております。

介護保険特別会計におきましては、介護保険料で20万3,500円の欠損処分を行っております。

次に、収入未済額であります。E欄を見ていただきたいと思っております。

一般会計におきましては、繰越明許費の1億5,506万7,000円を除いた収入未済額2,313万4,115円あります。その主なものは、町税関係と保育料及び住宅使用料となっております。

特別会計の収入未済額につきましては記載のとおりであります。その主なものについては、国民健康保険特別会計では保険税の一般分であります。

簡易水道事業特別会計では、水道使用料であります。

公共下水道事業特別会計では、受益者負担金及び下水道使用料であります。

介護保険特別会計では、介護保険料であります。

なお、不納欠損額及び収入未済額の内訳につきましては、別冊の各会計歳入歳出決算書に係る付属調書にそれぞれ調書として載せてありますので、後ほ

ど御高覧いただきたいと思ひます。

次に、各会計の差引残額であります、G欄を見ていただきたいと思ひます。

一般会計では、8,791万618円ありますが、翌年度への繰り越すべく財源としての繰越明許分7万6,000円を除いた8,783万4,618円が実質収支額となります。

国民健康保険特別会計以下の特別会計につきましては記載のとおりであります、老人保健特別会計を除き黒字決算となりました。

老人保健特別会計の赤字3,046万2,358円につきましては、概要でも説明いたしましたが、20年度の歳入を繰上充用金で補てんをしたところがあります。

また、一般会計の歳出の執行率は平成20年度会計への繰越明許費を除いた執行率で見ますと、98.66%となったところがあります。

次に、財産関係について説明を申し上げます。決算書の一番最後のほうの403ページをごらんください。

財産に関する調書です。平成19年度中における公有財産の移動関係のみについて御説明を申し上げます。

1、公有財産、(1)土地及び建物、(ア)行政財産関係であります、区分欄の公共用財産での公営住宅の土地680.98の減であります、西町団地用地の一部を用途廃止し、普通財産への変更によるものであります。

その下の公園の土地、226.29の増であります、都市計画法による寄贈による増と北町公園用地の一部交換による増加、また、日の出公園用地の売却による減少分を差し引いた増であります。

その他の施設の土地、1万3,188.64の減であります、上富良野町農業センター関連用地の売却による減であります。

次に、建物関係であります、その他の施設欄の建物、非木造64.80の減であります、土地売却の処分に伴います減であります。

(イ)普通財産関係であります、区分欄での教員住宅の土地1,066の減であります、旭町教員住宅用地の一部を用途廃止し、その他の施設への区分変更によるものです。

その下のその他の施設の土地1万2,615.02の減であります、上富良野町農業センター関連の用地の買却による減と教員住宅からのその他の施設への区分変更による増、また、行政財産から用途変更による西町団地用地の増を差し引いた減であります。

次に、建物関係であります、教員住宅とその他

の施設の木造233.28の増減であります、旭町教員住宅の一部を用途変更による、その他の施設への区分変更によるものであります。

以上が、公有財産の土地及び建物の移動関係であります。

次のページをお開きください。

(2)の有価証券並びに(3)の出資による権利につきましては、前年同様であります。

次に、2、物品関係であります、年度中の車両関係の増減であります。

原有車両の売却や下取りをもって、新たに小型貨物車、マイクロバス、重車両の3台を購入したほか、老朽化に伴い乗用車等7台の廃車の処分を行っております。年度末では77台の保有となっております。

なお、重車両の増であります、消防の高所救助作業車の購入による増であります。

3、債権の関係であります、上富良野高等学校卒業修学資金貸付金であります、年度中の188万円につきましては、8名の方々からの償還分であります。年度末では412万円となっております、実人数では8名となっております。

次のページをお開きください。

4、基金の関係であります、平成19年度におきましては一般会計及び特別会計を合わせまして、13の基金と北海道備荒資金組合基金を保有しております。この表中の括弧書きにつきましては、平成20年5月31日現在の金額であります。13基金の合計額は、表の合計欄の一番右端の網かけ部分の括弧書きであります。平成20年5月31日現在は20億8,495万3,684円で、その下の年度末の3月31日現在では19億4,222万8,789円となっております。

以上が、財産に関する状況であります。

以上、平成19年度各会計歳入歳出決算認定の件につきましてはの説明とさせていただきます。

具体的な主要施策の成果につきましては、別冊の平成19年度各会計主要施策の成果報告書に取りまとめしております、また、決算に係ります付表を各会計歳入歳出決算書に係る付属調書といたしまして、あわせて取りまとめしておりますので、御審議の参考とされまして御審議を賜り、認定をいただきますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員(高口勤君) 議案第3号各会計決算及び基金の運用状況審査意見について述べます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5

項の規定により審査に付された平成19年度上富良野町一般会計外6特別会計の歳入歳出決算及び各基金の運用状況について、町長から提出された各会計歳入歳出決算書関係調書及び各基金の運用状況を示す書類が関係法令に準拠して調整されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合のほか、担当者から意見を聞き取りするなど、必要と認められる審査を行いました。

審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算係数及び各基金の運用状況を示す書類の係数は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

審査の詳細については、お手元に配付の意見書のとおりであり、既に御高覧をいただいたものと思っておりますので、概要のみ御説明させていただきます。

平成19年度一般会計及び特別会計の決算状況は、3ページ表1、各会計別収支状況のとおりで、収入総合計額は前年度に比べて3.0%、3億3,355万1,000円減の106億4,980万6,000円、歳出総合計額は2.3%、2億5,169万1,000円減の104億7,425万2,000円と前年度を下回っております。

差し引き残高は1億7,555万4,000円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源として、一般会計の繰越明許費、繰越額を控除した実質収支額は1億7,547万8,000円で、前年度に比べ6,406万6,000円の減少となっております。

予算の執行状況については、2ページの意見書のとおりであります。収入未済額については繰越明許費分を差し引いた実質的な収入未済額は6,781万8,000円で、前年度と比較して10.4%、788万4,000円の減少となっております。

次に、各会計別の決算概要について御説明いたします。4ページをお開きください。

一般会計の平成19年度決算は、平成18年度から繰り越された3事業に係る繰越明許費、繰越額を含めた予算現額65億576万8,000円に対し、歳入決算額は63億5,354万円、歳出決算額は62億6,563万円で、歳入歳出差引額は8,791万1,000円が剰余金となっており、繰越明許費繰越額を控除した実質収支額8,783万5,000円が翌年度へ繰り越されております。

歳入の収納状況は、6ページ、表2で示すとおりであります。町税の現年度課税分の収納額は前年度と比較して1億1,875万3,000円増加しております。この増加した主な要因は、国から地方へ

の税源移譲によるものであります。また、地方交付税は6,026万4,000円減額されており、今後の町財政に大きな影響を与えるものと思われま

す。次に、一般会計の歳出についてであります。7ページ、表3の歳出性質別経費の状況で示すとおり、前年度と比較して扶助費や投資及び出資金等が増加しており、人件費や普通建設事業費等が減少しております。また、町の財政状況をあらかず財政指標は、8ページ、表4のとおりであります。財政力指数や経常収支比率は前年度と比べて若干よくなっており、公債費負担比率は前年度と比べて0.6ポイント上昇し、厳しい財政運営を強いられ、弾力性が失われかけていることがうかがわれます。

次に、特別会計について、2点触れておきたいと思

います。まず、1点目は一般会計と同様、未収金の問題であります。

国民健康保険税の未収金は、前年度と比較して10.6%、422万3,000円減少しておりますが、3,553万7,000円と大きな額となっており、国民健康保険特別会計の財政の安定には収納率の向上が欠かせないものであり、今後とも未収金の解消に一層の取り組み強化が必要と考えられます。

また、下水道使用料の未収金は毎年ふえる傾向にあり、下水道使用料についてはその重要性和制度の内容を町民に理解してもらうような取り組みと収納率向上に向けた一層の努力が必要と考えられます。

2点目は、老人保健特別会計を除く各会計とも、歳入歳出の差引残高は黒字となっております。一般会計からの繰入基準外の繰入金を除いた場合、簡易水道事業特別会計と公共下水道事業特別会計は剰余金を生じておりません。

町財政が厳しくなり、一般会計からの繰り入れも厳しくなっているため、特別会計の収支についてもあらゆる角度から検討を加え、健全経営に向けた努力を望みます。

20ページの各基金の運用状況についてであります。各基金の係数は決算書付表の数値と一致しており、適性であると認め

ます。基金運用面については、各会計の一時借入金への繰りかえ運用等により成果を上げており、今後もより一層の安全かつ有利な方法で計画的な運用を望みます。

最後に、各会計全般について検討及び改善を求める事項としては、未収金や不納欠損金の問題であり、これらは町財政運営にかかわる重要な部分を占めることから、引き続きより一層の適切な対応と取り組みを望みます。

未収金につきましては、町民に対する収納サービスのさまざまな方策や滞納者に対するきめ細やかな指導がなされ、町税、国保税、児童福祉費負担金、住宅使用料等の未収金は減少してきております。

今後、町政執行に当たり、地方自治体に課せられた責任は、三位一体改革に伴う税源移譲や新たに施行された財政健全化法により一段と重くなってきております。この責任を果たしていくためには、制度改革など国や道の施策の動向を見きわめながら、適性かつ効率的な行財政の運用に努められることを望みます。

なお、23ページ以降に各種資料などを参考として添付してございますので、御高覧いただきたいと存じます。

以上で、説明にかえさせていただきます。

議長（西村昭教君） 次に、町立病院事務長。

町立病院事務長（大場富蔵君） 続きまして、議案第4号平成19年度上富良野町企業会計決算認定の件につきまして、朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第4号平成19年度上富良野町企業会計決算認定の件。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成19年度上富良野町病院事業会計及び上富良野町水道事業会計の決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

最初に、病院事業会計から説明をさせていただきます。7ページをお開き願います。

事業の概況から説明をまいります。既に御高覧をいただいていると存じますので、要点のみ申し上げます。

1、概況。

（1）総括事項。

病院事業は、18年度決算におきまして9,130万5,000円という多額の純損失を計上し、3,408万7,000円の不良債務が発生し、病院経営は非常に厳しい環境下に置かれていたわけでございますが、19年度におきましては、入院収益の大幅な増収と町から不良債務対策費として4,000万円の繰り入れ増額を受けたことなどによりまして、3,106万4,000円の当年度純利益を計上し、不良債務の解消が図ることができたわけでございます。

その主な要因でございますが、入院では患者数は微増でしたが、一般病棟の患者数の増と入院基本料10対1の確保によりまして、7,180万3,000円という大幅な増収となったところでございます。

費用におきましては、前年度からの経費削減の効

果が生じてございまして、また、昨年6月から給食業務を委託して人件費の抑制を図ることができたことなどから、診療収益の増に伴います薬品、診療材料費などが費用増となりましたが、費用全体では前年度並みに抑えることができました。

業務の推進でございますが、富良野協会病院との病病連携の強化によりまして、循環器科を開設、住民の診療受診の利便向上を図りました。

看護師不足解消としては、1名に対して奨学資金の貸し付けを行っております。

経営改善では、療養病床廃止による老人保健施設転換に向けて、経営の安定、業務効率化等を院内及び役場プロジェクト会議で検討してまいりました。

地域医療の高度化、救急医療体制の充実に向けましても、旭川医大の御支援を最大限いただくよう、緊密な連絡調整に今後とも努めてまいります。

8ページは、患者数の状況、収益的収支の状況、資本的収支の状況でございますが、既に御高覧をいただいておりますので説明を省略させていただきます。

以上が、病院事業の概況でございます。

続きまして、決算額を申し上げます。1ページ、2ページをお開き願います。

平成19年度病院事業決算報告書。

1、収益的収入及び支出。以下、決算額のみ申し上げます。

第1款病院事業収益8億1,935万4,501円、支出第1款病院事業費用7億9,172万9,321円。

2、資本的収入及び支出。収入、第1款資本的収入1億4,859万9,000円、支出、第1款資本的支出1億4,842万1,528円。

以下、3ページからの各種財務諸表などにつきましては、既に御高覧いただいていることと存じますので、説明を省略させていただきます。

以上で、説明にかえさせていただきます。御審議賜りまして認定くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

議長（西村昭教君） 次に、建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） 続きまして、水道事業会計の平成19年度決算の概要を申し上げます。7ページをお開き願います。

平成19年度上富良野町水道事業報告書。

1、概況。

（1）総括事項。

水道事業につきましては、町民が健康な生活を維持していくために必要とされる安全で安心な水道水の安定供給を開始して以来、34年を経過いたしました。

平成19年度決算状況につきましては、収益的収支において、収入1億6,831万9,882円、支出1億5,698万6,553円であり、純利益1,133万3,329円で決算することができました。

次に、資本的収支では、過去に発行した起債の補償金免除繰上償還が平成19年度より認められたことから、高金利起債の繰上償還並びに借りかえを実施したところであり、収入6,239万4,000円、支出1億3,547万7,661円で、不足する額7,308万3,661円については、減債積立金580万2,795円及び過年度分損益勘定留保資金6,728万866円で補てんし、事業経営の健全化を進めました。

本年度の収支も黒字決算となりましたが、町内人口の推移と節水意識の高まりや飲料水嗜好の多様化が進み、使用水量は微減傾向にあります。受益者負担の原則を堅持するとともに、コンビニ納入など納入方法の利便性を図り、公営企業として健全な経営に努め、漏水対策や老朽管の更新等維持管理に万全を期し、安全で安心、良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

続きまして、決算額を申し上げます。1ページ、2ページをお開き願います。

平成19年度上富良野町水道事業決算報告書。

以下、款のみの決算額を申し上げます。

1、収益的収入及び支出。収入、第1款水道事業収益1億7,610万1,468円。支出、第1款水道事業費用1億6,087万9,868円。

2、資本的収入及び支出。収入、第1款資本的収入6,239万4,000円、支出、第1款資本的支出1億3,547万7,661円。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,308万3,661円は、減債積立金580万2,795円と過年度分損益勘定留保資金6,728万866円で補てんいたしております。

以上で説明いたします。御審議を賜りまして御認定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長（西村昭教君） 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 議案第4号企業会計決算審査意見。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成19年度病院事業会計及び水道事業会計の決算について、決算報告書、財務諸表及び付属書類が関係法令に準拠して作成され、その事業の経営成績及び財務状況が適正に表示されているか

どうか、関係諸帳簿及び証拠書類と照合のほか、担当者から意見を聴取するなど、必要と認められる審査を行いました。

審査に付された各企業会計の決算に関する諸表は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、また、係数にも誤りがなく、財政状態及び経営成績を適正にあらわしているものと認められます。

審査の詳細については、お手元に配付の意見書のとおりであり、既に御高覧いただいたものと思いますので、概要のみ御説明させていただきます。

初めに、本会計年度の病院事業収支は、総収益8億1,772万7,000円、総費用7億8,666万3,000円で決算され、差し引き3,106万4,000円の純利益が計上され、累積欠損金は8億1,384万3,000円となっております。

黒字決算の主な要因としては、収入面で入院収益が3億9,265万9,000円と前年度対比で7,180万3,000円と大幅に伸びたことと、不良債務対策として4,000万円の繰入金が増加が大きく影響しております。さらに、支出面で人件費の削減、委託料、負担金等の見直しによる継続的な削減を図り、前年度と同規模に抑えたことが要因であります。

患者数の状況を見ますと、入院は増加しているものの外来が減少しており、科別では、内科は増加しているものの、外科、泌尿器科、介護は大幅に減少しております。総数で見ましても年々患者数が減少してきておりますが、入院基本料10対1の施設基準や専門分野の治療など診療単価が上がったことから、医業収益が増加となっております。

年度末の未収金は264件、442万1,000円となっており、前年度対比で426万9,000円減少しており、努力の成果がうかがえます。経営の主要指標について見ると、経常収支比率や医業収支比率、さらには他会計からの繰入金を除いた実質経常収支比率は前年度を上回り、収益が前年度と比べて増加していることを示しております。また、病床利用率は66.4%と、前年度より0.3ポイント上昇しております。

以上、病院事業会計の決算内容について審査、分析を行ってまいりましたが、経営面ではさまざまな改善の効果があらわれてきております。しかしながら、医療機器を初め施設、設備の整備が継続して行われているが、その有効性と維持管理費の増大など、今後の病院事業の病病連携などの方向性ともあわせて大きな検討課題と思われれます。

町民の期待と信頼にこたえる医療機関として、住民医療サービスの向上と経営の改善に今後も努められることを望みます。

次に、水道事業収支は、総収益1億6,832万円、総費用1億5,698万7,000円で、差し引き1,113万3,000円が純利益として決算され、翌年度繰越利益剰余金は1億459万円となっております。

年度末の未収金は1,221件、1,306万3,000円となっているので、利用者の公平な負担の原則から引き続き徴収計画を作成し、未収金の回収に一層の努力を求めます。

なお、不誠実な未納者に対しては、上富良野町水道事業給水条例第29条に基づく給水の停止等も含めた断固とした態度で当たることも必要と思われるます。

水道事業の経営は安定し、長年にわたり安全な飲料水を提供していますが、老朽化が進む施設の維持管理に十分留意し、今後とも町財政の置かれている厳しい状況を踏まえ、経費の縮減に努め、地方公営企業の基本理念である公共の福祉の増進と企業の経済性発揮のもとで自主・自立のできる健全な経営を行い、低廉で安全、かつ安定した水の供給に一層の努力を望むところであります。

なお、16ページ以降に各種資料等を参考として添付してございますので、御高覧いただきたいと存じます。

以上で、説明にかえさせていただきます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第3号平成19年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第4号平成19年度上富良野町企業会計決算認定の件は、なお十分な審議を要すると思われるので、この際、議長及び議員のうちから選任された監査委員を除く11名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号平成19年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第4号平成19年度上富良野町企業会計決算認定の件は、11名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第4 議案第1号

議長（西村昭教君） 日程第4 議案第1号平成

20年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（北川雅一君） ただいま上程いただきました、議案第1号平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）の提案の要旨につきまして、最初に御説明申し上げてまいります。

まず1点目は、当町の本年度の普通交付税が、既決予算額を1億2,181万9,000円上回る額で8月中旬に確定しましたこととあわせまして、地方特例交付金についてもそれぞれ額が確定しましたので、歳入の各科目に所要の額を計上いたしました。

なお、地方債につきましては、興農橋架替事業の事業費増によります限度額の変更手続について行うものであります。

2点目は、防衛周辺整備事業によります中の沢排水路事業、北海道との協議によります興農橋架替事業につきましては、設計結果等事業費増に伴います予算計上であります。

3点目は、地方税法の一部改正において、平成21年10月から開始されます個人住民税の公的年金からの特別徴収制度に伴います住民税公的年金特別徴収システムの整備として1,751万8,000円、また、公営住宅法の一部改正によります家賃見直し階層区分変更に伴います公営住宅管理システム整備として384万4,000円の予算措置を行ったところでございます。

4点目は、交付金事業及び補助金事業の採択に伴うものでありますが、地域介護・福祉空間整備事業で、高齢者、障がい者、幼児等が集い多機能に活動できる場として、先進的事業支援特別交付金の確定となり、子どもセンターの改修整備を図ります。

また、農業振興施設等整備として、青シソ蒸留施設、枝豆収穫器を地域政策総合補助金の確定により、それぞれ予算を計上したところでございます。

5点目は、上富良野中学校吹奏楽部が、去る9月7日に北海道吹奏楽コンクール全道大会において、昨年に引き続きB編成の部で金賞を受賞となり、北海道代表として埼玉県所沢市で開催されます第8回東日本学校吹奏楽大会への出場権を獲得しました。当大会への出場に際しまして、各大会参加費助成基準に基づき、経費の一部を助成いたしたく予算措置をお願いするものでございます。

以上、申し上げましたことを主な要素といたしまして、財政調整を行った上で、需要期を迎える燃料価格の高騰対応など、今後予想されます財政需要に備えるため、予備費に一定程度の額を計上することで補正予算を調整したところでございます。

それでは、以下、予算議案につきましては、議決対象項目の部分について説明してまいります。

議案第1号平成20年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)。

平成20年度上富良野町の一般会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出の予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億1,655万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億3,119万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債の補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきまして、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳出。

9款地方特例交付金487万8,000円、10款地方交付税1億2,181万9,000円、14款国庫支出金461万9,000円、15款道支出金6,426万6,000円、17款寄附金19万円、20款諸収入7万8,000円、21款町債2,070万円、歳入合計が2億1,655万円でございます。

2ページに移ります。

2、歳出。

2款総務費2,139万1,000円、3款民生費3,776万7,000円、4款衛生費223万7,000円、6款農林業費3,430万円、8款土木費3,399万9,000円、9款消防費87万5,000円、10款教育費298万8,000円、14款予備費8,299万3,000円、歳出合計が2億1,655万円でございます。

3ページに移ります。

次に、第2表、債務負担行為補正につきまして申し上げます。

戸籍総合システム機器更新事業であります、事業費確定及び備荒資金組合譲渡事業の活用により、期間及び限度額を変更する手続をとるものでございます。

次に、第3表、地方債補正。

冒頭に申しあげましたように、興農橋架替事業の設計変更による事業費増により限度額が定まりましたことから、地方債の限度額を変更いたすものでございます。

これもちまして、議案第1号平成20年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、原案をお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番米沢義英君。

5番(米沢義英君) 何点が質問させていただきます。

まず、第1点目には収入のところについてありますが、8ページの減収補てん債の特例交付金という形になっておりますが、これは住宅取得による減税分でしょうか、そういった分に係る減収補てんという形で聞いてよしいのか、また、近年では省エネ住宅等の設置に当たっての税の補てんというのがありますので、この関係はどうなっているのか伺います。

地方交付税との関係では、近年交付税等が減収している自治体もありますし、上富良野は、発表ではふえた自治体という形になっております。その要因としては、地域再生に係る増税分も含まれているのかなというふうに思いますが、この内訳等はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、歳出の点で12ページであります、一般管理費でパソコンの電子機器の購入という形になっておりますが、費用がふえたということの話ですが、これは購入されて何年ぐらいなのか、その機種はどこのメーカーなのか、それとこれに係る耐用年数等が切れているかと思っておりますので、維持補修という点ではどうだったのか、この点お伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、16ページの児童福祉費の点であります、子どもセンターの施設管理費という形で、床、あるいは暖房設備等の一般の老人も含めた、子供さん等の交流も含めた施設の管理、維持の改修だという話ですが、これにあわせて来年度から日中一時における障がい児の預かりも行うという形になっておりますが、この点は未就学児なのか、学齢期にある児童なのか、この点お伺いしておきたいというふうに思います。

次に、24ページの住宅管理費の点で、公営住宅管理システムの備品購入という形になっております。説明でありましたが、家賃等の基準収入の改定

に伴うシステムの整備だという話ではありますが、今回、家賃収入の基準が大幅に変わったのかなというふうに思います。

従来でしたら控除額を引いて、20万円だったのが15万円に低く下げられたというのがあります。高額な方については39万円から31万円に、これも下げられました。

そうしますと、よくわかりませんのでお伺いいたしますが、家賃が高くなる世帯、そういう世帯が生まれるのかなというふうにと思いますが、こういった状況がどのようになっているのか、あわせて収入基準というのはどういうふうに変更されたのか、もう一度お伺いいたします。

それと、28ページの教育振興費のところではありますが、吹奏楽の大会負担という形になっております。子供たち頑張っておられまして、大変いいことでありまして、この算定の根拠となっている内訳等についてお伺いしておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（北川雅一君） 5番米沢議員の御質問に私のほうでお答えをさせていただきたいと思ます。

まず、地方特例交付金の部分について、減収補てん債の増額になってございます。これにつきましては、住宅取得控除分の関係で増額になってございすけれども、当初予算よりも一応地財計画に基づいて整理をさせて、当初予算を見させていただいてございましたけれども、その内容から増額になっている、当初のときには少なめと言いましたら失礼でございますけれども、ある程度抑えた形で予算を計上させていただいてございますので、それから見ますと、この減収補てん債については、500万弱でございますけれども若干伸びている状況でございます。

それと、地方交付税の増でございますけれども、昨年度から見ますと5.5%の地方再生対策費の部分も含めて伸びてございます。今回いろいろ分析をこの増に関係して見たところでございますけれども、先ほど言いました地方再生対策費の部分も当然でございますけれども、ある程度、係数といいますが、趣旨等の係数が全体的に実は見直しをされたということで、その係数が若干上がっている状況の中で全体の中でふえているということで、私のほうといたしましてもこのような額に上がっていくということで、実は整理をしかねている部分もございまして、そんな状況の中で伸びているという形が地方交付税の部分になっているところでございます。

それと、パソコンの購入でございますけれども、ある程度パソコンについては耐用年数でございますけれども、どうしても事務用のパソコンでございますから、それだけ利用頻度の部分で、その場所場所によっていろいろ違うところでございますけれども、そんな状況の中で今回3台ほど修理をさせていただくということで、機種、メーカーについてはちょっと私の手元にはございませんので、また後ほどお知らせをしたいというふうに思います。

一応そういう事務系のパソコンということでございますけれども、21年度からその計画に基づいて一応計画をしたいという予定にはなっておりますけれども、その計画にならない部分も若干あるのかなという判断をしておりますので、今回3台分更新という形で補正をお願いしているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 16ページの子どもセンター改修に係りましてでございます。

ただいま実施に向けて検討しております障がいを持つ児童の一時預かりでございますが、児童ということで範囲は広いわけですが、主に考えているのは発達支援センターにおける指導を終了した学齢児を想定しているところでございます。

以上です。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 25ページの公営住宅管理システムの関係の御質問にお答えをいたします。

平成8年から改定がありませんでした公営住宅法の家賃の算定方法について、今回十数年ぶりに改定になったところでありますが、おっしゃるとおり収入基準額を、いわゆる収入基準額を下げることで今まで低収入の方が待機をするという形を今回改善をするということで、収入基準額を下げたという点が大きな点でございます。

あと、規模係数や立地係数の見直しが主な改正になりますが、おおむね家賃が上がる層といたしましては、中間層の方々が上がるだろうという想定をしております。逆に収入の多い方は、今まで比較的収入の多い方については、公営住宅の対象になっていた方が逆に基準額が下がったことで公営住宅の対象者にならないというようなシフトになるところであります。

今はまだ現実に400戸近くの方々の細かな試算をしておりますが、また改めてこれらのシステムを導入して、試算をした結果の段階で情報を提供したいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 5番米沢議員の28ページ、教育振興費の中学校活動費の東日本学校吹奏楽大会の負担金についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、対象経費につきましては、交通費、宿泊費、それから参加負担金等がございます。特にこの吹奏楽に関しましては、楽器の運搬費等も対象経費として今回上げさせていただいております。

なお、対象経費を積算しまして、その70%を負担の対象とさせていただいております。なお、引率者に対する日当につきましては、上富良野町の旅費に関する条例に基づきまして、1日幾らということで積算をさせていただきまして、これにつきましては100%の負担をさせていただくということでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 交付税の関係で、非常に積算が難しい部分はあると思いますが、これは特例という形で設定されているかというふうに思いますが、地域再生の部分等については、今の特例という形で期限が切られるということであれば、またこれらの収入が地方にとっては制度としては活用できる制度ではあるのですけれども、また減収になる要素もあると思いますが、この点、改善の必要な部分があるとするれば改善の必要を求める部分があると思いますが、この点お伺いしておきたいというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、この住宅の家賃の設定の問題ですが、結局国は何をしようとしているのかというと、高額という形の収入の方を公営住宅から少しずつ排除しようという形になっているのかなというふうに思います。

しかし、今、この経済状況の中で民間に移るにしても、かなりの家賃を収めなければならない。果たしてこの39万円というのは高額なのかという点でも疑問もありますし、民間住宅にシフトしようという形の背景があるのだらうというふうに思いますので、こういった人たちが高額だということで、強制撤去ということにはならないのだらうというふうに思いますが、この点はどのような対処になるのかお伺いしておきたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（北川雅一君） 5番米沢議員の御質問でございます。

地方再生対策費の部分でございます。本年度20年度から設置をされたわけでございますけれども、

そういう地方の部分での動き方ということを重要視されている部分でございますので、うちとしてもこの部分で約7,500万円ほど見てございます。この額がなければ当然大変なことでございますので、その改善といいますか、引き続きそういう形の中でやはり求めていかなければならないものだというふうに判断してございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 今、議員おっしゃいましたとおり、この背景につきましては、特に平成8年の改正以来、高齢化がどんどん進んでございますので年金受給者が多くなっている。そのために収入基準額の上限といいますか、下限を下げるという今回の仕組みでございます。

当然基準額を下げますので、今まで高額になっていなかった比較的収入の多い方については、高額の位置づけになりますことから、応分の家賃を上げていただくという仕組みに今回法律が改正になったところであります。

実は、今までも高額の位置づけがありまして、プラス高額に見合いの家賃を賦課していたところでありますが、そのラインが下がるということでもあります。

ただ、強制撤去をするような場面ではございませんで、確かに民間の住宅にシフトをして、今まで入れなかった待機者を、特に低所得者の方を導入していくというシフトをこの何年間かで行っていくという点でございます。

あと、この高額に位置づけされることで家賃が相当数上がる方については、町長の裁量で5年ないしは7年の経過措置をとりながら、段階的にこの家賃を上げていくというような仕組みを考えてございますので、まだその概要が整ってございませんが、そのようなことで進めていく予定としてございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） ちょっと言い忘れたので、議長、申しわけありませんが、子どもセンターの点でもう一度お伺いしたいのですが。

というのは、放課後の学童だと、放課後児童センターという形で放課後プランが実施されておりますが、特別支援の子供さんが何人かは入っておられますが、やはりこういった施設というか、対処できることを望んでいるのですが、指導員の問題があったりだとか、施設がないだとかいうこともありまして、そういった子供たちの対処というの、ここは全く性質が違うのだらうと思うのですが、今後は十分対処する必要があるというふうに思うのです。

が、こういったことも視野に入っておられるのか。

この分は放課後プランとの関係もありますので、一つの課ではなかなか対処できない問題もあります。これから一つ一つ積み上げなければならない問題もあると思いますので、こういうものも検討の余地があるのではないかと考えていますので、この点をお伺いしておきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） ただいまの米沢議員の子どもセンターにおけます一時預かりですけれども、議員の今の御質問の放課後プランとの関係におきましても、この点につきましても視野に入れておきまして、事務段階で教育委員会との協議も行っているところであります。

ただ、子どもセンターにおけます範囲、その一時預かりという形のスタートを切る場合において、曜日の設定、預かれるお子さんの範囲、人数とかそういったものも考慮しながら、これからもそういったものを視野に入れながら十分関係者と協議をしまいたい、そういった中で進めていきたいと思えます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 歳出の23ページ、建設水道課の中央コミュニティ広場の管理費の関係です。

これは説明を聞きましたら、人道跨線橋の階段修理ということでございます。これは昭和59年12月に建設をされて24年たっているのです。

それで、たまたまことしの5月2日、町民があそこの踏み板が陥没しているところで転倒したよということで、5月3日に私のところに電話が来たのです。これは9時5分ぐらい。それで、私はすぐ現場へ飛んでいったのです。そして、そのときに見たら、写真にも写してありますけれども、確かに完全に陥没してしまっているのです。町民が転倒して、ちょっと手をすりむいただけで終わって、そのときにすぐうちの町内のすぐそばにいる菊地君に電話をしたら不在だった。それで、今度は佐藤清君に電話をしたらすぐ行きますということで、その後すぐ対応して、ちょうど階段の2段目のところだったから、砂を入れてとりあえず応急措置をしてやってくれたのです。

私が調べてみましたら、本町側の56段のうち、滑りどめが25段修理をしている。それから、栄町側のほうは63段ありますけれども、36段が滑りどめの修理をしている。それから、踏み板のところですけども、表面上は本町側2段、栄町側4段の6段ですけども、下を見ると下から完全に溶接し

て修理しているところは何カ所もあるのです。

それで、これを担当者に聞きましたら、恐らく人道橋の階段部分に屋根をつけない前に雪を溶かすために塩カルをまいたのだ。その影響で腐食が進んでいる原因だということはわかったのです。

それで、一応今回は16万8,000円で階段の修繕ということで、どの程度やるのかという問題と、もう一つは先ほど申し上げた滑りどめ部分が来ますと、119段のうち61段、51.3%がとりあえず応急措置をして鉄で溶接をされております。したがって、もう経過24年たっているから、とりあえず16万8,000円の応急措置の修理の内容と、それから今後どうするかという問題をまずお聞きしたいのと、それからもう一つは、あそこの線路部分の防護さくが、ちょうど駅側の歩く側のほうが完全にさびてしまってもうひどいのです。やはり色彩のまちかみふらのということになると、我々観光ボランティアで案内所を見て、あの階段を上がって真っすぐ行きますとありますよということで指示するのですけれども、現実の問題ちょうど駅側のほうだけがもう赤さびでひどいのです。旭川のほうはそうでもないのです。したがって、それらの関係についてもやっていただかなければならないのではないかと問題と、それから階段の下の部分に排水管があるのです。これは、今度は結局塩カルをして鉄やいろいろなさびがあれして、それこそ私が行って排水管をたたいてみたら、鉄さびや何かががさっと落ちてくる状態になっている。したがって、これらについて、当然、今回の補修とあと抜本的な対策が必要ではないかということでお尋ねをいたしたいと思えます。

それから2点目、25ページなのですが、中富良野との町界関係なのです。

直接これとは関係ないのですけれども、私も議員が全道研修会へ7月1日に行きまして、そして7月2日、あそこの中富と上富の境界にひどいごみがあるよということで、ちょっと回って行こうということで議員全員が見てまいりました。そうしたら中富側、上富良野側にすごいごみなのです。

それで、その後どうなっているかということで、7月31日に行ってみました。相変わらずごみがあって、ごみがふえております。

それで、今回、中富良野町と上富良野町との町界の関係もありますけれども、特に中富良野さんと協議をしながら、やはり指示板を出すとか、いろいろな対策等があれば僕は投げてきますので、その排除の方法についてどうするかということを検討をしていただきたいと思うのです。

あわせて、ここに自転車放置されております。

それで、この自転車の番号を言います。2台流れています。北海道警察の防犯登録証というのがついていて、片仮名のシの337103、黄色です。それで、これは私、前に道警本部に行って確認したところ、防犯記録は10年間道警で保存しております。それで、個人の照会は応じられないけれども、学校だとか、それから役場だとかそういうことであれば、それはお知らせしますということでした。

したがって、これは盗難自転車であそこに流れたかもしれませんし、それはわかりません。いずれにしても、そういうものがあつたということで、その点、中富良野町の協議と、それからその防犯登録の関係の照会等も含めて、今、駅前の駐輪場に調査札がついておまして、大体50ぐらいありますか、恐らくこれからのその段階でまた調査をされると思っていますので、あわせてこの関係をお願いしたいと思うので、よろしくお願ひします。

議長（西村昭教君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 9番中村議員の跨線橋のことに付いて答弁させていただきます。

まず、今回計上いたしました16万8,000円の内訳でございますけれども、一応階段5カ所を、今、従前どおりその上に合板を張って安全を図りたいということでございます。

それから、今後の跨線橋の抜本的な改修は、今は計画策定中でございます。その中で、まずどこの範囲を重点的に直すかということになりますので、議員おっしゃるとおり、まず階段部分、一応劣化が進んでいるということで、階段部分、東側階段、西側階段を補修しなければならない、それから排水管も当然補修しなければならない、美化というか、見た目と劣化のおそれのある塗装も全面的に塗りかえるというような計画を今計画中でございまして、あとは年次的に早期に計画を策定いたしまして実施いたしまして、歩行者の安全を図りたいと思っております。

以上です。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 中村議員の町界周辺にあるごみの関係でお答えをいたします。

場所的には私どもでとらえているところと違つたら申しわけないと思ひますが、旧道道奈井江線、砂利道の道路のことでよろしいでしょうか。そこにつきましては、町のほうの管理路線になっておまして、道路管理者の立場で現場確認をいたしました。それで、大量のごみが捨てられているのを確認いたしましたので、町民生活課のごみ処理のほうとも調整をとりまして、とりあえず道路脇から見

る範囲、あの奥のほうに投げ込んであるものも相当見受けられましたけれども、そこまで入って民有地の中をごそごそ探すわけにはいかないということもありまして、道路脇の見える部分につきましては急遽撤去して、現在、不法投棄はしないでくださいというような看板数枚を立てて、町民生活課側の協力得ておりますけれども、そういう状況にしております。

ただ、このごみの不法投棄につきましてはイタチごっこ的な部分がございます、発見次第撤去はしておりますけれども、その状況を確認されたらできるだけ早急に役場のほうに通報いただきたいというような気持ちであります。道路の巡回でも行っておりますけれども、なかなか広い範囲確認できませんので、ぜひ広報などの機会を通じて通報体制をとっていきたく思っております。

以上です。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） 今の関連なのですけれども、あれは旧道をとめることはできないのですか。もう新道ができていますので、古いほうはとめてもいかなと思ひますけれども、それでないと恐らく撤去してもまた投げると思ひます。そこら辺。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 実は、道路沿いに畑がまだ通い作で大分残っております。完全にとめてしまうと営農上支障が出るということで、とめるわけにいかないという事情がございます、そういう現状の対応を図るしかないという判断で臨んでおります。

以上です。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

先ほど、米沢議員のほうから質問のありましたパソコンの件に關しましてわかりましたので、答弁をいたさせてます。

総務課長、答弁。

総務課長（北川雅一君） 5番米沢議員の先ほどのパソコンの關係でございますけれども、一応3台ございまして、NECのデスクトップ型のパソコンでございました。15年度購入ということでございます。

耐用年数、パソコンは4年ということでございまして、耐用年数が若干過ぎているのですけれども、そういう状況で今回その3台を更新したいという考え方で今考えてございまして、よろしくお願ひいたします。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 米沢議員が先ほど質問した中の教育振興の学校教育班の中学校吹奏楽のことに関連したことなのですけれども、実は去年、補正で315万円ということでしたけれども、その際にお金だけの面で補正を出すと、お祝いという気持ちはどこに出るのだということで、実は個人的に私は教育のほうの課長さんに出向いてお話をしました。

そして、庁舎のほうにも懸垂幕をお祝いとして、上富良野中学校が全国大会に出場するというので、ぜひ下げてあげてほしいということをお願いをしました。それで、ことしも当然またかけてくださると思って連絡をとってみました。ところが、消防署のほうに下がっているのを見つけて、私、実はびっくりしたのです。開店だとか、お祝いする花だとかかけるときに、普通は正面玄関に下げるものではないですか、お祝いって。消防署のほうの壁ということは、建物で言えば勝手口みたいなものですよ、早い話が。あれがお祝いのお気持ちとしては、私はかける場所が違っているのではないかというふうな気がするのですが、去年、実は父兄の方やら皆さんから、庁舎でもこういうことをお祝いとして下げてくれたということですごく喜んでくださったのです。上富良野に来られた方も、上富良野ってそうなんだ、吹奏楽でそんなに優秀なんだねって、そういうことが庁舎に訪れた方にも本当に身近に感じられて、広報とかで幾らやってもわからない部分でも皆さんが喜んでくれていたのです。そういう一致で、上富良野町全員で応援しているのだという体制を見せるのにすごくいい懸垂幕だったと思っているのです。だから、今回も自衛隊の削減問題でも懸垂幕が下がっていて、庁舎を訪れた人に対してもすごくいいことになっていると思うのです。

今回、その壁側、側面側に掲げられているのがすごく私はがっかりして見えています。せっかく全国出場までされて、すばらしい功績なので、それはやはり側面にかけるべきではないかというふうに思っています。

実は、最初に伺ったときに、予算は17万円近くかかるのではないかということをお聞きしました。予算も上がっていないのにそんなものは下げられないと。私は調べたのです、去年。そうしたら、メーター350円の布なのです。10メーター下げても3,500円ですよ。それが何でそんなに高くなるのかと。ボランティアで字を書いてくれる人も見つけましたということで、では私がお願いをしますのということで、何度も足を運んでそれでやっと下げてくれるようになったのが懸垂幕なのです、去

年。

管理部門の方もいらっちゃって、庁舎の管理部門の人がいいと言うかわからないとか、そういう理由をいろいろ言われたのです、私、実際に。やっと掲げてくれたということでは本当に感謝申し上げたいと思っていた矢先に、今回また2年連続で出場になって、本当に皆さんも喜んでいて側面にかけている、その気持ちが私はちょっと残念に思っているのです。

やはりお祝いということは気持ちが大切なのだと思うのです。金額の面ではないと思うのです、補正を幾ら上げたとしても。やはり上富良野町として皆さんがこれから期待している、そして若い人たちが一生懸命毎日のように頑張っている気持ちに対して、やはり心のコモったお祝いをするべきだと思いますので、その辺これからよく検討していただきたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） それでは、教育振興課長のほうから、熱い思いも含めて御答弁をお願いいたします。

教育振興課長（前田満君） 12番佐川議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員御指摘のとおり、懸垂幕を早速作成しまして、今は消防のほうに上げさせていただいております。

ただ、議員も御存じのように、今回おっしゃってありましたように自衛隊削減ですとか、あとは消防ですとかということで、懸垂幕を下げる場所自体が限られております。どこでもただずらっと並べるといことがなかなかできないものですから、そういう装置もつけながら、その場所に懸垂幕を下げさせていただいているという状況の中で、今回たまたま消防のほうにもお願いした形の中で懸垂幕を下げさせていただいているという経緯がございます。

今後におきまして、町の庁舎管理担当部門ともまた調整いたしまして、場所の移転についても検討させていただきたいと思っています。

また、本当に今議員おっしゃるとおり、お金だけではないということで、私どもの教育委員会においてもそれぞれ今懸垂幕だけではなくて、東日本大会の出場に関するのポスターですとか、そういうものも町のさまざまな施設に張っていただくためにポスターも作成しまして、今、張る準備を進めているところでありますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） それでは、副町長のほうからも一言答弁いただきたいと思っています。

副町長（田浦孝道君） せっかくの誉れの部分をたたえることの行動が十分でなかったことについて

は、大変申しわけなく思っています。

町の庁舎の前面にも懸垂幕を設置できるような装置がありまして、そこに今現在、皆さんも御承知かと思えますけれども、自衛隊の現状規模維持という訴えの懸垂幕は常設のように今掲げている、そういう事情もありまして、なかなかそれとつかえひっかえということにもできないことから、工夫の結果そうだったというふうに私は理解してございますが、今、佐川議員がおっしゃるようなことが非常に重要でございますので、この機に間に合うかどうかわかりませんが、庁舎前面に掲げられるような、装置も含めまして十分検討配慮をしてみたいと思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） よろしいですね。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

午前10時42分 休憩

午前11時08分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5 議案第2号

議長（西村昭教君） 日程第5 議案第2号平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） ただいま上程されました、議案第2号平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、平成20年度国保財政安定化支援事業の普通交付税算入額が確定いたしましたこと、また、平成19年度の療養給付費交付金繰越金の精算額が確定したことから、所要の補正をしようとするものであります。

歳出につきましては、平成19年度療養給付費が

確定したことに伴い、一般被保険者の療養給付費の国庫負担金の超過負担分及び退職被保険者の療養給付費の支払い基金交付金の超過返還額が確定いたしましたこと、さらに過年度分の国保税還付金に不足を生じたことから所要の補正をしようとするものであります。

また、収支の差額につきましては、予備費を充当しようとするものであります。

それでは、以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第2号平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成20年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ223万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,794万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款及び補正額のみ申し上げます。

歳入歳出予算補正。

1、歳入。

8款繰入金223万7,000円、歳入合計は同額の223万7,000円であります。

次に、歳出であります。11款諸支出金1,745万4,000円、12款予備費1,521万7,000円の減、歳出合計といたしましては223万7,000円となります。

以上で、議決対象項目の説明といたします。

なお、2ページ目以降につきましては、この補正予算に関する説明書でありますので、既に御高覧をいただいていることで、説明につきましては省略をさせていただきます。

これもちまして、平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

御審議いただきまして、原案をお認めいただきますようお願いいたします。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質

疑、討論を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号

議長(西村昭教君) 日程第6 議案第5号ラベンダーの里かみふらのふるさと応援寄附条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(北川雅一君) ただいま上程いただきました、議案第5号ラベンダーの里かみふらのふるさと応援寄附条例について、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成20年4月30日、地方税法の改正を受けて町税条例を改正し、本年1月1日から寄附を対象とした寄附金税制、いわゆるふるさと納税制度がスタートしたところでございます。

ふるさと納税は、ふるさとに恩返ししたい、好きな地域を応援したいという思いを形にするために、個人住民税の一部を応援したい自治体に寄附として納めることを可能とする制度で、寄附金のうち5,000円を超える部分について一定の限度額まで居住地に納付する住民税から控除される制度であります。

制度の円滑な運用とともに上富良野町に思いを寄せる方々が安心して寄附をいただけるよう、当条例の制定を提案するものでございます。

以下、議案を朗読し、要約し、説明させていただきます。

議案第5号ラベンダーの里かみふらのふるさと応援寄附条例。

第1条は、目的として、上富良野に思いを寄せる方々が寄附という形を通じてまちづくりに参画していただき、豊かで活力あるまちづくりに資する旨を規定しております。

第2条は、当条例が根幹をなす寄附金の用途を明確化する事業区分の規定であります。多くの方々に上富良野町を理解していただくとともに、安心して寄附をいただけるよう寄附金を財源として実施する事業は本町の重要な資源であり、町花として町民に親しまれているラベンダーを核としたまちづくり事業として、次の5事業を規定しております。

一つは、ラベンダーの育成、保護、管理及び利活用に関する事業。二つ目は、日の出公園の整備及び

管理運営に関する事業。三つ目は、ラベンダーとともに織りなすすぐれた景観の保全及び利活用に関する事業。四つ目は、四季に応じたイベントの推進に関する事業。五つ目は、訪問者へのおもてなしの推進に関する事業。さらに、寄附者の多様な意思が反映できるよう、その他、町長が必要と認める事業をあわせて規定しております。

第3条は、寄附金の適正な管理運用のため、ラベンダーの里かみふらのふるさと応援基金の設置について規定しております。

第4条及び第7条から第11条までは、当基金の管理運用における必要事項について規定しております。

第4条は、当ラベンダー基金以外への積み立ての特例についても規定しております。

第5条では、寄附金の管理運用の特例として、ラベンダー基金、またはその他の基金へ積み立てのほか、必要な事業への財源充当できる旨、運用方法の特例を規定しております。

第6条は、寄附金の使途などについて、寄附者の意向を尊重する旨を規定しております。

第12条は、条例に基づく制度の運用状況の公表について規定しております。

附則において、施行期日を平成20年10月1日から規定しております。

以上、説明といたします。御審議いただきまして御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番中村有秀君。

9番(中村有秀君) ふるさと納税ということで、それぞれスタートしている自治体が多くなってきております。

それで問題は、条例をつくったはいいいけれども、いかにふるさと納税ということで、上富良野町への思いをふるさと納税ということでやっていただける体制をやはりつくっていかなければならない。そのために、一つはPR等を含めて基本的にどういう考え方を持っているかということと、それからもう一つは、その人たちとの触れ合いをするということで、単なる礼状ばかりではなくて、やはりふるさと通信的な何か、例えばラベンダーということであればラベンダーを中心とした、そういうふるさと通信をやっていくような具体的なことを今構想としてどう考えているか、その点をお伺いしたいと思います。

議長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(北川雅一君) 9番中村議員の御質問

にお答えをしたいと思います。

条例、今後のPR、取り組みでございますけれども、まだ具体的にどうだという形は正直とてございませんけれども、今、当面、行政のホームページの掲載ですとか、それからふるさと会、札幌上富良野会ですとか、東京上富良野会へ町長が出向きますので、そのときにPRを積極的に働きたいというふうに今のところ考えております。

あとは広報誌への掲載という形で、制度的には周知をいたしますけれども、知人、友人への紹介依頼ですとか、そういう形も今後の当面の取り組みとして対応を今考えているところでございます。

それと、礼状関係につきましても、当面、礼状、紙一枚ということではなくて、今できる範囲の中ではラベンダーのにおい袋だとかそういうものを同封しながら、今回のこういうふるさと納税、ラベンダーの里かみふらのふるさとの応援基金という内容も周知しながら、再度進めたいというふうに今考えているところでございます。

今後の具体的な部分について、いろいろと内部的には話は正直言って出てございますけれども、それが現実的にできるかという状況の範囲の部分もございますので、追々できる範囲の中で各関係団体とも協力をいただきながら進めたいということで今考えているところでございます。

前段申し上げました内容は早急にできる部分もございますので、そういう部分で対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 8月29日の課長会議の中での内容を、十分私、情報コーナーで見させていただきました。

やはり具体的にこれから町民を含めてこの運動を展開し、いかにふるさとの思い、ラベンダーの思いに関心を持って理解をし、ふるさと納税という形でやっていただくということになると、今、課長が言ったような、東京、札幌上富良野会とも当然あるだろうと思うし、僕はやはりパンフレットをつくった形でそういう方々のいる、特に10月31日ですか、札幌上富良野会があるということになると、そういう要旨等も含めた形でまだ1カ月以上ありますから、そういう準備をする。

それからもう一つは、やはり我々も含めて友人、知人に上富良野から出て行った人に対してお願いをするような町民の盛り上がりをつくる。それからもう一つは、クラス会だとか同窓会だとか、いろいろな形が上富良野である、もしくは持ち回りで他の市町村であるということであれば、そういうものもや

はり町民の皆様方をお願いをしたり、それぞれの幹事役の方にこういうことだというようなお願いの方法もあろうかと思えます。

それで、宮崎県はマンゴーを送るとか、いろいろな手だての方法があると思えますけれども、やはり私にはおい袋も当然ですけれども、上富良野ふるさと通信というような形で定着をして、そのふるさと納税が単年度で終わるのではなくて、継続して上富良野がこうやっているのだというような形のふるさと通信も発行するような形で考えていただきたいということで、一応意見として申し上げておきます。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（北川雅一君） 中村議員の御質問でございますが、中村議員の思いと私も同じでございます。

やはり町民を巻き込んでといいますか、取り組んでいく形が、先ほど後段言われましたクラス会ですとか同窓会ですとか、そういう関係も当然そういう情報が流れていくということで認識してございますので、そういう形の中でまた対応していきたいというふうに考えてございます。

それから、先ほど言いましたパンフレット等、10月の末に札幌上富良野会がございまして、その対応も、今言われた内容も含めて整理をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 何点が質問させていただきます。

一つ目には、ラベンダーの里かみふらのという形になっておりますが、この設置に当たっては文書の中で、このラベンダーそのものがやはり上富良野にとってシンボリックな要素があるということで、こういう名目になったような記述があります。

もう一つお伺いしたいのは、そういう中で子育て支援だとか、今、環境が重視されております。そういう意味で、やはり上富良野町が、ラベンダーも非常にいいと思うのですが、やはり環境を大切にしまちづくりという形で、ここには記述あるのですが、やはりそういった今までと変わった取り組みという点での基金の設置というところは検討されなかったのかお伺いしたいというふうに思います。

やはり寄附をする以上、そのお金を生かさなければならぬし、それがまた見える形の中で、住民がこれだけ利用されて、こういった部分が前進して支援できているのだなということがわかれば、またそれはそれで効果があるというふうに思いますが、そういった対応の寄附の条例の設置ということも考えられなかったのかお伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、例えば日の出公園及び管理に関する事業という形の中で、これだけにつき込まれるのではないかというような不安もあるわけで、日の出公園の管理という点では、もう既に管理そのものについては平時の予算でできるのだと思いますが、あそこを何かの形のグレードアップするのということなのかなというふうに思うのですが、私は今の感じで十分足り得るといふことの判断に立てば、こういったことの表現が適切なのかどうかという疑問があるわけで、その点どうなのかというところです。

また、運用において、一般会計等に入って利用された場合、これは利率等を定めるといふようになっておりますが、この点どういふような利率設定になるのかお伺いしたいと思います。

もう一つは、やはり今言われたように多様な取り組みをされております。自治体のホームページを見ればおわかりのように、お互いにラブコールができるような、そういう感じの血が通うようなまちづくりだったら応援したいということですから、そこにやはりきっちり帳じりを充てたふるさと納税条例の設置ということではなければこれが生きないのだと思いますので、その点をお伺いしておきたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（北川雅一君） 5番米沢議員の御質問でございます。

まず、ラベンダーの里という寄附条例を起こしたわけでございます。実はいろいろと内部でも検討をした状況でございます。

やはり上富良野町に思いをはせるということで、一番寄附していただけるようなネーミングは何かということに重要視して何回も実は話をさせていただいたところでございます。どうしてラベンダーなのというところが、やはり全国各地に知られた方は思うのではないかとということが、どうしても最後まで気持ちの中から離れなかったと。それで、上富良野町の町花でラベンダーという形にもなっておりますので、そんな形の中でこのラベンダーの里の寄附条例という形でセッティングをさせていただいたところでございます。

なお、子育て支援、それから環境の問題についても実は話を出されましたけれども、どうしても上富良野町の部分で、それと十勝岳の関係も実は出たところでございます。どうしてもそういう関係では、相手に対するPRが足りないなという形でございます。

なお、そういう子育てですとか環境については、そういう気持ちが寄附者としてあれば、先ほど申し

上げましたその他町長が別に定める事項で、その人の意思のもとでそちらのほうにも対応していくような部分も、この条例の中に入ったさせていただいているという形で、今回この条例を上げさせていただいているという状況でございます。

また、もう1点、寄附の関係で見える形でございます。この運用に際しては今まで全部寄附を受けてございますけれども、この条例を通して全部台帳を作成しながら、また公表もしなければならないという状況でございますので、どこにどういふ状況で使わせていただけるという形も、当然皆さんに周知をしていかなければならないというふうに考えてございますので、そんな対応もさせていただいてございます。

それと、日の出山という地区を限定して、米沢議員、日の出山の部分では今で十二分ではないかというお話もされてございましたけれども、前段申し上げました上富良野町のメインでありますラベンダー、日の出山の部分についても、今現実、苗畑につきましてもかなり古くなってきている状況も踏まえながら、あそこを中心核とした形の中で対応していくべきではないかということで、実は前段申し上げましたラベンダーという関係の結びつきから、そういう条件を設定をさせていただいたという形で対応させていただいております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 内容的には、運用も町長の裁量において一定部分は、その目的外においても道理があれば運用できるという項目は列記をされておりますが、そういうものも含めて、町のイメージアップにつながるという点で僕は否定はしませんけれども、やはり別な項目を起こしてこれから町のシンボルとしてこれをやっていくのだというようなイメージアップ作戦をやる必要があったのではないかなというふうに思います。

聞きましたら、まだ具体的などころまでは煮詰まっていないということでもありますから、本来でしたからこういうものとあわせて、具体的にどうなのかということもできていなければならないのだと思うのですが、これからつくるといふことでありますから大いにつくっていただきたいのですけれども、やはりそういうインパクトを与えるような、かといってそれは実行できないものであってはなりませんので、やはりそういう側面からの対応という点で、少し弱い部分もあるのではないかとふうに思っているのですが、この点をお伺いいたします。

それで、寄附された場合、この寄附の限度額というのを勉強させていただきたいのですが、参考まで

に決まっているのでしょうか。幾らまでできるのかという寄附限度額ですね。上限があるのかということをお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（北川雅一君） 5番米沢議員の御質問でございますけれども、イメージアップという形で、いろいろとない頭で一生懸命考えた部分も実はあったのでございますけれども、子育てですとか環境についても、インターネットを見ますとほかの町村や何かも取り組んでいる状況を見させていただきました。その中で、それがだめだということではないのですけれども、どうしてもやはり受ける側から考えますと、何がインパクトがあるのかなという形の中で、最終的にこれを選んだという状況でございます。

そういうこともございますので、寄附される御意志が子育てだということで、当然上富良野町の部分でされる部分については受け入れ体制もできてございますので、そんなことで整理をさせていただいたという経過でございます。

あと、上限につきましては、別に額はございませんので、今5,000円からという免除がございませぬけれども、寄附でございませぬので幾らからでも構いませんので、そんな形で寄附を受けたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） よろしいですね。

ほかにございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号

議長（西村昭教君） 日程第7 議案第6号上富良野町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（北川雅一君） ただいま上程いただきました、議案第6号上富良野町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、さきに提案の要旨を御説明申し上げます。

平成18年通常国会において、公益法人制度改革

三法が成立、制定されました。このことから、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律により、認可支援団体について準用する民法の法人に関する規定が削除されることに伴い、準用規定であった地方自治法第260条の2第15項が改められ、同法第260条の3以下に直接書きおろすなどの改正が行われております。

このことに伴いまして、上富良野町認可地縁団体印鑑条例の中で、地方自治法において準用する民法の規定を引用していることから、改正後の地方自治法における相当規定を引用するよう改正するもので、本議案を提案するものであります。

以下、議案を朗読し、説明申し上げます。

議案第6号上富良野町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例。

上富良野町認可地縁団体印鑑条例（平成5年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条、各号を次のように改める。これは、冒頭にて説明のとおり、民法の法人に関する規定が削除され、地方自治法での相当規定を運用する改正であります。

第1号は、職務代行者を定めるものであります。

第2号は、認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、仮代表者を選任する規定であります。

第3号は、認可地縁団体の代表者との利益が相反する事項については、特別代理人の提任規定であります。

第4号は、認可地縁団体が解散したとき、代表者がその清算人となる規定であります。

第8条第1項第3号は、認可地縁団体の解散事由が明記されたことにより、改正するものであります。

附則。この条例は、平成20年12月1日から施行する。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

ございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号

議長（西村昭教君） 日程第8 議案第7号上富良野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程いただきました、議案第7号上富良野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案要旨の説明を申し上げます。

さきに上程、可決いただきました第6号と同様、公益法人制度を抜本的に見直すため、平成20年12月1日から、いわゆる公益法人制度改正三法が施行されることに伴いまして、関係規定のある本条例につきまして制度変更在即するよう、減免対象を規定する第10条を改正するものでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第7号上富良野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

上富良野町道路占用料徴収条例（昭和28年上富良野町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第2号中、「公益法人（医療法人を除く。）」を「公益社団法人及び公益財団法人」に改める。

附則。この条例は、平成20年12月1日から施行する。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号

議長（西村昭教君） 日程第9 議案第8号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する

条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

町立病院事務長（大場富蔵君） ただいま上程いただきました、議案第8号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、医療法施行令の改正に伴います診療科目の表号の改正でございます。循環器科を循環器内科に改めようとするものでございます。

2点目は、町立病院の理念の明確化でございます。町立病院は、地域住民が安全で安心して暮らすために必要な医療機関として存在していることから、理念を定め、職員みずからを律することで信頼される病院づくりを進めてまいりたいと存じます。

以下、議案を朗読して説明といたします。

議案第8号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町病院事業の設置に関する条例（昭和42年上富良野町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を第1条の3とし、第1条の次に次の1条を加える。

（基本理念）。

第1条の2、病院事業の運営は、地域住民の健康を守るため、信頼される病院づくりを目指すことを基本理念とし、次に掲げる基本方針に添って行われなければならない。

第1号、安全で良質な医療を提供するため、医療水準の向上に努めること。

第2号、地域の医療、保健、福祉と連携し、地域医療の充実に努めること。

第3号、公共性を確保し、効率的で健全な病院運営に努めること。

第2条の見出しを「（診療科目等）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項第4号中、「循環器科」を「循環器内科」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明といたします。御審議賜りまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 質問させていただきますが、本当に非の打ちどころのない理念で、まことに

すばらしいと思うのですけれども、やはりこれを行う以上、理念としてはありましたけれども、こうやって形で出すということですから、やはりそれなりの覚悟ということで基本方針も書かれています。研修や質の向上、地域に信頼される病院になりたいと、質の向上という形でうたわれておりますが、やはりこれは職員そのものにも周知徹底するということなくして出てこないわけですから、ただ項目を立派に金看板に掲げたというのでは、これは宝の持ち腐れでありまして、身も心もそういうところまでいけるのかなというところを実践的に対処するというを図っていくということが大事だと思いますので、この点。

それと、地域医療という形で、もっと予防医療も含めた中で、なかなか僕がかかわりがよくわからないのですが、病院が地域予防医療とのかかわりの中で、今、大事な時期に係っているのですが、なかなかそれをどういうふうにあらわしているのかというところがよく姿として見えてこないもので、これだけ地域予防医療だとか、お年寄りから子供さんまで健康でありたいという思い、元気であればものもおいしく食べられますし、どこへ行っても健康で見ることもできますし、そういう意味では本当に一番大切なことだと思うのですけれども、そういった地域予防医療との関係で、今後上富良野町の病院のあり方というのはどのように進めようとしているのかお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（大場富蔵君） 5番米沢議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、定めただけではだめなわけございまして、この理念の原案をつくるに当たりましては、病院の中で病院経営改善検討委員会を設けて、その中で原案の作成を行い、できるだけ皆さんの職員のかかわった中で原案を作成して、そして各部署の代表からなる審議者会議に諮り、最終的に病院の中では院長決裁をもって病院としての原案をつくり上げてきたところでございます。

この条例改正をお認めいただくことによりまして、各部署にもこうやって決まりましたよということで、既にもう病院の中には何カ所か掲げている部分もありますけれども、それらの徹底を図っていききたいというふうに思っております。

上のほうだけで原案をつくったものではないということで、御理解を賜っておきたいと思っております。

それから、地域医療に関します予防の関係とのかかわりでございますけれども、議員おっしゃるとおり、確かに現状では不十分な点もあるなどは思っ

ているところでございますが、ことしから始めました特定健診等、まだ病院としては十分な体制ができているとは言いませんけれども、これらの部分もやはり町の公的な医療機関として担っていけるような体制づくりとか、そういうものにも今後力を入れていきたいというふうに思うところでございます。

以上です。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号

議長（西村昭教君） 日程第10 議案第9号上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（北川雅一君） ただいま上程いただきました、議案第9号上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

このたび、規約の変更を提案いたします公平委員会につきましては、地方公務員法による必置の機関で、上川支庁管内18町村と九つの一部事務組合で共同設置しているものであります。

規約の変更の内容につきましては、富良野圏域の5市町村、富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村の一部事務処理を行うため、平成20年9月1日に富良野広域連合が設置されたことにより、上川支庁管内町村公平委員会に対し、加入の申し出がありました。

このことから、組合規約の変更については、加入している全団体の議決を得て北海道知事への届け出が必要なことから、規約の一部の改正について本議案を提案するものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第9号上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更の件。

地方自治法第252条の7の規定により、上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約を次のとおり変更する。

上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約。

上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約（昭和38年規約第1号）の一部を次のように改正する。

別表に、富良野広域連合を加える。

附則において、この規約は公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

以上、議案の説明といたします。御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） ただいま上程されました上川支庁管内の町村公平委員会の共同設置規約ですが、これにつきましてはここに掲げてありますように、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用するというところでございます。

そういったことで、この公平委員会には、現在、富良野広域串内草地組合並びに上川南部消防事務組合が入っているわけでございまして、今回、富良野広域連合が加入するということになりますと、ダブる面が出てくるのではないかと思います。こういう点についてお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（北川雅一君） 8番岩崎議員の今の御質問でございますけれども、今、公平委員会、一部事務組合でございますので、各一部事務組合でまだ規約の変更等が提案されます。その時点が9月1日ということで施行になりますので、その時点という、時間がちょっとずれますけれども、そういう形で対応するような形になりますので、ということをお願いいたします。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） そういう部分が出てきたら、この現4組合が入るといような前提ですね。

そうすると、今現在2組合が加わってくるのは、これを消し去るといのか、文言がちょっと浮かんできませんが、そのあたりはいつどういう方法で上程されるのか。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 私のほうからお答えさせていただきます。

議員がおっしゃるように、この9月に知事の許可をいただきまして組織がスタートしたわけでありますので、そういう関係で、富良野広域連合としてこ

の組織に加入をするという手続を今議案としてとらせていただきます。

結果としましては、今、議員がおっしゃるような一部事務組合と重複しているということでありませぬ。ただ、この四つの一部事務組合については、21年3月をもって廃止をします。その原因をもって、またこの規約の変更をして、今、重複している一部組合をこの規約から削除するという議案の手続を今後とる予定となっておりますので、その結果、完全に来年の4月以降については広域連合に移行するということとなります。

今、その途上でございますので、重複している実態でございます。今申し上げたようなことから重複しているということで、ひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） その重複の場合につきましては理解をしたわけでございますけれども、もうちょっと踏み込んで、この富良野広域連合準備委員会に、現在、事務局といひますか、職員が出向して調整をしているのではないかなというふうに思っているわけでありませぬが、この上川支庁内の公平委員会の共同設置規約によりまして、5市町村が広域連合に4月1日からなるわけでございまして、現在出向している職員の身分といひますか、そういったものは今後も町職員であるのか、それとも広域連合職員という位置づけになるのか、そのあたりを確認したいと思ひます。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 職員は、当町からは主幹職1名を派遣してございませぬ。各市町村それぞれそういう形をとってございませぬので、そういう職員については、この9月1日をもって準備委員会という組織もなくなりましたので、広域連合の職員として9月1日付で併任の発令をしてございませぬ。

したがいまして、上富良野町の職員である主幹職が広域連合の職員を併任といひか、兼ねているという形で任命行為がなされているわけでありませぬので、御理解をいただきたいと思ひます。

議長（西村昭教君） ほかにございませぬか。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 確認させていただきたいのですが、今この規約の変更でして、これは今現存の上川南部消防事務組合、これは来年の3月に一応解散をして、そして4月から新たに発足すると、こういうふうなとらえ方でよろしいのでしょうか。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 2番村上議員の御質問に

お答えしますけれども、おおむねそういうことだということでございまして、組織そのものは岩崎議員にも申しあげましたように並行してございます。

ただ、広域連合の中では、今申しあげてございまず一部事務組合で行っている業務については、来年の4月に広域連合で自主的に業務を開始するというところでございますので、そういう関係から、広域連合の中では今申しあげますように、来年の4月にスタートするための限られた職員で組織活動をしているということでございます。したがって、4月1日に完全移行することを前提に、3月をもって解散、こういう関連の手続をとるということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（西村昭教君） 会議を再開いたします。

日程第11 議案第10号

議長（西村昭教君） 日程第11 議案第10号北海道市町村備荒資金組合同約の変更の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（北川雅一君） ただいま上程いただきました、議案第10号北海道市町村備荒資金組合同約の変更の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

北海道市町村備荒資金組合は、道内すべての市町村を構成団体とし組織しております。規約の変更にあたっては、地方自治法第286条及び同法第290条の規定により、構成する全市町村議会の議決が必要であります。

このたび協議にあった規約の変更内容につきましては、これまで災害による減収補てんや災害対策経費に支出する場合のみ市長が認められていた普通納付金の返還の特例制度を創設しようとするもので

あります。

これは、ことし2月に、赤平市から市町村備荒資金組合に対し、財政再生団体となることを回避し、財政の自主健全化を図るため、普通納付金の使用要請があったことから検討してきたものであります。道内においては財政基盤が貧弱で厳しい財政運営を余儀なくされている市町村も多く、将来景気動向等によって財政危機に直面し、円滑な行財政運営に支障を来すことも想定されることから、道内市町村全体にかかわる問題であると判断し、この機会に組合の設立目的である隣保相扶の精神や財政運営の健全化の観点から、財政再生団体となることを回避するための緊急避難的な措置として当該市町村の自助努力を補完するため、普通納付金の返還の特例制度を規定する条文を追加するものであります。

以上、議案を朗読し、改正内容について説明させていただきます。

議案第10号北海道市町村備荒資金組合同約の変更の件。

地方自治法第286条の1の規定により、北海道市町村備荒資金組合同約の変更について協議があったので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

北海道市町村備荒資金組合同約の一部改正する規約。

北海道市町村備荒資金組合同約（昭和31年規約第1号）の一部を次のように改正する。

第16条に見出しとして「（返還等）」を付する。

第16条の次に次の1条を加える。

第16条の2第1項は、財政再生団体となるおそれのある組合市町村は、普通納付金等の返還を求めることができる規定です。

第16条の2第2項は、普通納付金等の返還を認める場合の要件の規定です。

第16条の2第3項は、普通納付金等の返還を受けた組合市町村の納付再開に関する規定となっております。

附則において、この規約は北海道知事の許可のあった日から施行する。

以上、議案の説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号

議長(西村昭教君) 日程第12 議案第11号 財産取得の件(塵芥収集車)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長(田中利幸君) ただいま上程されました議案第11号財産取得の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

現在、町が所有しております塵芥収集車は、平成11年に特定防衛施設周辺整備調整交付金により導入したものでありまして、耐用年数4年のところ、既に6年目となって稼働しておりますが、生ごみ等を積み込むために下層部分の腐食等も激しく、また、老朽化に伴いまして修繕費用等もかさむ現状でありますことから、このたび特定防衛施設周辺整備調整交付金の補助を受け、更新整備するものであります。

塵芥収集車の概要につきましては、大型トラック5.5トン、ロータリープレス式仕様であります。購入に当たりましては、北海道内の納入できる指名登録業者4社を指名いたしまして、9月4日入札の結果、北海道いすゞ自動車株式会社旭川支店が落札いたしました。

本件の財産取得額といたしましては、消費税を含めまして1,428万円となりますが、原有車両の下取り価格10万5,000円を差し引いた残りの1,417万5,000円を差額として相手方に支払いを行う交換契約を締結することとしてございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第11号財産取得の件。

塵芥収集車を次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。記。

- 1、取得の目的、塵芥収集車。
- 2、取得の方法、指名競争入札による。
- 3、取得金額、1,417万5,000円。
- 4、取得の相手方、旭川市永山3条2丁目1番6号、北海道いすゞ自動車株式会社旭川支店、支店長佐賀弘。
- 5、納期、平成21年1月30日。

以上で説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

午後 1時07分 休憩

午後 1時09分 再開

議長(西村昭教君) 会議を再開いたします。

日程第13 議案第12号

議長(西村昭教君) 日程第13 議案第12号 教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) ただいま上程いただきまして、教育委員会委員の任命の件につきまして、提案の趣旨につきまして御説明を申し上げたいと思っております。

現在、教育委員1期目を努めていただいております菅野博和氏が、この9月末をもって任期満了となるわけでありまして、この4年間、教育行政に多大な御貢献をいただいているというようなことから、引き続き再任をお願いしたいということで、議会への同意を求める議案でございます。

朗読をもって御提案させていただきます。

議案第12号教育委員会委員の任命の件。

上富良野町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、上富良野町西12線北36号。

氏名、菅野博和、昭和28年2月28日生まれ。

以上でございます。御同意のほど、よろしく願いいたします。

なお、経歴等につきましては、別添配付させていただきますので、御高覧賜りたいと思っております。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は、先例に基づき、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思えます。

これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第12号教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

日程第14 議案第13号

議長（西村昭教君） 日程第14 議案第13号教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） ただいま上程いただきました議案第13号につきまして、趣旨説明をさせていただきます。

現在、教育長を努めております中澤良隆氏であります。この9月末をもって任期満了となるわけです。

私といたしましては、再任をということで留任をお願いしたところでありますが、本人の辞意が非常に固いということから、私といたしましては辞任を承諾し認めるところでございます。

その後任といたしまして、現在、総務課長を努めております北川雅一を教育委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるところでございます。

なお、北川雅一の経歴等につきましては、別添配付させていただいておりますので御高覧賜り、参考としていただければというふうに思えます。

朗読をもって、議案の御提案をさせていただきます。

議案第13号教育委員会委員の任命の件。

上富良野町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求め。

記。

住所、上富良野町宮町3丁目1番24号。

氏名、北川雅一、昭和25年7月29日生まれ。

以上であります。御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は、先例に基づき質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第13号教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

日程第15 発議案第1号

議長（西村昭教君） 日程第15 発議案第1号町内行政調査実施に関する決議の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

1 1 番渡部洋己君。

1 1 番（渡部洋己君） ただいま上程いただきました、発議案第1号町内行政調査実施に関する決議の内容を、朗読をもって提案いたしたいと思えます。

発議案第1号町内行政調査実施に関する決議。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員渡部洋己。賛成者、上富良野町議会議員中村有秀。

町内行政調査実施に関する決議。

本議会は、次により町内公共施設等の状況を調査する。

記。

1、実施の期日、議決の日以降において、1日以内とする。

2、実施の目的、町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察し、今後の議会活動の資とする。

3、調査事項及び方法。

（1）町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察する。

（2）全議員による合同調査とし、特に意見を付するものについては、各常任委員会の所管事務調査として、それぞれ行うものとする。

（3）本件は、議会閉会中において調査を行うものとする。

以上、説明を終わりたいと思います。審議いただきまして、決議されますようお願いいたします。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16 発議案第2号

議長（西村昭教君） 日程第16 発議案第2号 議員派遣の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

7番金子益三君。

7番（金子益三君） ただいま上程されました発議案第2号を、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第2号議員派遣の件。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出者、上富良野町議会議員金子益三。賛成者、上富良野町議会議員渡部洋己、同じく中村有秀。

議員派遣の件。

次のとおり、地方自治法第100条第12項及び会議規則第121条の規定により議員を派遣する。

記。

上川町村議会議長会主催の議員研修会。

1、目的、分権時代に対応した議会の活性化に資するため。

2、派遣場所、旭川市。

3、期間、平成20年10月21日、1日間。

4、派遣議員、全議員13名。

以上、御審議賜りまして、原案をお認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17 発議案第3号

議長（西村昭教君） 日程第17 発議案第3号 上富良野町議会議規則の一部を改正する規則の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

7番金子益三君。

7番（金子益三君） ただいま上程いただきました、発議案第3号上富良野町議会議規則の一部を改正する規則につきまして、その提案の趣旨を御説明申し上げます。

各町村議会における実態として、全員協議会、本町は議員協議会など、議会における審議や議会運営の充実を図る目的で協議や調整のための場が設けられていますが、現行法上は正規の議会活動は本会議や委員会への出席と議員派遣などに限られるという解釈がとられてきましたが、今回、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）が平成20年6月18日に公布され、議会議規則に関する部分は平成20年9月1日から施行されてきたことに伴い、全員協議会等の活動が正規の議員活動と位置づけられ、全員協議会を会議規則に規定するものであります。

以下、上富良野町議会議規則の一部を改正する規則の説明を、議案の朗読をもって説明いたします。

発議案第3号上富良野町議会議規則の一部を改正する規則。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出者、上富良野町議会議員金子益三。賛成者、上富良野町議会議員渡部洋己、同じく中村有秀。

上富良野町議会議規則の一部を改正する規則。

上富良野町議会議規則（昭和62年議会規則第1号）の一部を次のとおり改正する。

目次中「第15章 議員の派遣（第121条）第16章 補則（第122条）」を「第15章 全員協議会（第121条）第16章 議員の派遣（第122条）第17章 補則（第123条）」に改める。

本文中「第15章」を「第16章」に、「第16章」を「第17章」にそれぞれ1章ずつ繰り下げ、第121条中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改め、同条を第122条とし、第122条を第123条とする。

第14章に次の1章を加える。

第15章 全員協議会。

第121条、法第100条第12項の規定により、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う場として、全員協議会を設ける。

2、全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

3、全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則。この規則は、公布の日から施行する。

御審議賜りまして、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第18 発議案第4号

議長（西村昭教君） 日程第18 発議案第4号 北海道の活性化を図るための地方分権改革の推進に関する意見の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

11 番渡部洋己君。

11 番（渡部洋己君） ただいま上程いただきました、発議案第4号北海道の活性化を図るための地方分権改革の推進に関する意見の件を朗読をもって説明いたしたいと思います。

発議案第4号北海道の活性化を図るための地方分権改革の推進に関する意見。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員渡部洋己。賛成者、上富良野町議会議員中村有秀。

裏面をごらんいただきたいと思います。

北海道の活性化を図るための地方分権改革の推進に関する意見書。

地方分権改革推進委員会では、第2次勧告に当たって、国の出先機関の見直しの方向性について、具体的な改革像を提言する予定であります。

この間、私どもを初め地方6団体は、国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会を実現するという分権本来の目的を達成するた

めに、一貫して第2次地方分権改革推進の立場をとってきたところであります。

しかしながら、最近の北海道開発局をめぐる論議については、必ずしも私どもが意図した方向と一致していないと感じているところであります。

北海道開発局の見直しは、依然として低迷している北海道経済や道路・河川などの管理及び防災体制を初め、おこなっている社会基盤整備の面などからも与える影響は極めて大きく、慎重な検討が必要と考えております。

つきましては、地方分権改革は、北海道や市町村の意見を十分に受けとめながら拙速ではなく、地域主権型社会の実現に向けた真の改革になるよう、次の事項について強く要望します。

記。

1、改革は、北海道開発局が担っている行政サービスの水準を低下させず、かつ、将来の北海道活性化につながるものではないなければならない。よって、安易な北海道開発局の廃止論議には反対する。

2、今後の北海道開発行政のあり方を先行して検討した上で、改革後の北海道の姿などの内容を明示し、町民はもとより、地方自治体に不安が生じないようにすること。

3、北海道開発事業の一括計上や補助金等における北海道特例制度を継続するとともに、国の事務権限等の移譲は、財源と一体的に行うこと。

4、北海道経済に与える影響等を十分考慮し、性急な改革ではなく、慎重な改革行程を明示すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、総務大臣、以上であります。

審議いただきまして、お認めくださいますようお願いいたします。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第19 発議案第5号

議長（西村昭教君） 日程第19 発議案第5号 農業用生産資材高騰等に関する意見の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

11 番渡部洋己君。

11 番（渡部洋己君） ただいま上程いただきました、発議案第5号農業用生産資材高騰等に関する意見の件を朗読をもって説明いたしたいと思っております。

発議案第5号農業用生産資材高騰等に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員渡部洋己。賛成者、上富良野町議会議員中村有秀。

1枚をめくっていただきたいと思っております。

農業用生産資材高騰等に関する意見書。

世界的な原油や鉄鉱などの資源が高騰する中で、農業生産に欠かすことのできない石油製品を初め飼料・肥料など各種生産資材は異常な勢いで価格上昇を続けており、農家は悲惨な経営状況に追い込まれている。

農林水産統計の「農業物価指数」によると、平成15年から19年までの4年間に、農業生産資材価格指数（総合）は8ポイント上昇し、特に飼料については22ポイント、光熱動力30.2ポイント、肥料9.3ポイントと大幅に上昇している。

一方、生産物の農産物価格指数（総合）はコスト上昇にもかかわらず6.9ポイント低下し、価格転嫁が行われないばかりか、逆に値下がりが続いている。しかも、ことしになっても肥料が6割も上昇するなど、生産を続ければ続けるほど赤字が増すなど、もはや生産者の自助努力は限界を超えている。

よって、我が国農業の持続性と食料の安定供給、農村の維持を図るため、農業用生産資材の高騰対策など下記事項を実現するよう強く要請する。

記。

1、石油製品、肥料などの生産資材高騰対策。

（1）国は、高騰を続けている軽油、灯油、A重油、ガソリンや飼料、肥料及び今後、大幅な値上がりが見込まれるビニールなど被覆材、農機具、農薬など各種資材について、緊急に価格抑制対策を講ずること。

「農業生産資材費低減のための行動計画」を見直し、生産資材費引き下げのための数値目標を盛り込んだ具体的な行程表を策定すること。

農林業で使用する軽油、灯油、A重油、ガソリンなどの異常高騰に対して、価格補てん措置を講ず

ること。

軽油及びA重油の免税措置を恒久化することとともに、ガソリンについても揮発油税の免税措置、リッター当たり53円80銭を講ずること。

大幅値上げの肥料に対し、直接的な価格補てん対策を講ずること。

配合飼料価格安定制度の安定的運用に向けた万全な財政措置、新たな酪農畜産経営安定対策の構築、自給飼料基盤の抜本的強化対策などを講ずること。

（2）急激なコスト上昇に対するセーフティネット対策を確定するとともに「水田・畑作経営所得安定対策」を早急に見直すこと。

（3）人類の生存に不可欠な食料及び農業生産に必要な各種資源については、投機マネーの投機対象からの除外や自粛などを各国に求めること。

また、原油や鉄鉱など各種資源について、需要と供給安定に向けて世界的な共同行動（売り惜しみや価格つり上げなどの防止）の実施を働きかけること。

2、農畜産物への適切な価格転嫁対策。

（1）国は、農畜産物の価格に燃料費などの上昇分を上乗せして販売するサーチャージ制の導入などを早急に確立すること。

（2）国は、コスト上昇分をスムーズに価格転嫁できるように、流通・加工業者を初め卸・販売業者等に対する環境整備を行うこと。特に、コスト高に苦しんでいる国内農業の現状について、国民から十分な理解が得られるよう、啓蒙宣伝活動を広範に展開すること。

3、省エネ、資材の低投入など環境保全型農業の推進。

（1）耕畜連携による堆肥の投入、地域有機資源の活用、緑肥など地力増進作物の作付けなどに対する支援措置を講ずること。

また、風力・太陽光など自然エネルギー、地域資源バイオマスの振興と農業への活用などに対する支援策を講ずること。

（2）農地・水・環境保全対策の営農活動支援については、農家戸々を対象にすることを認めるとともに、地元負担の廃止、作物別単価の引き上げなど制度改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、以上でございます。

御審議いただきまして、お認めくださいますようお願いいたします。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第20 発議案第6号

議長（西村昭教君） 日程第20 発議案第6号原油価格高騰による住民生活に関する意見の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） ただいま上程いただきました、発議案第6号原油価格高騰による住民生活に関する意見書の件について、議案の朗読によって提案をいたしますので、御審議をいただきお認めくださるようお願い申し上げます。

発議案第6号原油価格高騰による住民生活に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員中村有秀。賛成者、上富良野町議会議員渡部洋己。

次ページをお開きいただきたいと思います。

原油価格高騰による住民生活に関する意見書。

最近の異常な原油価格の高騰は、ガソリンなどの石油製品の大幅な値上げや原材料の高騰を招き、日本経済にさまざまな影響を及ぼしています。

本町においても、灯油、ガソリン、軽油などの石油製品価格や鋼材、飼料などの原材料に連動して諸物価が値上がりが続けております。特に積雪寒冷の厳しい気象条件のもと、住民生活にとっては灯油の安定的な供給と価格の安定が不可欠であり、さらには本町の経済を支える農林業などの活動や中小企業の経営に極めて深刻な影響が生じております。

つきましては、本町の現状を御理解いただき、次の事項につきまして、早期実現について特段の御配慮を賜りますよう強く要望いたします。

記。

1、家庭用灯油や産業用油脂等の安定供給と価格安定対策の推進。

（1）原料や原材料の価格高騰を原因とする石油

製品、食料品、日用品、産業用資材等の価格高騰が進んでおり、住民生活や産業活動への負担増が深刻化している現状を踏まえ、原油高に対する国際的な協調体制の推進など、抜本的な価格安定対策を早急に講じること。

（2）積雪寒冷地である北海道の生活において、一世帯当たりの灯油使用料は全国平均の約3倍であり、灯油は生活必需品として欠かすことのできないものであることから、灯油の在庫量を十分確保し、安定供給に万全の対策を講じること。

また、国家石油備蓄については、今後、灯油及び産業用油種等の需要逼迫による価格の急騰など、石油の供給が不足する事態が生じるおそれがある場合には、備蓄石油を放出すること。

2、低所得者の安定した生活の確保。

（1）低所得の高齢者世帯や障がい者世帯等について、地域において安心して暮らし続けることができるよう、経済的な負担軽減を図るため、灯油購入費等の経費に対する支援措置を講じること。

（2）生活保護法による冬季薪炭費特別基準について、灯油小売価格急騰の実態に即して増額を図ること。

3、児童福祉施設、老人福祉施設等における安心な生活の場の確保。

（1）児童福祉施設等に対する措置費や運営費補助金を原油及び原材料高騰の実態に即して引き上げるなど、必要な措置を講じること。

（2）老人福祉施設等に対する冬季加算や採暖費等を使用の実態に即し引き上げるなど、必要な措置を講じること。

4、地方公共団体の追加的な財政需要の支援。

（1）積雪寒冷地である本町においては、燃料費の増高による福祉灯油事業など地方公共団体の自主的な取り組みに対する経費や公共施設等の燃料費増高に対する経費は、地方公共団体の厳しい財政をさらに圧迫するものであるから、これらの負担軽減のため、所要の財政措置を講じること。

（2）鋼材価格の高騰に対し、自治体の追加支出を抑制するため、公立学校施設整備費国費負担事業に係る国庫補助単価を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学省、厚生労働大臣、経済産業大臣、以上でございます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第21 閉会中の継続調査申し出の件

議長（西村昭教君） 閉会中の継続調査申し出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、目下、委員会において別紙配付申し出書の事件について、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のあったとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

町長あいさつ

議長（西村昭教君） ここで、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

町長尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） 平成20年第3回上富良野町定例町議会の閉会に当たり、議長のお許しを得て一言ごあいさつを申し上げます。

本定例町議会は18日に招集され、今日までの2日間、議員各位の真剣なる御審議を賜りまして、衷心より敬意と感謝を申し上げます。

この審議中に賜りました御意見、御提言等につきましては十分に尊重し、今後の行政執行の中で遺憾なきよう、その取り組みをしてまいる所存であります。

さて、私事でまことに恐縮ではございますが、町長に就任させていただき、早いもので3期12年も、あと残すところ3カ月ほどとなりました。任期満了を迎えることとなるわけでありませう。

この間、不行き届きの点、御不満なことなど多々あったことと思っておりますが、議員各位並びに町民の皆様、そして職員の格別なる御理解と御支援・御協力を賜りまして町政執行の任に当たり得ましたことを心から深く感謝申し上げますとともに、厚くお礼を

申し上げます。

顧みますと、就任早々に我が町開基100年の輝かしい歴史の節目に当たり、町民皆様とともにその先人の労苦を忍び、心から感謝を申し上げながら開基100年の輝かしい歴史をお祝いすることができましたことが、殊さら今なお私の胸に強く刻まれているところであります。

私は、その歴史を継承し、上富良野町の2世紀が豊かで新しい希望に満ちた地域社会として創造していくことで、さらなる思いを強くいたしたところでございます。

幸いにして、町民の皆様と協働で策定いたしました上富良野町の2世紀初頭が豊かで、新しい希望に満ちた地域社会として成長、発展していくことを願い、第4次総合計画の「四季彩のまち・かみふらの

ふれあい大地の創造」を目指し、新世紀のまちづくりに取り組んでまいりました。しかしながら、バブルの崩壊とともに経済構造改革の時代に入り、地方自治体を取り巻く環境は非常に厳しく、国家財政はもとより、地方財政はより一層の厳しさを増してまいりました。

そうした中で、町民の皆様により町の財政状況を共有してもらうために、町の台所白書を全戸に配付させていただくとともに、行財政改革に着手いたしてまいりました。

行財政運営の健全化と職員定数の削減や人件費抑制を意図とする組織改革など、今後を見据えた内部改革を図るとともに、受益者負担の原則による負担の見直しを実施させていただくなど、補助金、助成金の改革もさせていただきました。

国の三位一体改革により、補助金、助成金や地方交付税の大幅な削減により、地方財政は極めて厳しく危機的な状況となった中で、中長期的な財政計画の道筋をつけた行財政改革に取り組んでまいりました。

こうした状況のもと、私にとっては3回目の行財政改革も今年度最終年度を迎えました。今期の財政改革では、歳入に見合った歳出構造を目指すことを重点にした改革を進めてまいりました。その結果、議員各位並びに町民の皆様のご御理解と御協力により、目的を達成することができ得ました。

今後も厳しい財政運営は続くとは思いますが、歳入不足を補うために事業の中止や縮小をしたり基金を補てんしたりするような歳入確保を図らなくてもよい、歳入に見合った歳出構造の財政運営が可能になってまいりました。これらも、受益者負担の原則を維持しながらも、負担能力に見合った均衡のとれた見直しや基金をもって新しく事業対応も図れる財政状況が整ったと思うところであります。

同じように、今年度最終年度を迎えた第4次総合計画であります。議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力によりまして、さきに説明させていただいた第4次総合計画評価報告書のとおり、極めて厳しい財政状況のもとではありましたが、「四季彩のまち・かみふらの ふれあい大地の創造」を目指した我がまちの2世紀始まりのまちづくりも、ある程度の成果を上げられたものと思うところでございます。

来年度からスタートする我が町開基120年に向けた10年間のまちづくりの指針である第5次総合計画も、「四季彩のまち・かみふらの 風土に映える暮らしのデザイン」を将来像とした基本構想の御議決もいただき、新たな時代に向かう我が町が、現在、御協議いただいております自治基本条例の制定を賜ることと、富良野圏域との連携を図り、広域連合の一員となり、自主・自立のまちづくりの方向を示すことができると思うところであります。このことは、我がまちの基礎を築いていただいた先人の労苦に報いられたものであると確信をいたしているところであります。

このように、前向きに進む我が町にとって、現在障害となる大きな課題が生じております。その一つは、上富良野高等学校の統廃合の問題であります。二つ目は、上富良野駐屯地の大幅な削減であります。この二つの問題は、どちらも町にとっては大きな問題であり、基礎自治体としての町の存続にかかわる大問題でもあります。

まず、前段の上富良野高等学校についてであります。御承知のとおり、旧校舎を新築すれば子供たちが入学して存続するものと思いき、どうにか新築をしていただきました。しかしながら、富良野圏域の児童生徒の減少に伴い、新校舎の落成のころには統廃合の問題が生じてまいりました。その結果、上富良野高等学校においては、新校舎落成とともに1学級減の間口校となってしまいました。

このことは、新しい高等学校教育に関する指針により、原則1学年3学級以下の高等学校は再編整備の方向性が打ち出され、我が町においても署名運動などを展開し、存続の要望を続けてまいっているところであります。

過日、北海道教育委員会より、富良野圏域では、富良野高等学校で一間口減とした内容の3カ年の高等学校配置計画が示されたところでありますが、いずれにいたしましても、引き続き地域の方々に入学生がふえることが大変重要であることを御理解いただくとともに、子供たちが進んで入学を希望する高等学校経営となるように心から願うところであります。

次に、後段の上富良野駐屯地の大幅な削減であります。このことにつきましては、既に平成16年12月10日に閣議決定された今期防衛計画の大綱によって、火砲戦車の大幅な削減、また、今期防衛力整備計画による北海道からの大勢の自衛官を西方に異動させる西方重視が決定されました。

このことにより、上富良野駐屯地からは火砲地对艦ミサイル、戦車の部隊の廃止や改編により、隊員数で1,100名ぐらい駐屯地隊員の削減になり、家族を含めると2,500から3,000名ぐらいの人口の減少になるものと予測され、大変な危機感を感じてまいりました。

この平成16年秋には、私自身のことをすべて他の人をお願いをしておの要望運動の活動に専念いたしてまいりました。このことにより、次期の防衛力整備計画、また、上富良野駐屯地には、その区間までは手をつけないように努めたいというようなお話、また、今期防衛力整備計画の見直しと次期防衛力整備計画の策定の間に見直しに努力してほしいというような暗黙のお話しをさせていただいてきたところであります。

次来、今日までの間、御承知のとおり沿線6市町村の御協力もいただきまして、総決起大会や駐屯地の現状規模堅持の懸垂幕、のぼり、ポスター等の掲示、大型はがきの発送、地域住民の署名運動などなどの実施を図るとともに、各関係者や関係機関に対しての要望運動を幾度となく実施してまいりました。これらの運動等の実施に対しましては、沿線6自治体の市町村長、議会議長、商工会議所並びに商工会長さん方々の御参加をいただき実施をしてまいりました。御協力いただいた皆様に、心から感謝とお礼を申し上げる次第であります。

このように、多くの皆様の御協力と御苦勞によりまして、各関係者や関係機関の方々にある程度の理解を得ていただいたものと私は思っております。しかしながら、現在の状況からしますと、上富良野駐屯地の改編は避けられない状況にあると思われま。その削減については、当初の計画よりも大幅に縮小されるものと私は期待をいたしております。

また、今後は、上富良野駐屯地を思っている多くの方々の御支援を得て、引き続き頓挫した計画などの復活に努めていくことで、最小限の削減に努力していかねばならないと思っております。

以上、述べさせていただきましたとおり、私にとっては一定の区切りをつけさせていただけるときではないかと思っております。また、この任期期間中、私は私なりに職務を全力で果たしてまいったつもりでもございます。

現在、私も体力の限界をも感じておりますし、また、既に志を立てている方々もおりますので、後援会の方々と相談をいたしました結果、私はこの任期をもって退任することを決意いたしましたところであります。

12年前に静かに岸壁を離れ出向した船が、荒波や波穏やかなときもありましたけれども、どうにか航海を終えて港に入りかけた心境であります。この上は、静かに岸壁に接岸したいと願っております。

これまでの3期12年間、町民の皆さん方、議員各位、そして職員の皆様方に御支援と御協力を賜り職責を果たし得て退任できることに心から感謝をいたしております。まことにありがとうございました。

いずれにいたしましても、残された3カ月余りの期間、全力を傾注して行政推進に努めてまいり所存であります。特に、自衛隊上富良野駐屯地の廃止削減問題は、これからも長く続く問題であります。これまで御厚情賜った多くの関係者、関係機関の方々のお力をおかりいたしまして、来年、平成21年12月の閣議決定される予定の今期防衛計画大綱の見直しと次期防衛力整備計画の策定に向けて、現在は各陸海空自衛隊幕僚幹部において今年度中に原案策定中であります。

この原案に現状計画の上富良野駐屯地の廃止改編をどのように見直しを図ってもらえるか、そして一時期決まりかけていた他の地域の部隊の上富良野駐屯地への移住がどう進められるのか、残された各部隊の充足率を上げることなど、今後も私に残された任期間中は全力で努めを果たしてまいり所存であります。

議員各位並びに町民の皆様方の特段の御協力、御支援、御鞭撻を心からお願い申し上げます。まことにありがとうございました。（拍手）

教育長あいさつ

議長（西村昭教君） 次に、教育長より発言の申し出がありますので、これを許します。

教育長中澤良隆君。

教育長（中澤良隆君） 大変貴重な時間を割いていただき、退任のあいさつの機会をいただきましたことに感謝とお礼を申し上げます。

さて、私はこの9月30日をもって、1期4年間の教育長職を退任することとなりました。

4年前の平成16年10月1日より教育長に就任させていただき、この間、尾岸町長並びに議員各位を初め教育委員の皆さん、同僚職員の力強い御支援、御協力により、何とか職責を果たすことができた。

ました。

さらには、教育のプロであり、教職への情熱豊かな校長先生や先生方にも恵まれ、大きな支えとなっただけで、何とかかんとか教育行政のトップとしての職責を全うすることができたことを心から感謝しているところであります。

私にとりましては、この1期4年間、本当に密度の濃い4年間でありました。また、目には見えない大きな重責を背負い、圧力を感じながらの4年間でもありました。

顧みますと、4年間という短い期間ではありましたが、本当にさまざまな出来事がありました。児童数の急激な減少による清富小学校の閉校、また、待望の校舎新築は果たしましたが、入学者数の減少が顕著となつての上富良野高等学校の存続問題、そして事務長の金銭事故、さらには、私が一番プレッシャーを感じた出来事は、滝川市や福岡県の筑前町でのいじめによる自殺が発端となり、相次ぐ児童生徒の自殺問題が発生し、命の大切さが叫ばれたのもこのころでありました。

昨日にも、福岡市で小学1年生の男の子が小さな命を奪われるという痛ましい事件がありましたが、子供たちを巻き込んだ不審者による事件が全国至るところで相次ぎました。

これらのいじめや不審者の出没などは、いつ我が町で起きてもおかしくないという重圧を常に感じての日々であり、先生方や地域の方々とのこれからの対策に没頭したことが思い出されます。

しかしながら、上富良野町の子供たちは、このような状況にも揺らぐことなく、昨年、上富良野小学校と上富良野中学校が全道吹奏楽大会で金賞を受賞し、上富良野中学校が東日本大会へ出場、引き続き上富良野中学校駅伝チームが札幌以北で初めて全道優勝し、山口県で行われた全国大会への出場を果たすとともに、ことしもまた上中の吹奏楽部が全国大会への出場権を得るなど、子供たちの驚くばかりの活躍によって大きな感動を受けたところでもあります。

これらの子供たちの頑張り、町民も大きな刺激を受け、明るく元気で活力のあるまちづくりの一端を担うことができたのではないかと自負しているところでもあります。今は本当に楽しい思い出でいっぱいあります。

今、退任を間近にし、皆さんの評価はともかくといたしまして、私なりに満足のできる1期4年間の教育長を含めての通算38年6カ月の町職員生活でありました。皆さん本当にありがとうございました。

これからの行政運営は、さらに厳しさを増す情勢

にあります。また、教育を取り巻く情勢も、教育基本法が60年ぶりに改正され、それに伴っての教育三法の改正等もあり、これからの教育界においてもますます激動の時代を迎えることが予想されます。この難しい時代を乗り越えるためには、行政と町民とが一体となって知恵を出し合い、努力を重ね、協働でのまちづくりを進めることによって解決がなされるものと確信をする次第であります。

最後になりましたが、自然豊かなふるさと上富良野町が未来永劫発展進歩を遂げることを心から念願するとともに、皆様方の御健勝と御活躍を心から御期待申し上げ、感謝の言葉といたします。

本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

閉 会 宣 告

議長（西村昭教君） これにて、平成20年第3回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後 2時07分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成20年9月19日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 和 田 昭 彦

署名議員 渡 部 洋 己